

## 総務財政委員会 案件一覧

(令和7年11月11日開催分)

○所管事務報告 6件

部局	報告順	件 名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画経営部	1	令和8年度予算 予算編成過程の公表について	1	高野 財政課長
	2	令和7年大田区政に関する世論調査結果について	2	阿部 広聰広報課長
	3	令和7年度 区民と区長との懇談会について	3	阿部 広聰広報課長
総務部	4	第9期大田区男女共同参画推進プラン（素案）に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について	1	要 人権・男女平等推進課長
	5	令和6年度 指定管理者のモニタリング結果について	2	要 人権・男女平等推進課長
	6	工事請負契約の報告について ①桜のプロムナードの整備工事（仲池上）その1 ②貴船堀公園改良工事その1 ③かにくぼ公園拡張工事（拡張部整備） ④大田区池上会館舞台照明設備改修工事	3	武藤 経理管財課長

## 令和8年度予算 予算編成過程の公表について ～当初要求状況～

- ✓ 大田区では、予算編成過程の透明性を確保し、区民への説明責任を果たすことをもって、予算編成の質の向上を図るため、本資料を作成し公表しています。
- ✓ 令和8年度予算について、令和7年9月26日時点の当初要求状況等を公表します。

### 1 令和8年度予算編成の基本方針

令和8年度予算は、「住み続けたいまちNo.1へ 暮らしに寄り添い 笑顔と心をつなげていく予算」と位置づけ、区民に身近な基礎自治体として地域特性を踏まえた価値の高い施策の構築に向け、基本構想における4つの基本目標の実現に向けた施策を重点ポイントとし、特に優先的に取り組みます。

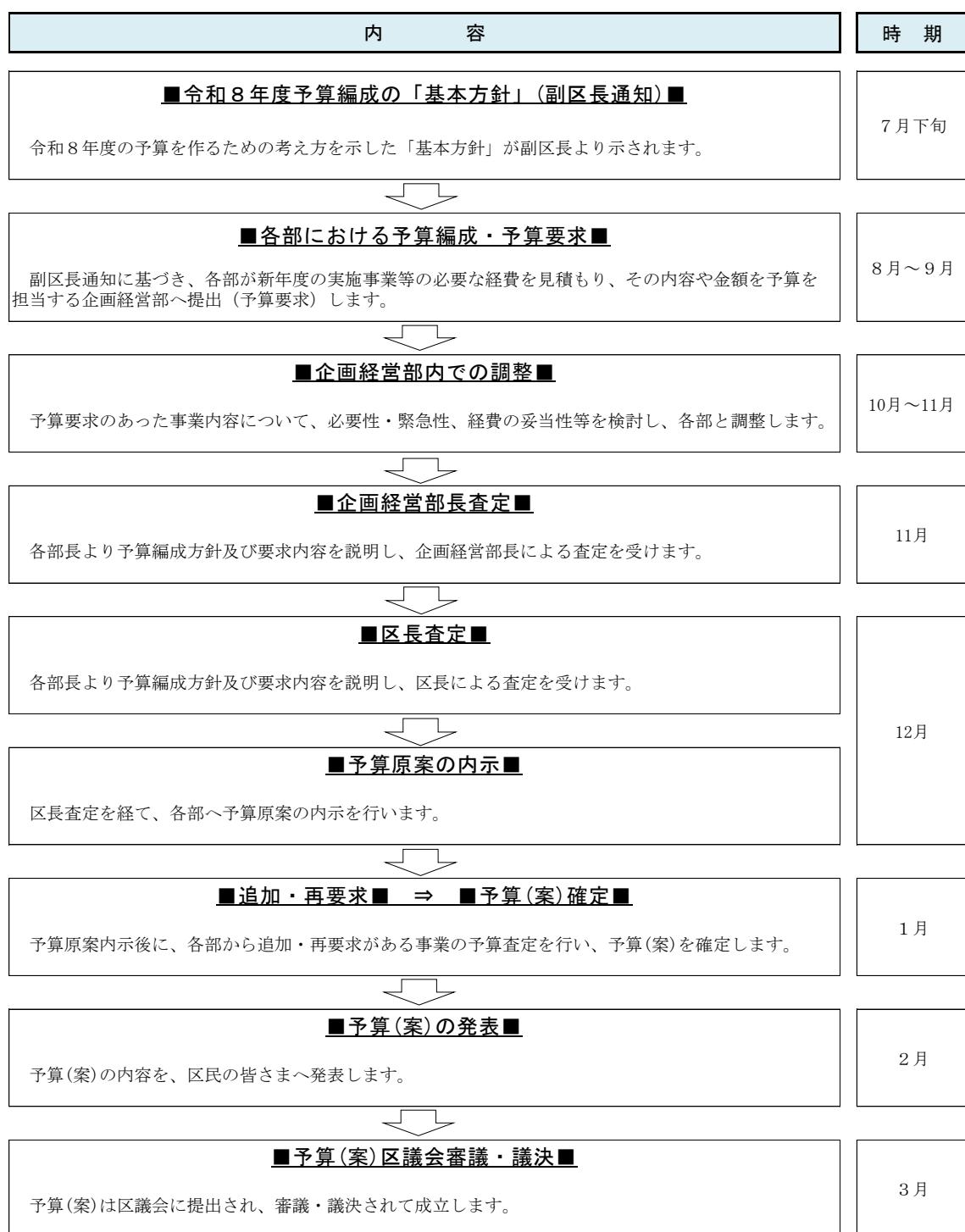
その際、今後の財政見通しとの整合を図り、将来にわたる区民サービスの安定的提供に向けた職員の業務量にも十分配慮しつつ、施策の明確な優先順位付けと徹底した重点化、一層の効率的な実施手法を練り上げることを基本として編成することとしました。

- ① 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちの実現に向けた施策
- ② 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまちの実現に向けた施策
- ③ 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまちの実現に向けた施策
- ④ 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまちの実現に向けた施策

「令和8年度 予算編成、組織・職員定数の基本方針について（通知）」は、  
[https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/suuji/yosan\\_kessan/yosan/r08yosan/r08yosan\\_houshin.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/suuji/yosan_kessan/yosan/r08yosan/r08yosan_houshin.html)（大田区ホームページ）をご参照ください。

## 2 予算編成の流れ

大田区の予算編成は、次の手順で行われます。



### 3 令和8年度予算要求状況（令和7年9月26日時点）

#### （1）総括

##### 《全会計》

令和8年度予算要求の規模は、一般会計3, 751億円、特別会計1, 472億円であり、総額は5, 224億円となっています。

##### ＜会計別予算要求額※歳出ベース＞

(単位：億円、%)

区分	令和8年度 当初要求額	令和7年度 当初予算額	増減額	増減率
一般会計	3,751	3,527	224	6.4
特別会計	1,472	1,472	0	0.0
国民健康保険事業	633	637	△4	△0.6
後期高齢者医療	203	204	△0	△0.2
介護保険	636	631	5	0.7
全会計合計	5,224	4,999	225	4.5

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

##### 《一般会計》

一般会計予算の令和8年度歳出要求額は3, 751億円、令和7年度当初予算額に比べ224億円、6.4%の増となっています。

##### ＜一般会計＞

(単位：億円、%)

区分	令和8年度 当初要求額	令和7年度 当初予算額	増減額	増減率
歳入 A	3,523	3,527	△4	△0.1
歳出 B	3,751	3,527	224	6.4
財源不足額 C = A - B	△229	-		

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

※令和8年度当初要求額について、歳入においては財政基金繰入金は計上していません。

## 《歳入・歳出の乖離（一般会計）》

当初要求時点での財源不足額（歳出－歳入）は、以下の図のとおり 229億円となっています。

<歳入>	<歳出>
(乖離) 229億円	
歳入 3,523億円	歳出 3,751億円

財源不足額の解消について、歳出においては必要性・緊急性、経費の妥当性等を検討し、査定を経て、必要に応じて歳出額の精査を行います。

歳入においては、直近の景気動向等を把握し、基幹財源である特別区税や特別区交付金等を的確に予算へ反映させます。

上記を踏まえ、財政基金からの繰入額や特別区債の発行額等を確定させます。

(2) 歳入（款別）

(単位：百万円、%)

款	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
	当初要求額	構成比	当初予算額	構成比		
1 特別区税	90,735	25.8	84,965	24.1	5,770	6.8
2 地方譲与税	1,950	0.6	1,950	0.6	0	0.0
3 利子割交付金	1,137	0.3	1,137	0.3	0	0.0
4 配当割交付金	2,667	0.8	2,667	0.8	0	0.0
5 株式等譲渡所得割交付金	2,899	0.8	2,899	0.8	0	0.0
6 地方消費税交付金	19,855	5.6	19,855	5.6	0	0.0
7 自動車取得税交付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 環境性能割交付金	341	0.1	341	0.1	0	0.0
9 地方特例交付金	466	0.1	466	0.1	0	0.0
10 特別区交付金	85,823	24.4	85,823	24.3	0	0.0
11 交通安全対策特別交付金	67	0.0	67	0.0	0	0.0
12 分担金及び負担金	873	0.2	1,925	0.5	△ 1,051	△ 54.6
13 使用料及び手数料	8,652	2.5	8,666	2.5	△ 14	△ 0.2
14 国庫支出金	65,487	18.6	63,372	18.0	2,115	3.3
15 都支出金	34,093	9.7	32,318	9.2	1,775	5.5
16 財産収入	2,480	0.7	1,957	0.6	524	26.8
17 寄附金	525	0.1	347	0.1	178	51.4
18 繰入金	10,300	2.9	22,870	6.5	△ 12,571	△ 55.0
19 繰越金	2,000	0.6	2,000	0.6	0	0.0
20 諸収入	8,423	2.4	8,586	2.4	△ 162	△ 1.9
21 特別区債	13,500	3.8	10,500	3.0	3,000	28.6
<b>歳入合計</b>	<b>352,274</b>	<b>100.0</b>	<b>352,710</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 436</b>	<b>△ 0.1</b>

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

※令和8年度当初要求額について、繰入金のうち、財政基金繰入金は計上していません。

※第2款～11款については、今後の経済状況等を踏まえた歳入の見込みを立てるため、当初要求時点では令和7年度当初予算額と同額を計上しています。

### (3) 歳出（款別）

(単位：百万円、%)

款	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
	当初要求額	構成比	当初予算額	構成比		
1 議会費	1,144	0.3	1,149	0.3	△ 5	△ 0.4
2 総務費	55,839	14.9	46,493	13.2	9,346	20.1
3 福祉費	180,361	48.1	182,413	51.7	△ 2,052	△ 1.1
4 衛生費	11,719	3.1	11,819	3.4	△ 101	△ 0.9
5 産業経済費	8,755	2.3	12,841	3.6	△ 4,086	△ 31.8
6 土木費	25,544	6.8	22,323	6.3	3,221	14.4
7 都市整備費	11,107	3.0	11,696	3.3	△ 589	△ 5.0
8 環境清掃費	14,497	3.9	13,869	3.9	628	4.5
9 教育費	62,807	16.7	46,981	13.3	15,826	33.7
10 公債費	1,968	0.5	1,818	0.5	149	8.2
11 諸支出金	899	0.2	807	0.2	92	11.5
12 予備費	500	0.1	500	0.1	0	0.0
<b>歳出合計</b>	<b>375,140</b>	<b>100.0</b>	<b>352,710</b>	<b>100.0</b>	<b>22,430</b>	<b>6.4</b>

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

#### 【主な事業の増減（昨年度当初予算額比）】(単位：百万円)

- ・総務費：公共施設整備資金積立基金積立金 2,103
- ・総務費：職員人件費（総務管理費） 2,017
- ・福祉費：（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター施設の整備 △ 3,276
- ・産業経済費：産業のまち未来基金積立金 △ 5,466
- ・教育費：校舎の改築等（小・中学校費） 10,777

#### (4) 歳出（部局別）

(単位：百万円、%)

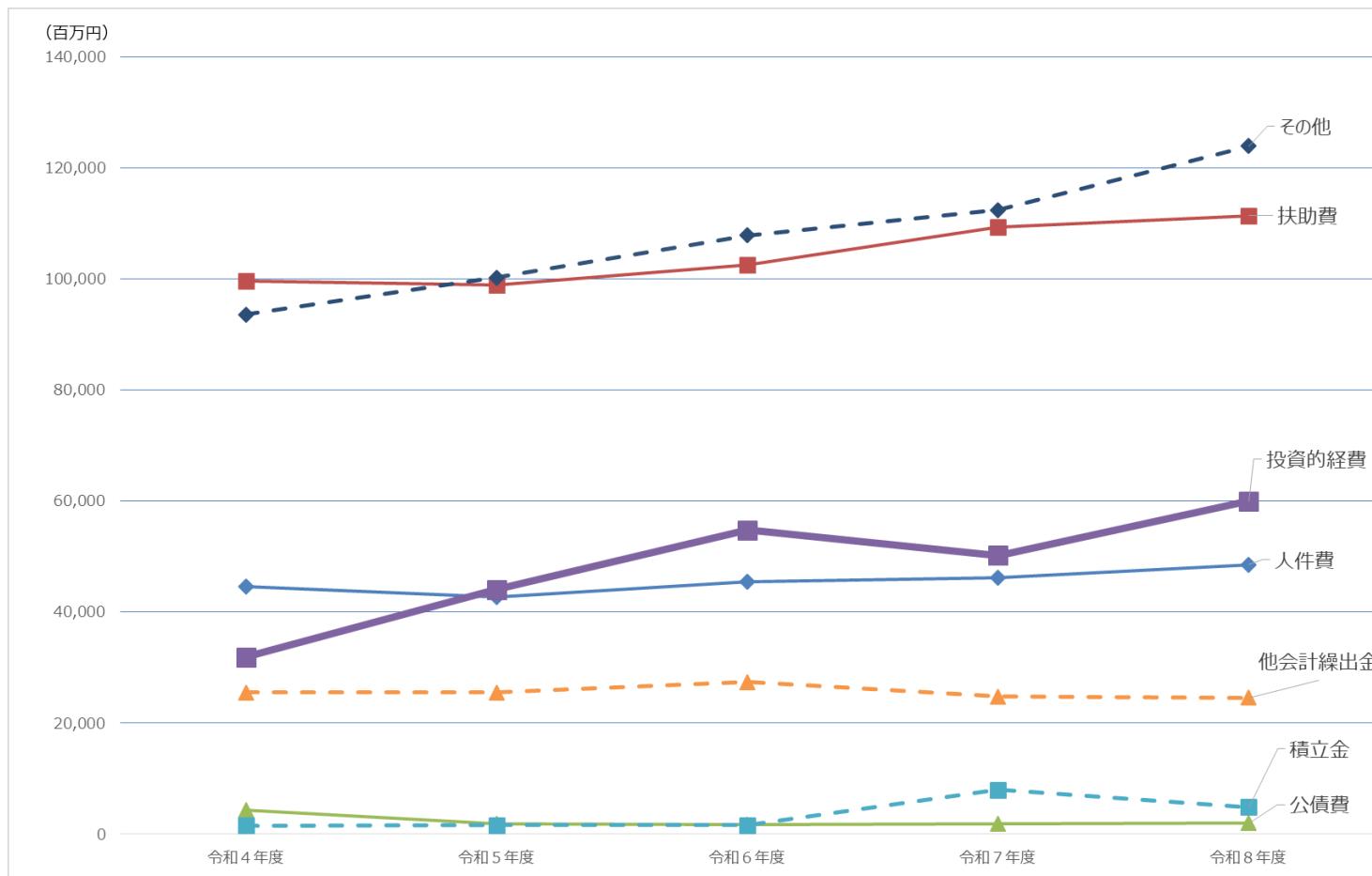
部局名	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
	当初要求額	構成比	当初予算額	構成比		
企画経営部	8,364	2.2	7,723	2.2	642	8.3
総務部	60,844	16.2	57,516	16.3	3,328	5.8
地域未来創造部	13,918	3.7	11,783	3.3	2,135	18.1
区民部	17,484	4.7	18,584	5.3	△1,100	△5.9
産業経済部	8,125	2.2	6,743	1.9	1,381	20.5
福祉部	85,355	22.8	86,711	24.6	△1,356	△1.6
健康政策部	9,526	2.5	9,715	2.8	△190	△2.0
こども未来部	67,232	17.9	67,793	19.2	△561	△0.8
まちづくり推進部	7,002	1.9	8,116	2.3	△1,114	△13.7
鉄道・都市づくり部	626	0.2	256	0.1	370	144.3
都市基盤整備部	24,844	6.6	21,476	6.1	3,368	15.7
資源環境部	11,942	3.2	11,329	3.2	614	5.4
会計管理室	235	0.1	189	0.1	46	24.3
教育総務部	58,608	15.6	43,066	12.2	15,543	36.1
選挙管理委員会事務局	66	0.0	725	0.2	△659	△90.9
監査事務局	14	0.0	14	0.0	△0	△2.3
議会事務局	954	0.3	970	0.3	△16	△1.6
歳出合計	375,140	100.0	352,710	100.0	22,430	6.4

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

#### 【主な事業の増減（昨年度当初予算額比）】(単位：百万円)

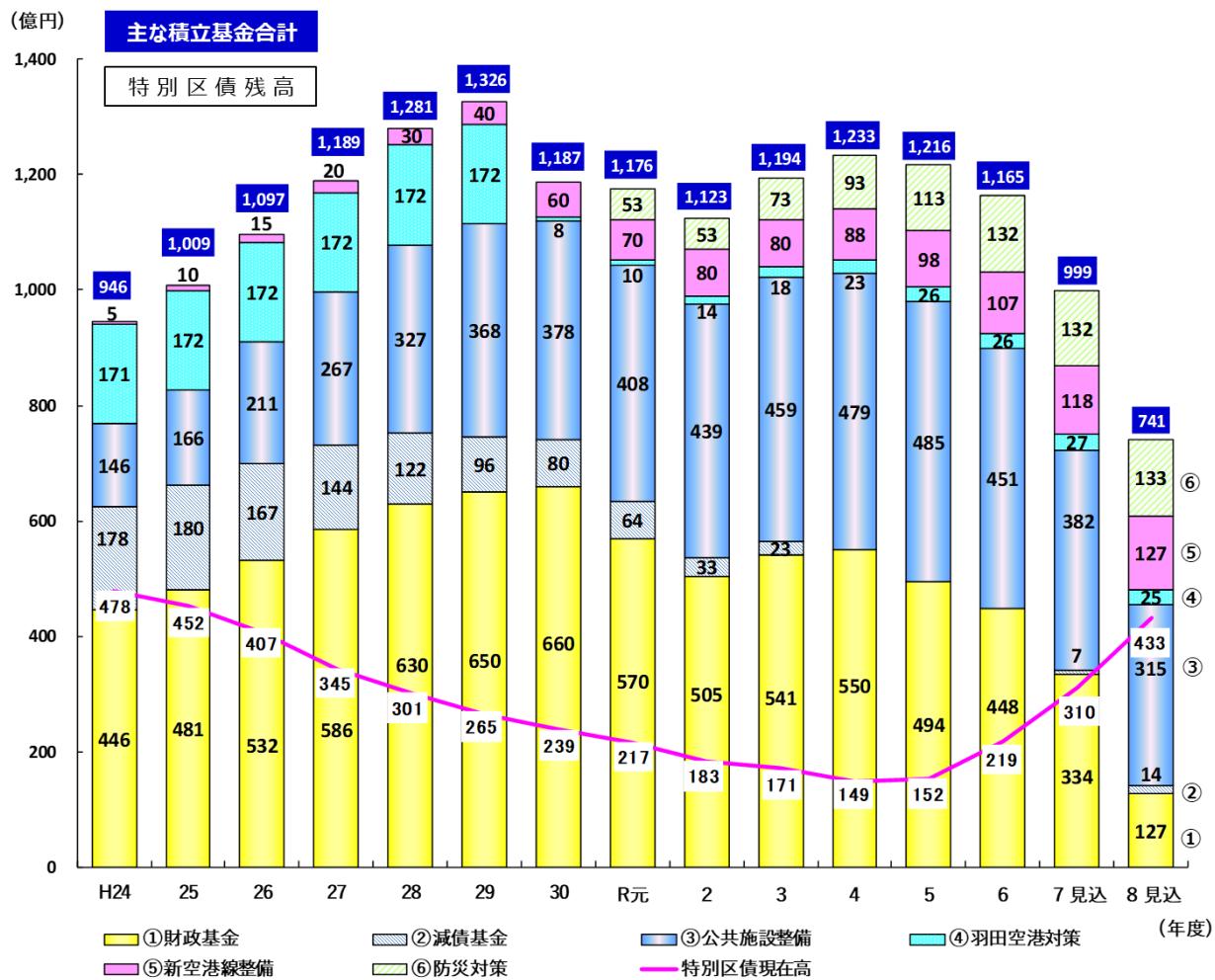
- ・福祉部：介護給付費・訓練等給付費 1,582
- ・福祉部：障害福祉施設維持管理 △ 3,198
- ・産業経済部：産業プラザ維持管理費 1,879
- ・まちづくり推進部：耐震改修促進事業の推進 △ 1,471
- ・教育総務部：維持管理（小・中学校費）1,352

## (5) 一般会計予算における歳出の性質別推移（過去5年間）



※令和7年度までは当初予算額、令和8年度は令和7年9月26日時点の当初要求額です。

## (6) 主な積立基金・特別区債現在残高の推移（各年度末）



区分	R6年度末 残高	R7年度			R7年度末 残高見込	R8年度			R8年度末 残高見込
		積立	取崩	決算剰余金		積立	取崩	決算剰余金	
①財政基金	448	1	116	1	334	2	229	20	127
②減債基金	-	7	-	-	7	7	-	-	14
③公共施設整備	451	1	70	-	382	22	90	-	315
④羽田空港対策	26	4	4	-	27	5	7	-	25
⑤新空港線整備	107	10	-	-	118	11	1	-	127
⑥防災対策	132	0	1	-	132	1	-	-	133
計	1,165	25	191	1	999	48	327	20	741

(単位：億円)

区分	R6年度末 残高	R7年度		R7年度末 残高見込	R8年度		R8年度末 残高見込
		発行	償還		発行	償還	
特別区債	219	105	13	310	135	13	433

(単位：億円)

- ※令和7年度末残高見込は、一般会計第3次補正後の金額です。
- ※財政基金の令和8年度取崩額は、令和7年9月26日時点の当初要求額に対する財源不足額を全額取り崩したと仮定した金額です。
- ※財政基金の令和8年度末残高見込は、令和7年度決算において想定する決算剰余金の条例積立額20億円を含みます。

総務財政委員会
令和 7 年 11 月 11 日
企画経営部 資料 2 番
所管 広聴広報課

## 令和 7 年大田区政に関する世論調査結果について

### 1 調査概要

#### (1) 調査目的

大田区の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や施策立案の基礎資料とする。

#### (2) 対象

区内に在住する満 18 歳以上の男女個人（外国人住民を含む）4,000 人

#### (3) 抽出方法

層化無作為抽出法

#### (4) 調査方法

郵送調査（回収方法は郵送回収に加え、スマートフォン及びパソコンを利用した電子申請からの回答も実施）

#### (5) 回収の結果

ア 回収数 1,718 人（電子申請 543 件含む）回収率 43.0%

イ 有効回収数 1,716 人 有効回収率 42.9%

#### (6) 調査期間

令和 7 年 5 月 28 日（水）～6 月 16 日（月）

### 2 調査結果について

調査結果は、別紙「概要版」のとおり。

調査項目	令和 7 年度	令和 5 年度
定住意向（計）	86.0%	84.7%
暮らしやすいと感じている（計）	80.6%	79.9%

#### ・施策要望の経年変化

	令和 7 年	令和 5 年	令和 3 年	平成 30 年	平成 29 年
第 1 位	防犯対策 (68.4%)	防災対策 (57.5%)	防災対策 (62.8%)	防災対策 (53.5%)	防犯対策 (51.9%)
第 2 位	防災対策 (67.7%)	防犯対策 (55.0%)	防犯対策 (52.6%)	防犯対策 (49.7%)	防災対策 (51.0%)
第 3 位	児童福祉 (51.6%)	保健・健康 (41.5%)	保健・健康 (41.0%)	児童福祉 (38.6%)	高齢者福祉 (37.9%)

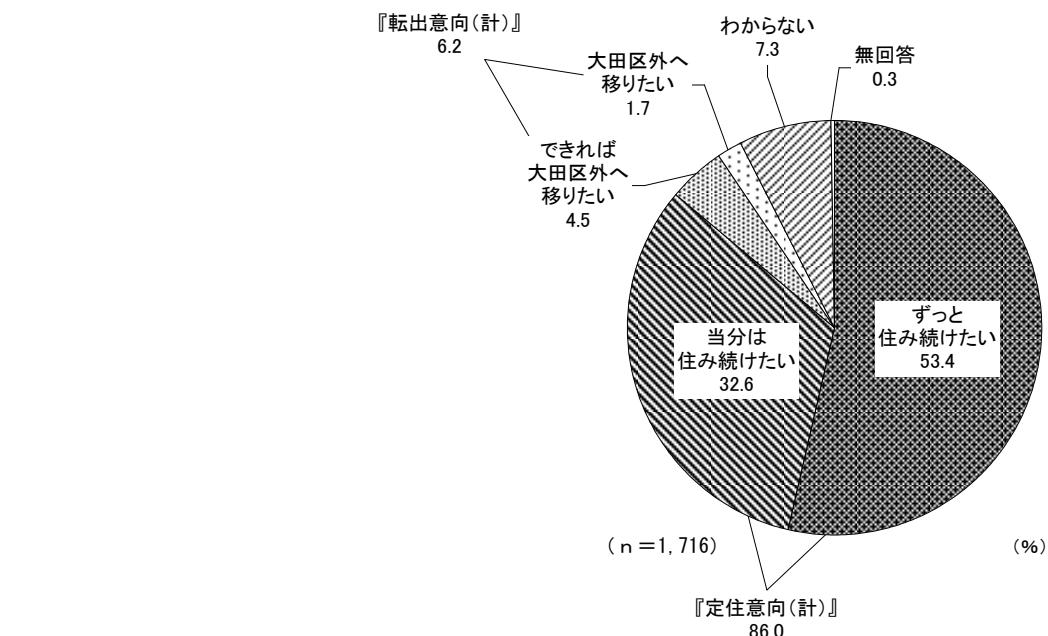
### 3 結果の公表

- (1) 区報 12 月 1 日号及び区ホームページに結果報告を掲載
- (2) 報告書の閲覧は区政情報コーナー、区立図書館、大田文化の森情報館等
- (3) 概要版の閲覧及び配布は上記施設に加え、特別出張所、文化センター等

## 1. 定住性

### ■定住意向・・・『定住意向(計)』は8割半ば

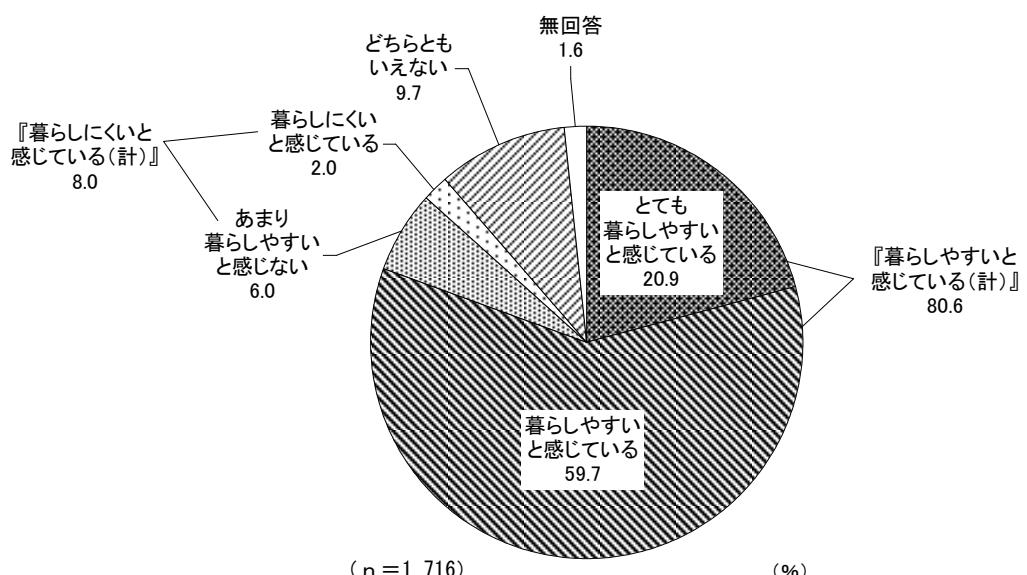
定住意向を聞いたところ、「ずっと住み続けたい」(53.4%)が5割を超えて最も高く、これに「当分は住み続けたい」(32.6%)を合わせた『定住意向(計)』(86.0%)は8割半ばとなっている。一方、「できれば大田区外へ移りたい」(4.5%)と「大田区外へ移りたい」(1.7%)を合わせた『転出意向(計)』(6.2%)は1割未満となっている。



## 2. 暮らしやすさ

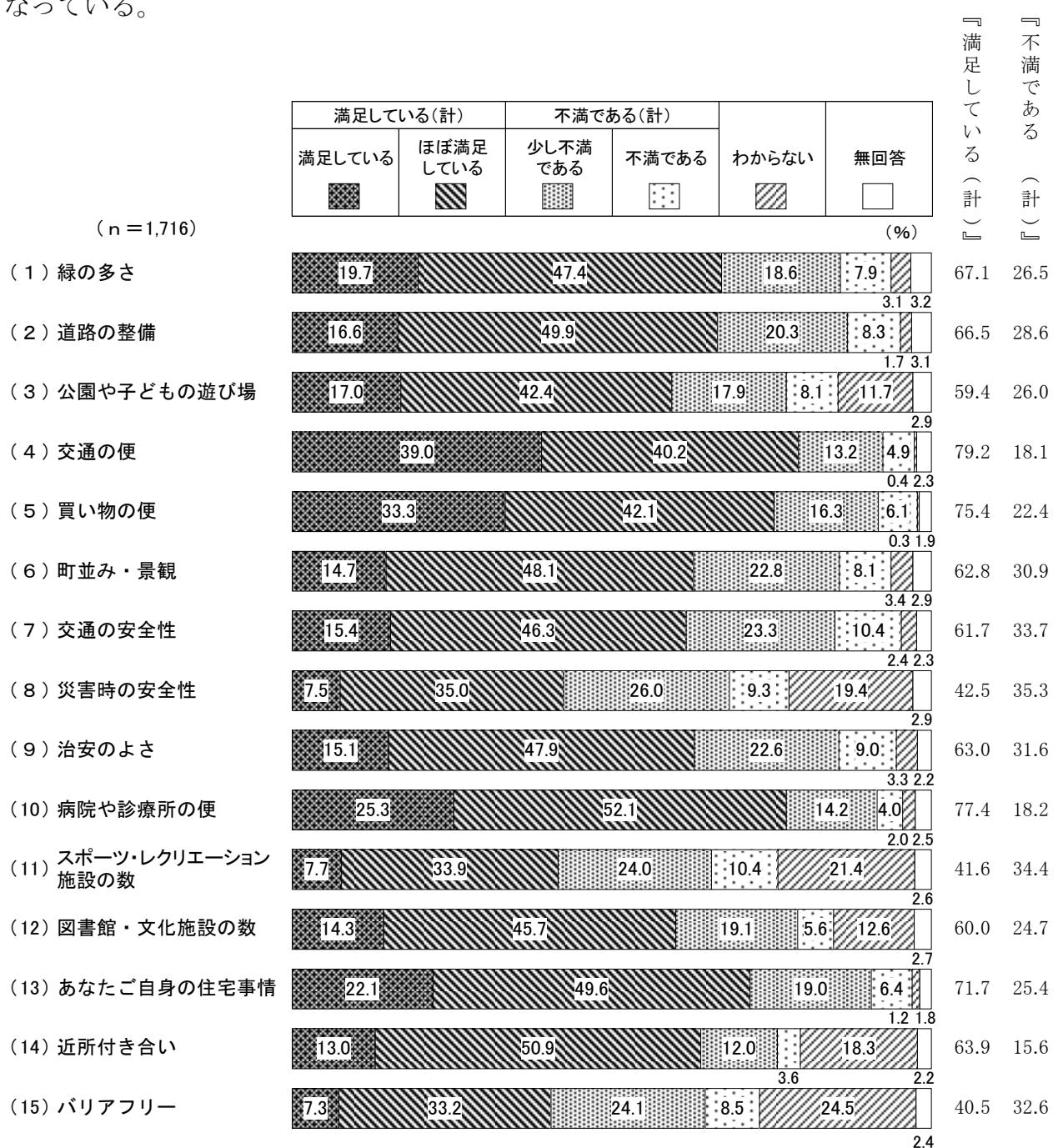
### ■住んでいるまちの暮らしやすさ・・・『暮らしやすいと感じている(計)』は8割

現在住んでいるまちの暮らしやすさについて聞いたところ、「暮らしやすいと感じている」(59.7%)が6割で最も高く、これに「とても暮らしやすいと感じている」(20.9%)を合わせた『暮らしやすいと感じている(計)』(80.6%)は8割となっている。一方、「あまり暮らしやすいと感じない」(6.0%)と「暮らしにくいと感じている」(2.0%)を合わせた『暮らしにくいと感じている(計)』(8.0%)は1割未満となっている。



## ■生活環境の満足度・・・『満足している（計）』は「交通の便」が約8割

住んでいるまちの生活環境について聞いたところ、「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた『満足している（計）』は「交通の便」(79.2%)が約8割と最も高く、次いで、「病院や診療所の便」(77.4%)、「買い物の便」(75.4%)などの順となっている。一方、「少し不満である」と「不満である」を合わせた『不満である（計）』は「災害時の安全性」(35.3%)、「スポーツ・レクリエーション施設の数」(34.4%)で3割半ばと高くなっている。

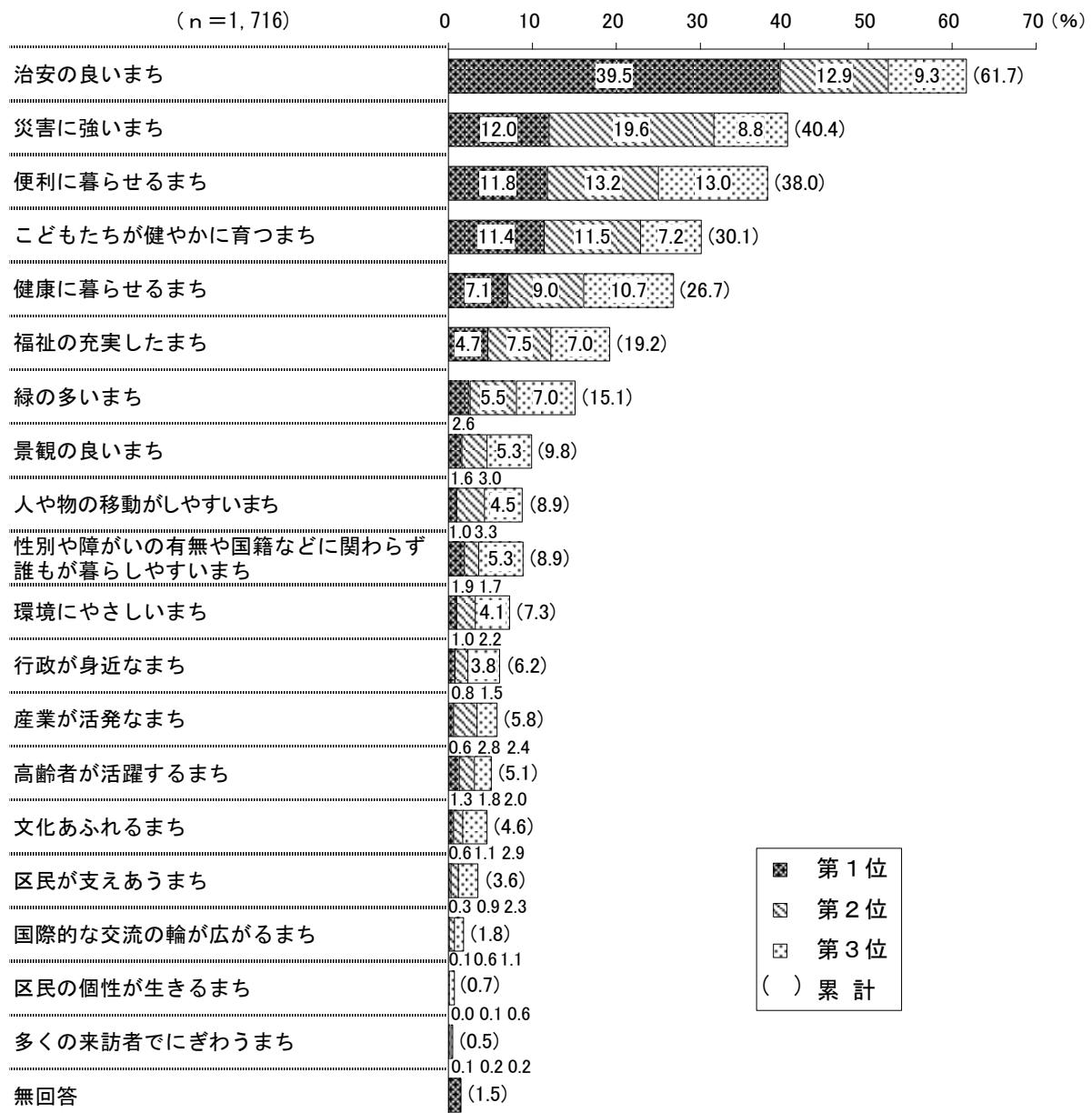


## ■住んでいるまちにどのようになってほしいか

・・・《累計》では「治安の良いまち」が6割を超える

住んでいるまちにどのようになってほしいか聞いたところ、第1位では「治安の良いまち」(39.5%)が4割で最も高く、次いで「災害に強いまち」(12.0%)などの順になっている。

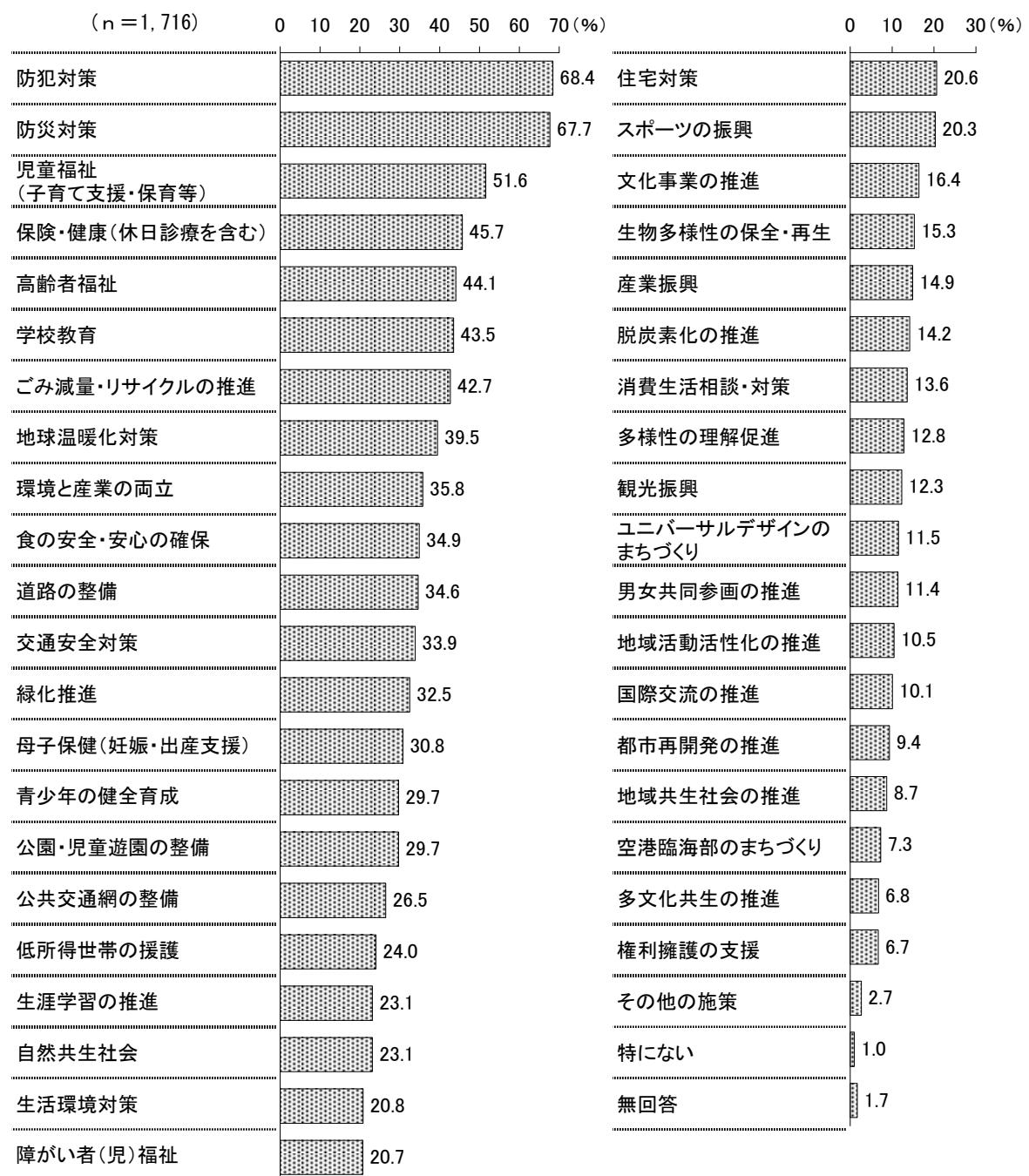
また、第1位から第3位までを合わせた《累計》でみると、「治安の良いまち」(61.7%)が6割を超えて最も高く、次いで「災害に強いまち」(40.4%)、「便利に暮らせるまち」(38.0%)、「子どもたちが健やかに育つまち」(30.1%)などの順になっている。



### 13. 区政への関心と要望

#### ■ 施策要望・・・「防犯対策」と「防災対策」がともに7割近く

区の施策の中で、特に力を入れてほしいことを聞いたところ、「防犯対策」(68.4%)と「防災対策」(67.7%)がともに7割近くで高く、次いで「児童福祉(子育て支援・保育等)」(51.6%)、「保健・健康(休日診療を含む)」(45.7%)、「高齢者福祉」(44.1%)などの順になっている。





大田区シンボルマーク

# 大田区政に関する世論調査

令和7年5月実施  
(概要版)

大田区では、区民の皆様のご意見を伺う方法の一つとして、昭和49年から「大田区政に関する世論調査」を実施しています。この小冊子は、その調査結果の概要をお知らせするものです。

調査にご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年11月

大田区 企画経営部 広聴広報課

## ■調査概要

対象者	区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
対象数	4,000人
回収数	1,718人
回収率	43.0%
有効回収数	1,716人（電子申請での回答含む）
有効回収率	42.9%
抽出方法	層化無作為抽出法
調査方法	郵送調査（回収方法は郵送回収に加え、スマートフォンおよびパソコンを利用した電子申請からの回答も実施）

## ■グラフの見方

- nはその設問の回答者数を表す。
- 集計は小数点以下第二位を四捨五入してあるので、合計が100%にならない場合がある。
- 複数回答の場合は、合計が100%を超えることがある。

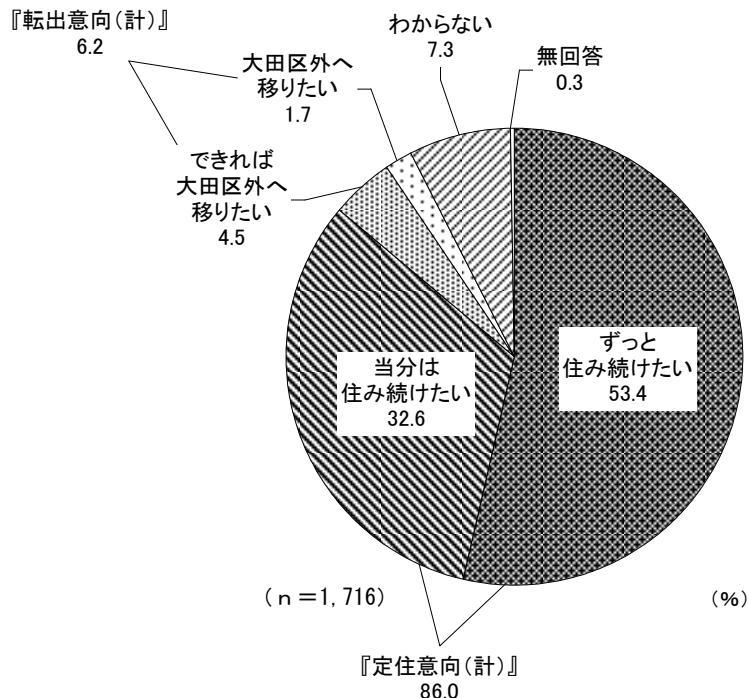
『調査の内容』 ☆印は調査項目の中から本誌に取り上げたもの

<p><b>1. 定住性</b></p> <p>(1) 居住年数      ☆ (2) 定住意向【P2】      ☆ (3) ずっと住み続けたい理由【P2】      (4) 当分は住み続けたい期間      ☆ (5) 区外へ移りたい理由【P3】      ☆ (6) 住んでいるまちが魅力的か【P3】</p> <p><b>2. 暮らしやすさ</b></p> <p>☆ (1) 住んでいるまちの暮らしやすさ【P4】      ☆ (2) 生活環境の満足度【P5】      ☆ (3) 住んでいるまちにどのようになってほしいか【P6】</p> <p><b>3. 基本目標1 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち</b></p> <p>☆ (1) こどもの権利（または「児童の権利に関する条約」）の認知度【P7】</p> <p><b>4. 基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち</b></p> <p>☆ (1) 区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境、気軽にスポーツ、健康づくりに取り組めたり、自由に学びを深められる環境への満足度【P7】      (2) 区内の環境に満足している理由      (3) 区内の環境に満足していない理由      ☆ (4) 男女の地位平等【P8】      ☆ (5) 大田区は国際交流、多文化共生が進んだまちと感じているか【P9】      ☆ (6) 障がいの有無にかかわらず理解しあう環境があると感じているか【P9】      ☆ (7) 地域活動への参加意向【P10】      ☆ (8) 地域活動に参加した、かかわった経験【P10】      ☆ (9) 日常生活のなかで充実感や張り合いを感じる時【P11】</p>	<p><b>5. 基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち</b></p> <p>☆ (1) 区に取り組んでほしいこと【P12】      ☆ (2) 生き物の豊かさへの満足度【P12】      ☆ (3) 家庭で実施している環境配慮行動【P13】</p> <p><b>6. 基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち</b></p> <p>☆ (1) 災害情報の入手手段【P14】      ☆ (2) 防災に対する意識【P15】      ☆ (3) 住んでいるまちの治安の変化【P15】</p> <p><b>7. 区政への関心と要望</b></p> <p>☆ (1) 大田区等の制度・施策・施設の認知度【P16】      ☆ (2) 施策要望【P17】      ☆ (3) 区内施設の利用目的【P18】      ☆ (4) 区の媒体の利用頻度【P19】      ☆ (5) 必要な区政情報がわかりやすく届いていると感じているか【P20】      ☆ (6) オンライン化により行政手續は便利になったと感じているか【P20】      ☆ (7) 区の職員の窓口や電話応対への印象【P21】      ☆ (8) 区政への参加意向【P21】      (9) 区政に参加したいと思わない理由</p>
---	---

# 1. 定住性

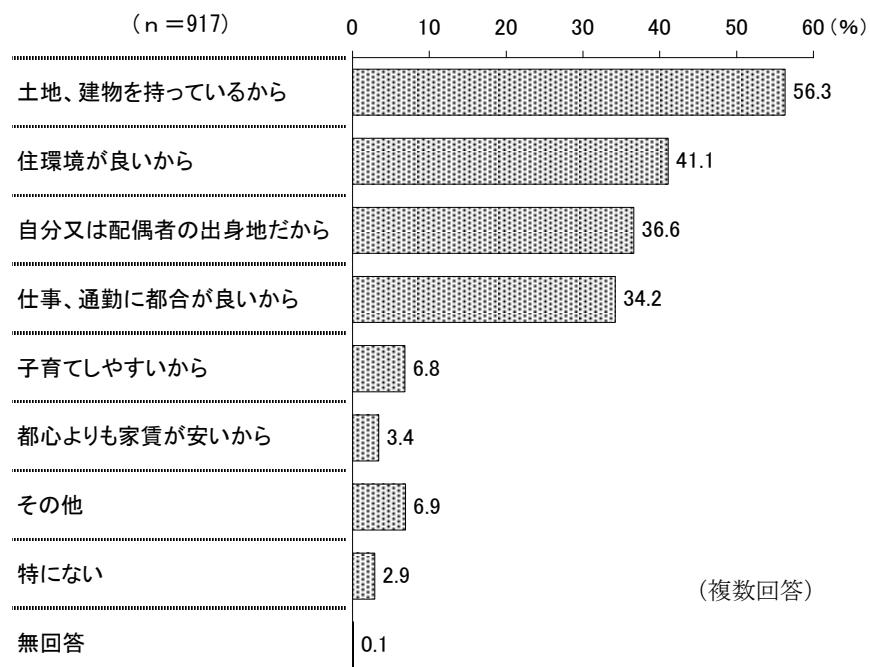
## ■定住意向・・・『定住意向(計)』は8割半ば

定住意向を聞いたところ、「ずっと住み続けたい」(53.4%) が5割を超えて最も高く、これに「当分は住み続けたい」(32.6%) を合わせた『定住意向(計)』(86.0%) は8割半ばとなっている。一方、「できれば大田区外へ移りたい」(4.5%) と「大田区外へ移りたい」(1.7%) を合わせた『転出意向(計)』(6.2%) は1割未満となっている。



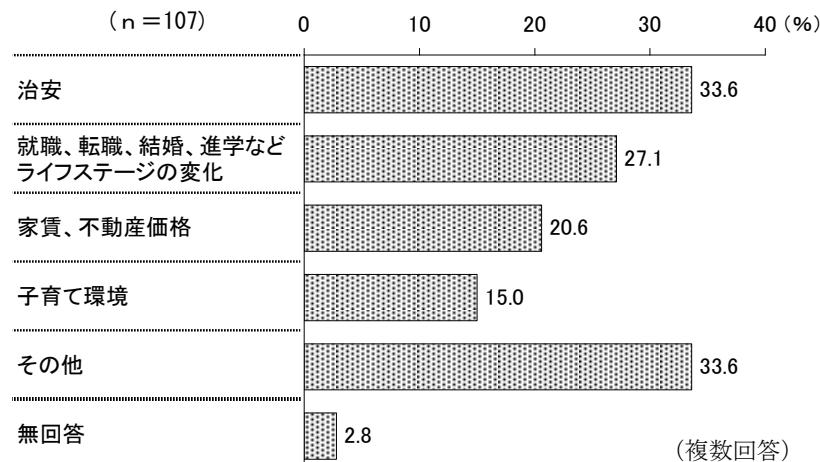
## ■ずっと住み続けたい理由・・・「土地、建物を持っているから」が5割半ば

これからも大田区に「ずっと住み続けたい」と答えた人(917人)に、その理由を聞いたところ、「土地、建物を持っているから」(56.3%) が5割半ばで最も高く、次いで「住環境が良いから」(41.1%)、「自分又は配偶者の出身地だから」(36.6%)、「仕事、通勤に都合が良いから」(34.2%)などの順になっている。



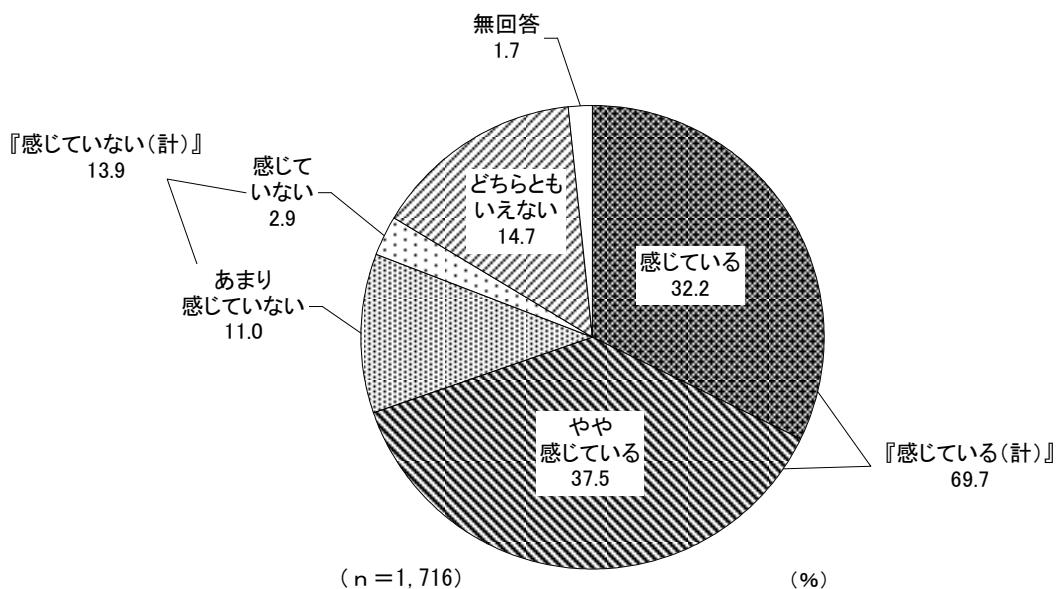
## ■区外へ移りたい理由・・・「治安」が3割を超える

「できれば大田区外へ移りたい」または「大田区外へ移りたい」と答えた人（107人）に、その理由を聞いたところ、「治安」（33.6%）が3割を超えて最も高く、次いで「就職、転職、結婚、進学などライフステージの変化」（27.1%）、「家賃、不動産価格」（20.6%）、「子育て環境」（15.0%）の順になっている。



## ■住んでいるまちが魅力的か・・・『感じている（計）』は7割

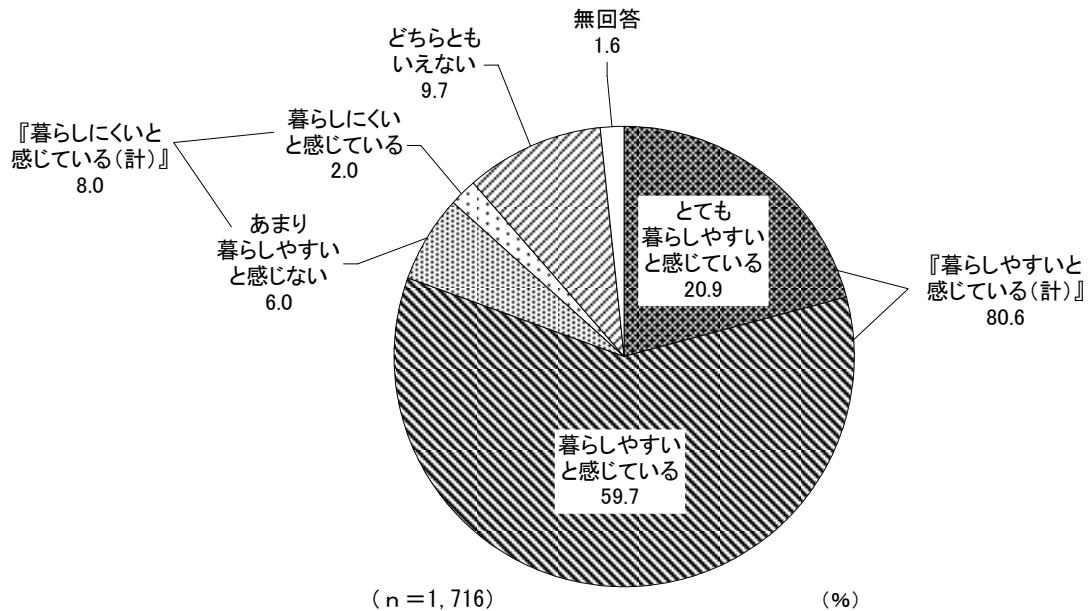
住んでいるまちが魅力的であると感じているか聞いたところ、「感じている」（32.2%）と「やや感じている」（37.5%）を合わせた『感じている（計）』（69.7%）は7割となっている。一方、「あまり感じていない」（11.0%）と「感じていない」（2.9%）を合わせた『感じていない（計）』（13.9%）は1割を超えている。



## 2. 暮らしやすさ

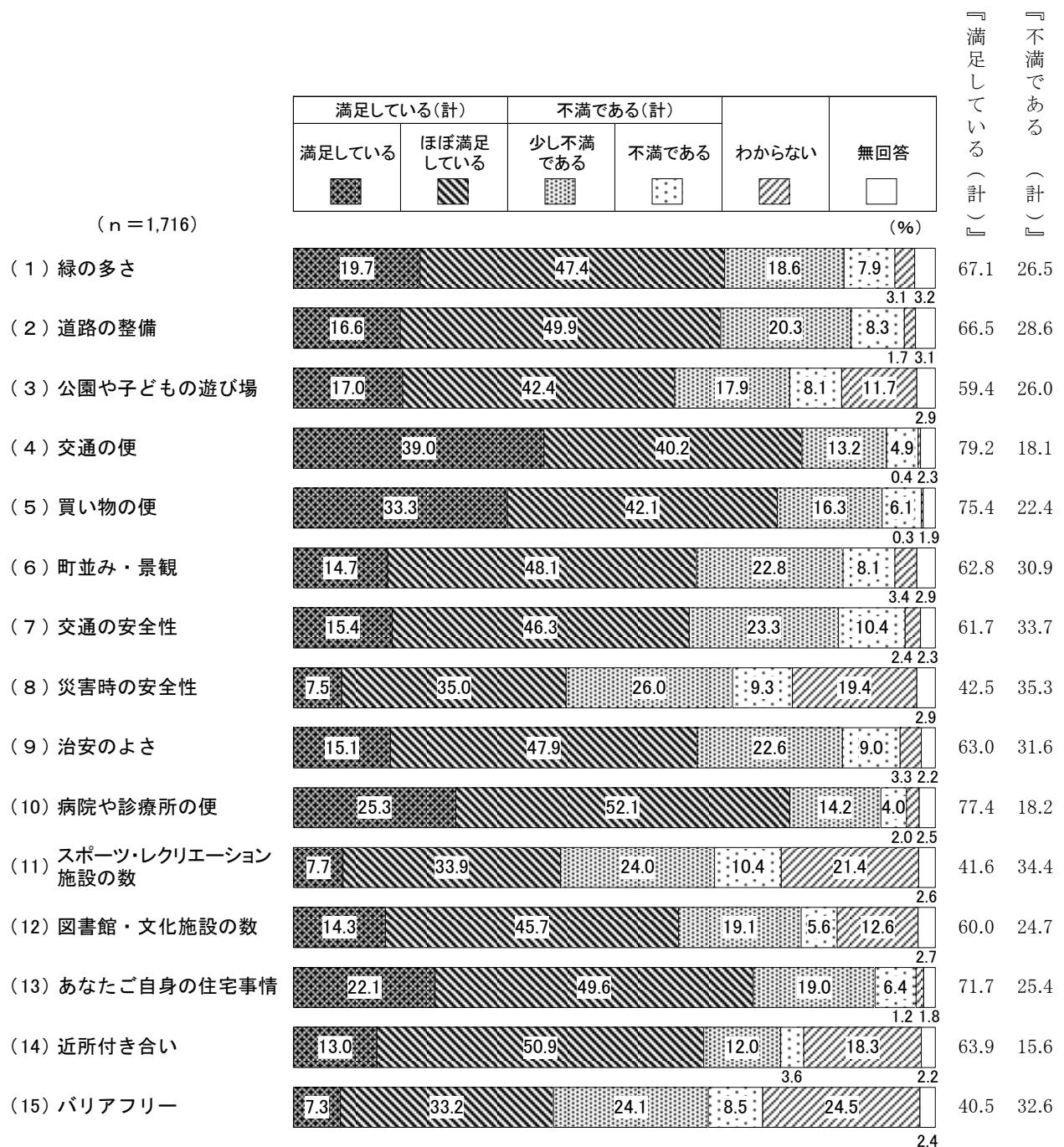
### ■住んでいるまちの暮らしやすさ・・・『暮らしやすいと感じている（計）』は約8割

現在住んでいるまちの暮らしやすさについて聞いたところ、「暮らしやすいと感じている」(59.7%)が6割で最も高く、これに「とても暮らしやすいと感じている」(20.9%)を合わせた『暮らしやすいと感じている（計）』(80.6%)は約8割となっている。一方、「あまり暮らしやすいと感じない」(6.0%)と「暮らしにくいと感じている」(2.0%)を合わせた『暮らしにくいと感じている（計）』(8.0%)は1割未満となっている。



## ■生活環境の満足度・・・『満足している（計）』は「交通の便」で約8割

住んでいるまちの生活環境について聞いたところ、「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた『満足している（計）』は「交通の便」(79.2%)で約8割と最も高く、次いで「病院や診療所の便」(77.4%)、「買い物の便」(75.4%)などの順になっている。一方、「少し不満である」と「不満である」を合わせた『不満である（計）』は「災害時の安全性」(35.3%)と「スポーツ・レクリエーション施設の数」(34.4%)で3割半ばと高くなっている。

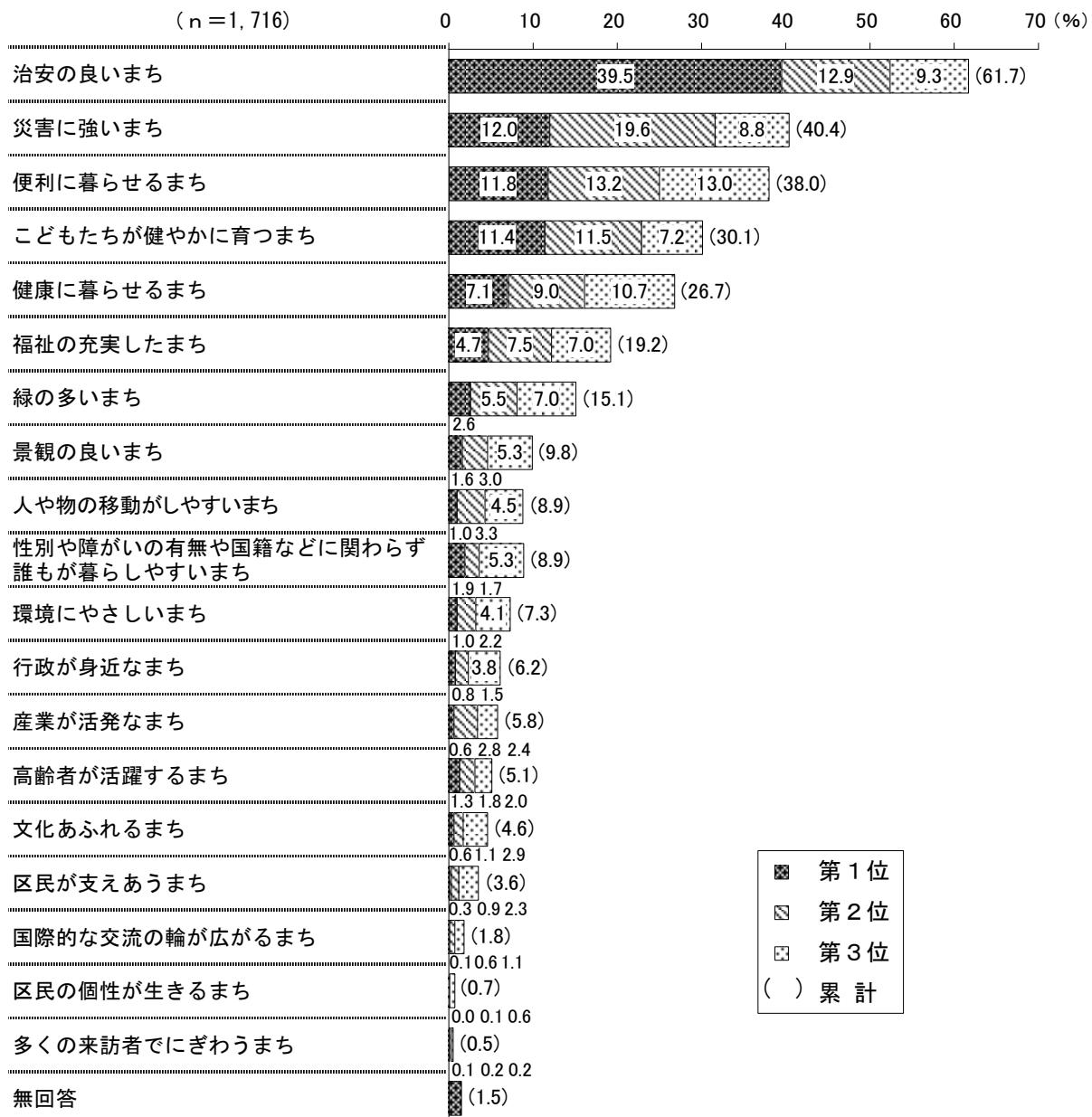


## ■住んでいるまちにどのようにになってほしいか

・・・《累計》では「治安の良いまち」が6割を超える

住んでいるまちにどのようにになってほしいか聞いたところ、第1位では「治安の良いまち」(39.5%)が4割で最も高く、次いで「災害に強いまち」(12.0%)などの順になっている。

また、第1位から第3位までを合わせた《累計》でみると、「治安の良いまち」(61.7%)が6割を超えて最も高く、次いで「災害に強いまち」(40.4%)、「便利に暮らせるまち」(38.0%)、「こどもたちが健やかに育つまち」(30.1%)などの順になっている。



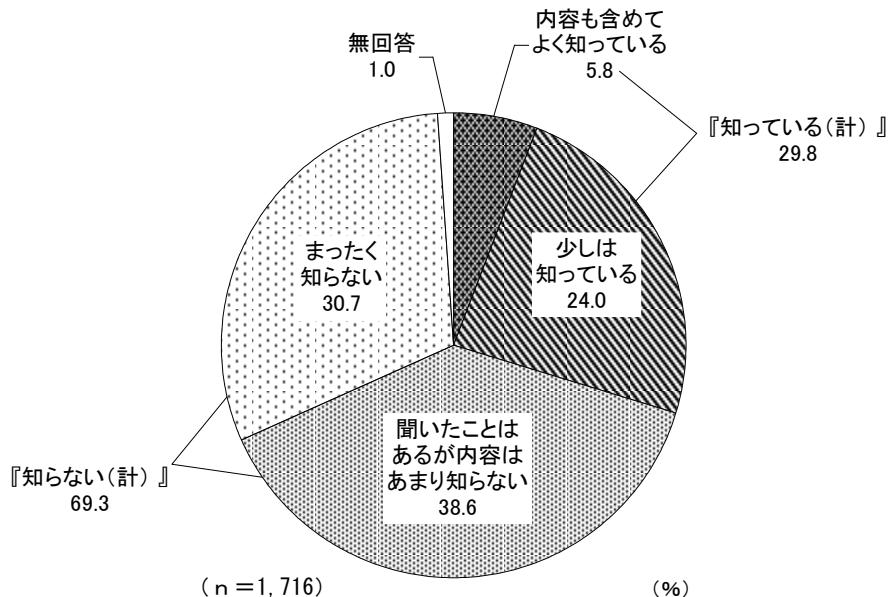
\*累計の値は、第1位から第3位までのそれぞれの回答数を合計し、比率を再計算しているため、第1位から第3位までの値の単純な合計値とは、値が異なる場合がある。

### 3. 基本目標1 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

#### ■こどもの権利（または「児童の権利に関する条約」）の認知度

・・・『知っている（計）』は3割

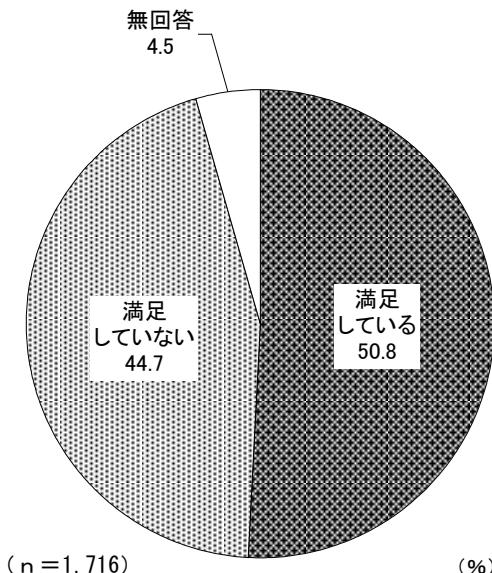
こどもの権利（または「児童の権利に関する条約」）について知っているか聞いたところ、「内容も含めてよく知っている」（5.8%）と「少しあは知っている」（24.0%）を合わせた『知っている（計）』（29.8%）は3割となっている。一方、「聞いたことはあるが内容はあまり知らない」（38.6%）と「まったく知らない」（30.7%）を合わせた『知らない（計）』（69.3%）は約7割となっている。



### 4. 基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

#### ■区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境、気軽にスポーツ、健康づくりに取り組めたり、自由に学びを深められる環境への満足度・・・『満足している』は約5割

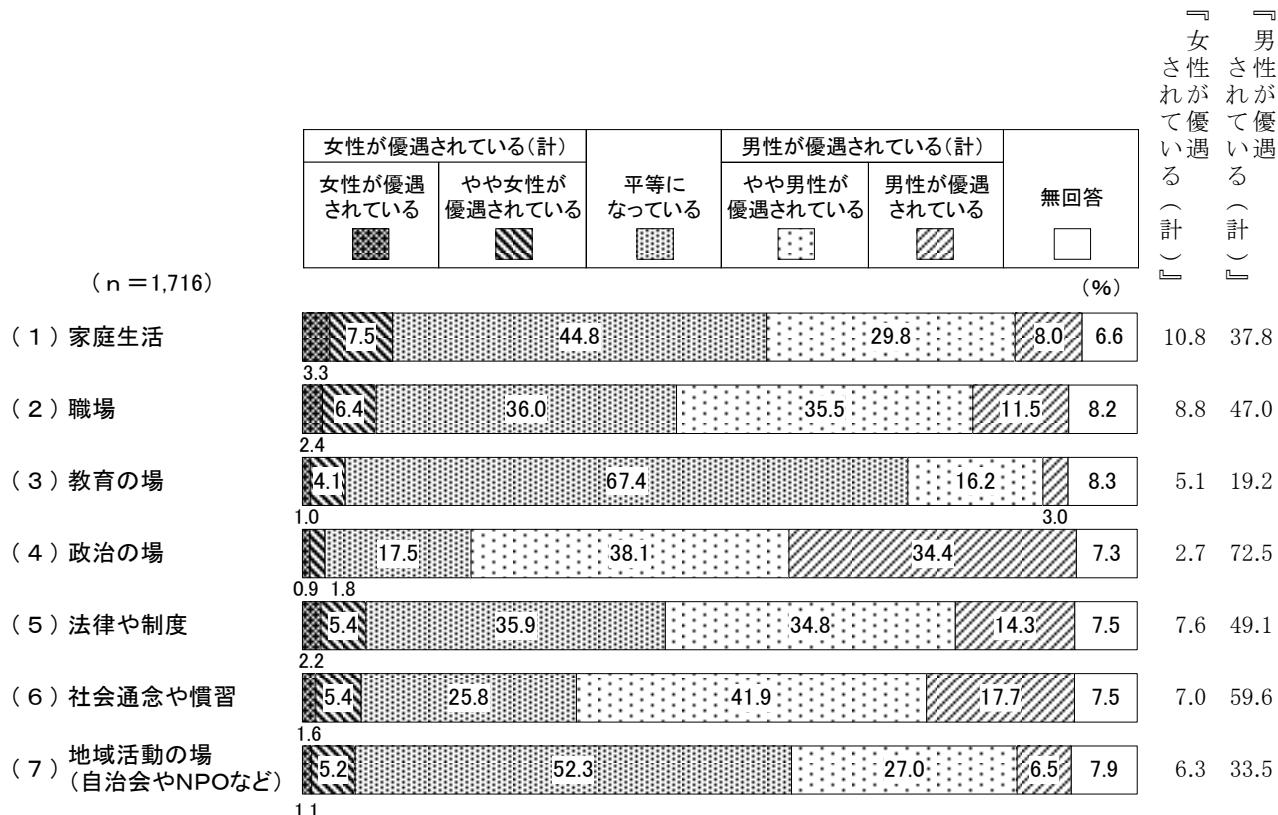
区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境、気軽にスポーツ、健康づくりに取り組めたり、自由に学びを深められる環境への満足度を聞いたところ、「満足している」（50.8%）が約5割、「満足していない」（44.7%）は4割半ばとなっている。



## ■男女の地位平等・・・「平等になっている」は“教育の場”で7割近く

### 『男性が優遇されている（計）』は“政治の場”で7割を超える

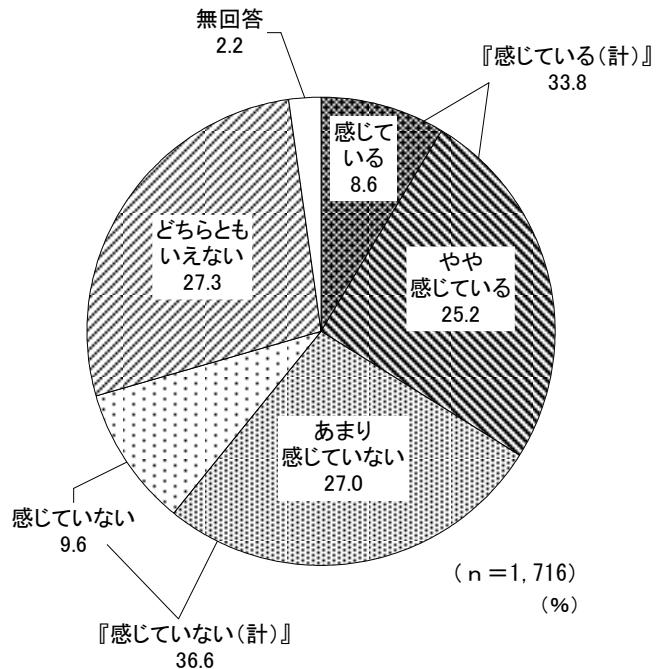
男女の地位について聞いたところ、「女性が優遇されている」と「やや女性が優遇されている」を合わせた『女性が優遇されている（計）』は“家庭生活”（10.8%）で約1割となっている。一方、「やや男性が優遇されている」と「男性が優遇されている」を合わせた『男性が優遇されている（計）』は“政治の場”（72.5%）で7割を超え、“社会通念や慣習”（59.6%）で6割と高くなっている。また、「平等になっている」は“教育の場”（67.4%）で7割近く、“地域活動の場（自治会やNPOなど）”（52.3%）で5割を超えて高くなっている。



## ■大田区は国際交流、多文化共生が進んだまちと感じているか

・・・『感じている（計）』は3割を超える

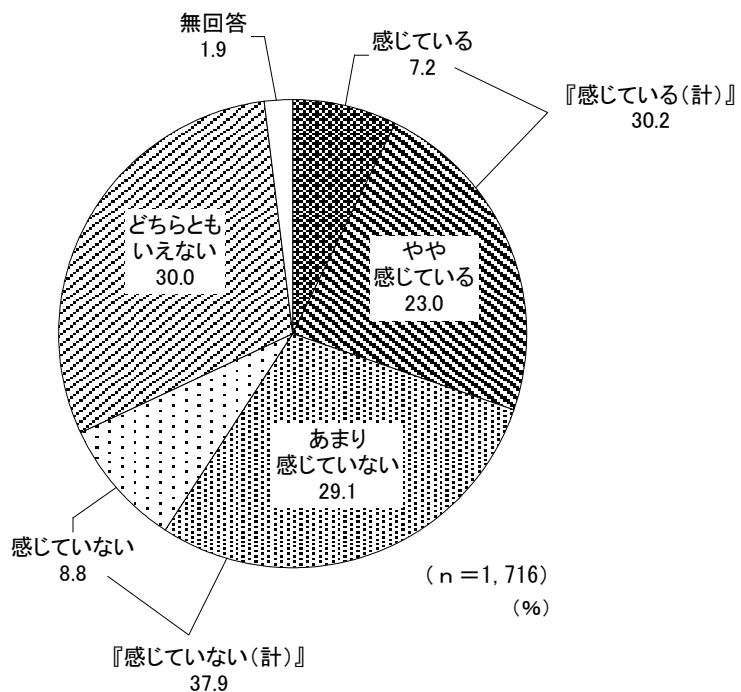
大田区は国際交流、多文化共生が進んだまちと感じているか聞いたところ、「感じている」(8.6%)と「やや感じている」(25.2%)を合わせた『感じている（計）』(33.8%)は3割を超えてい。一方、「あまり感じていない」(27.0%)と「感じていない」(9.6%)を合わせた『感じていない（計）』(36.6%)は4割近くとなっている。



## ■障がいの有無にかかわらず理解しあう環境があると感じているか

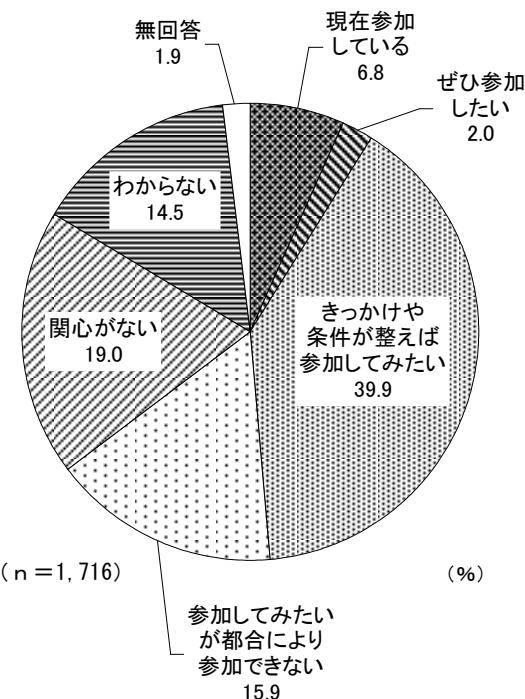
・・・『感じている（計）』は3割

障がいの有無にかかわらず理解しあう環境があると感じているか聞いたところ、「感じている」(7.2%)と「やや感じている」(23.0%)を合わせた『感じている（計）』(30.2%)は3割となっている。一方、「あまり感じていない」(29.1%)と「感じていない」(8.8%)を合わせた『感じていない（計）』(37.9%)は4割近くとなっている。



## ■地域活動への参加意向・・・「きっかけや条件が整えば参加してみたい」が4割

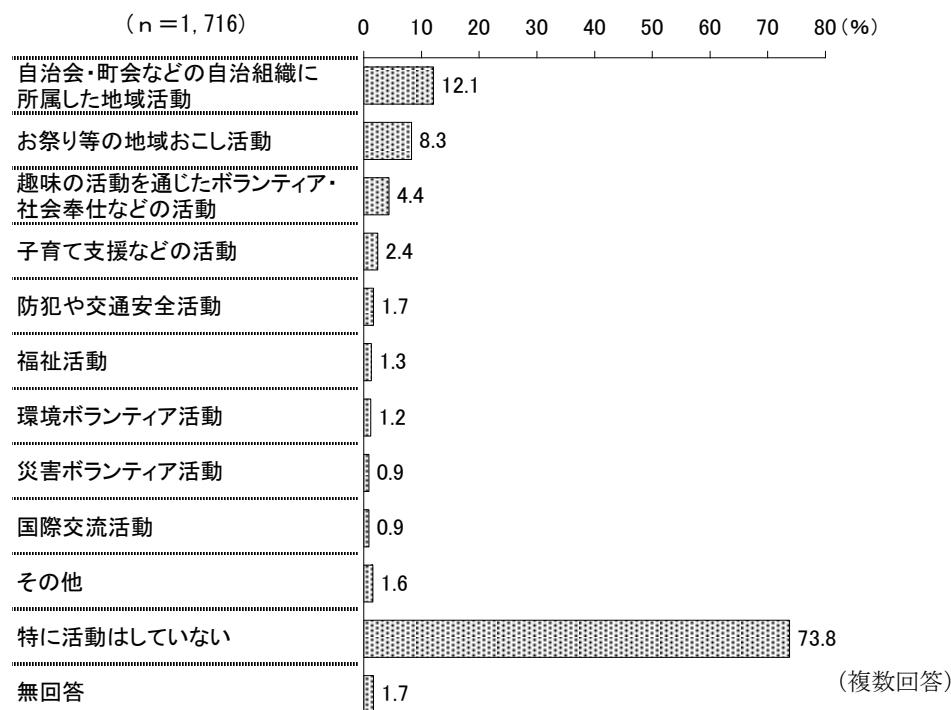
現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思うか聞いたところ、「現在参加している」(6.8%)と「ぜひ参加したい」(2.0%)は1割未満、「きっかけや条件が整えば参加してみたい」(39.9%)が4割となっている。一方、「参加してみたいが都合により参加できない」(15.9%)は1割半ば、「関心がない」(19.0%)は約2割となっている。



## ■地域活動に参加した、かかわった経験

### ・・・「自治会・町会などの自治組織に所属した地域活動」が1割を超える

過去1年以内で、地域活動に参加した、かかわった経験を聞いたところ、「特に活動はしていない」(73.8%)が7割を超えており、一方、経験がある中では「自治会・町会などの自治組織に所属した地域活動」(12.1%)が1割を超えて最も高く、次いで「お祭り等の地域おこし活動」(8.3%)など順になっている。

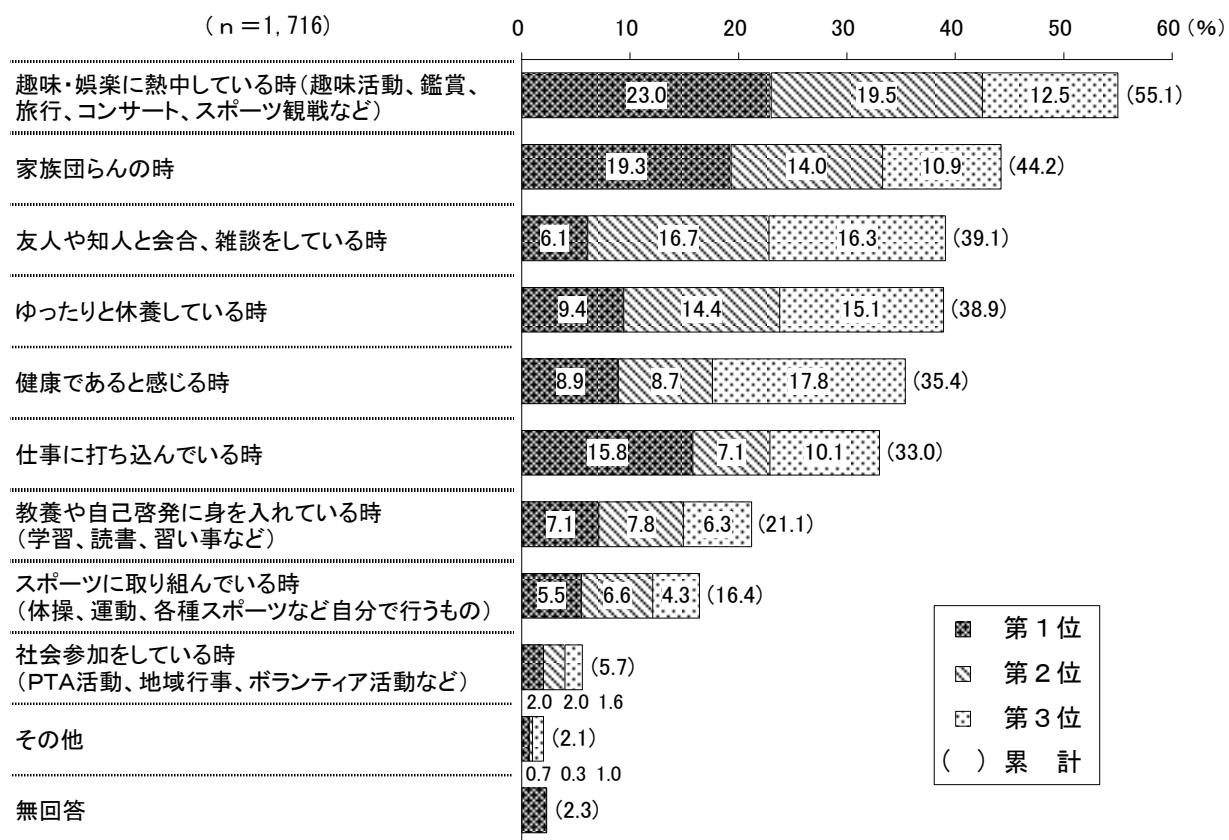


## ■日常生活のなかで充実感や張り合いを感じる時

・・・《累計》では「趣味・娯楽に熱中している時」が5割半ば

日常生活のなかで、充実感や張り合いを感じるのはどのような時か聞いたところ、第1位では「趣味・娯楽に熱中している時（趣味活動、鑑賞、旅行、コンサート、スポーツ観戦など）」（23.0%）が2割を超えて最も高く、次いで「家族団らんの時」（19.3%）、「仕事に打ち込んでいる時」（15.8%）などの順になっている。

また、第1位から第3位までを合わせた《累計》でみると、「趣味・娯楽に熱中している時（趣味活動、鑑賞、旅行、コンサート、スポーツ観戦など）」（55.1%）が5割半ばで最も高く、次いで「家族団らんの時」（44.2%）、「友人や知人と会合、雑談をしている時」（39.1%）、「ゆったりと休養している時」（38.9%）などの順になっている。

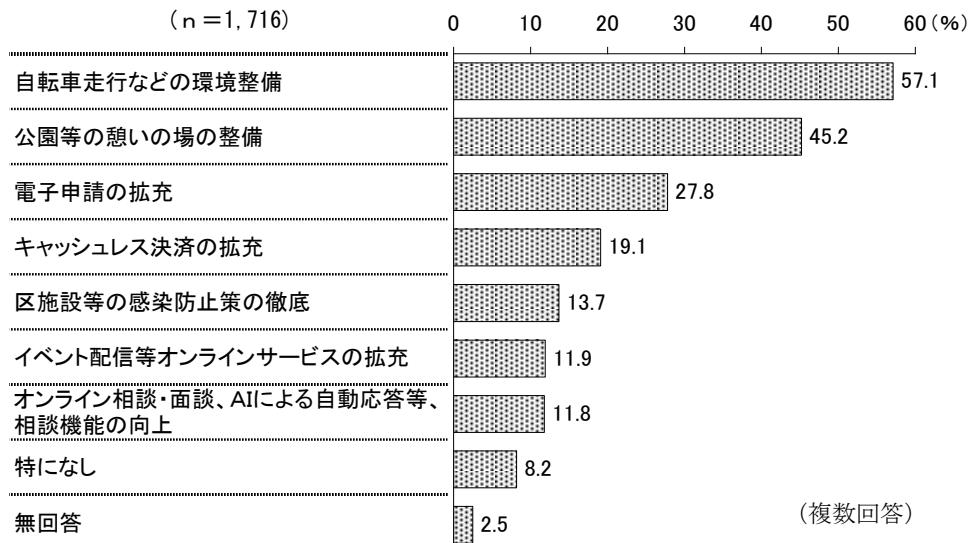


※累計の値は、第1位から第3位までのそれぞれの回答数を合計し、比率を再計算しているため、第1位から第3位までの値の単純な合計値とは、値が異なる場合がある。

## 5. 基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

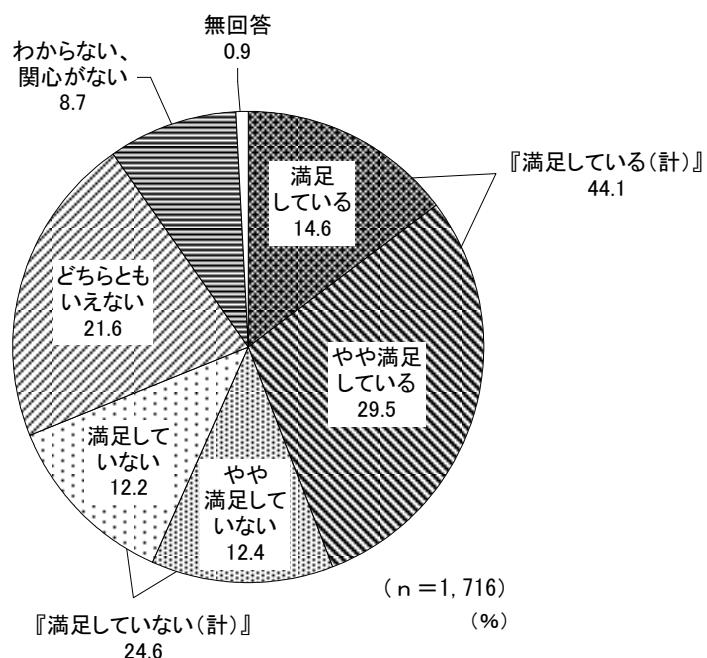
### ■区に取り組んでほしいこと・・・「自転車走行などの環境整備」が6割近く

区に取り組んでほしいことを聞いたところ、「自転車走行などの環境整備」(57.1%) が6割近くで最も高く、次いで「公園等の憩いの場の整備」(45.2%)、「電子申請の拡充」(27.8%)、「キャッシュレス決済の拡充」(19.1%)などの順になっている。



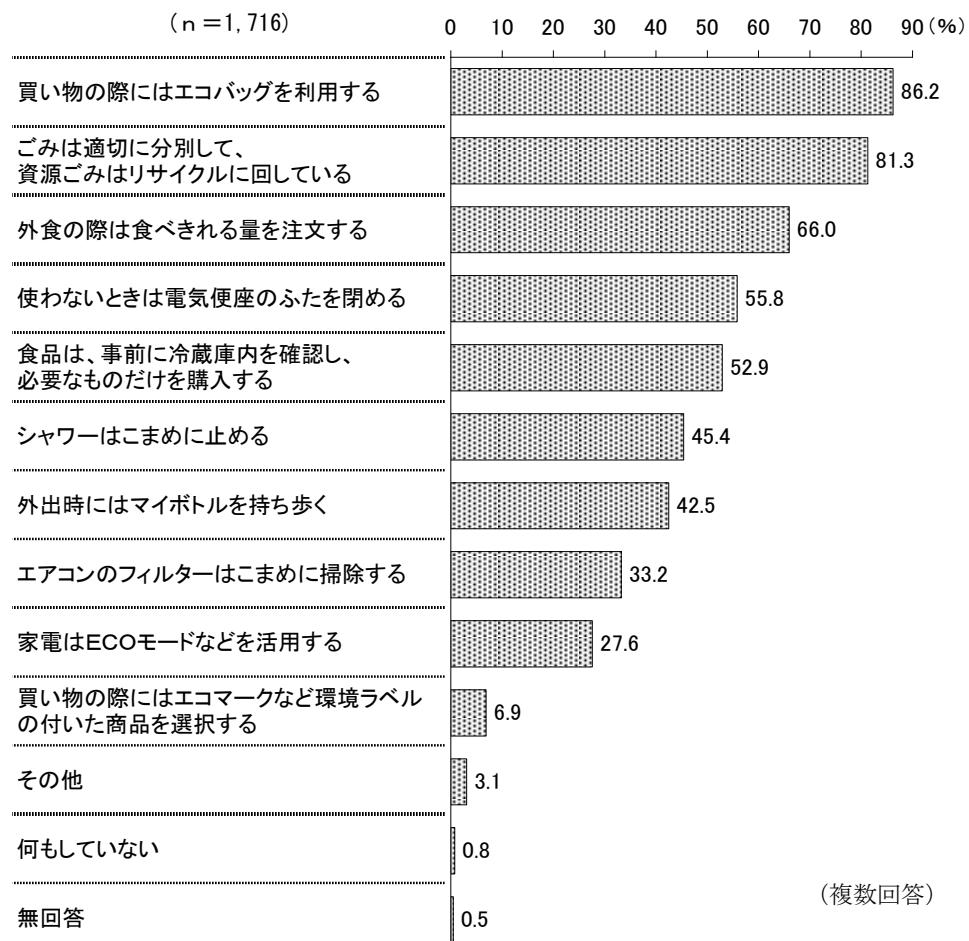
### ■生き物の豊かさへの満足度・・・『満足している(計)』は4割半ば

身近な場所で生き物の豊かさに満足しているか聞いたところ、「満足している」(14.6%)と「やや満足している」(29.5%)を合わせた『満足している(計)』(44.1%)は4割半ばとなっている。一方、「やや満足していない」(12.4%)と「満足していない」(12.2%)を合わせた『満足していない(計)』(24.6%)は2割半ばとなっている。



## ■家庭で実施している環境配慮行動・・・「買い物の際にはエコバッグを利用する」が8割半ば

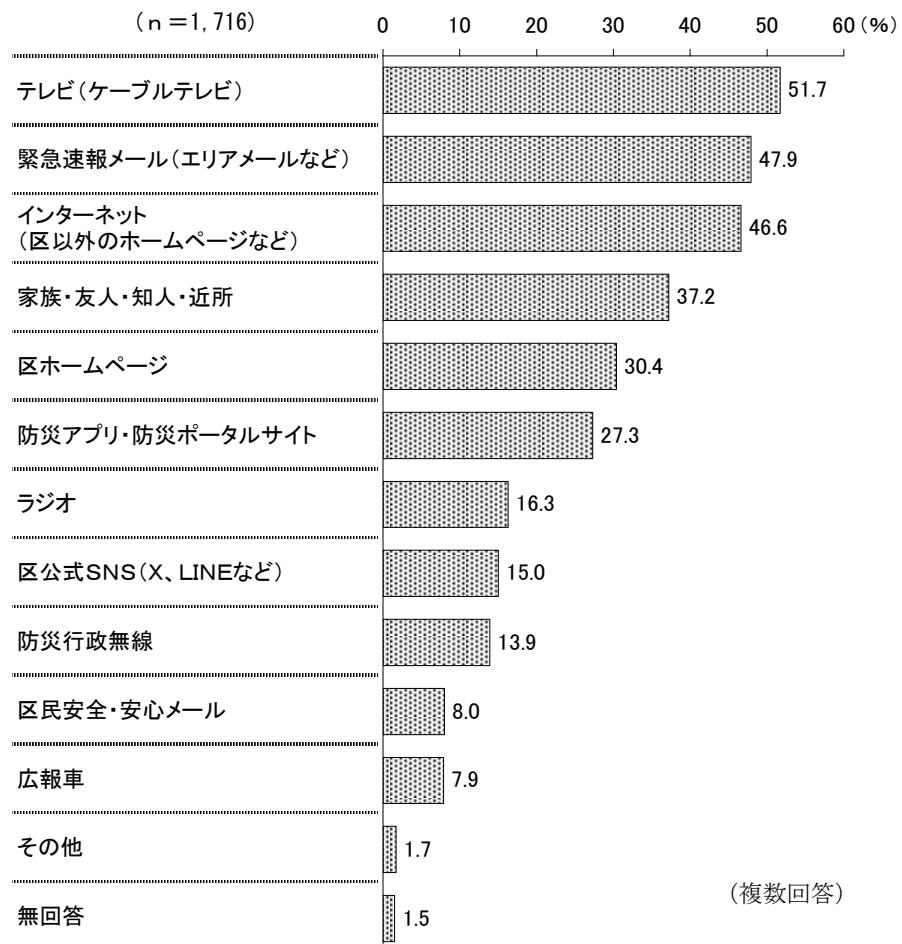
家庭で実施している環境配慮行動を聞いたところ、「買い物の際にはエコバッグを利用する」(86.2%)が8割半ばで最も高く、次いで「ごみは適切に分別して、資源ごみはリサイクルに回している」(81.3%)、「外食の際は食べきれる量を注文する」(66.0%)、「使わないときは電気便座のふたを閉める」(55.8%)などの順になっている。



## 6. 基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

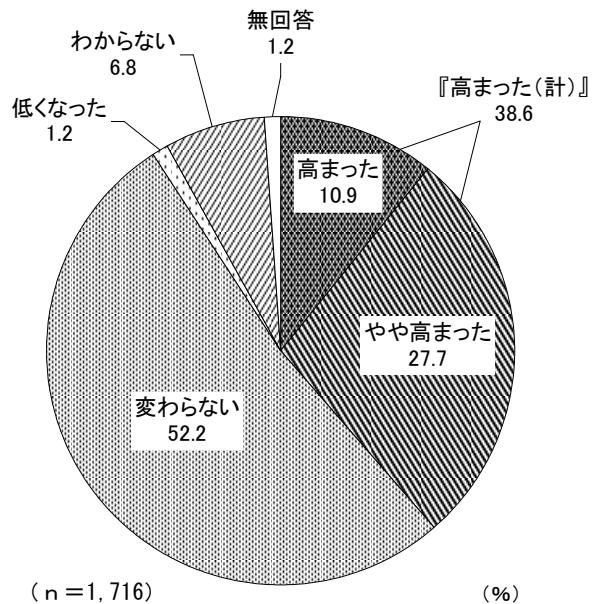
### ■災害情報の入手手段・・・「テレビ（ケーブルテレビ）」が5割を超える

災害情報の入手手段を聞いたところ、「テレビ（ケーブルテレビ）」(51.7%) が5割を超えて最も高く、次いで「緊急速報メール（エリアメールなど）」(47.9%)、「インターネット（区以外のホームページなど）」(46.6%)、「家族・友人・知人・近所」(37.2%)などの順になっている。



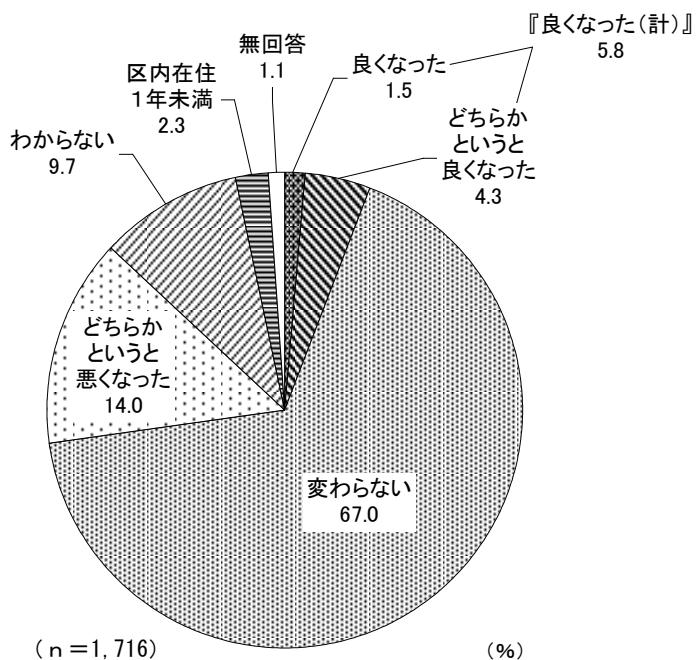
## ■防災に対する意識・・・『高まった（計）』は4割近く

1年前に比べて防災に対する意識が高まったと思うか聞いたところ、「高まった」(10.9%)と「やや高まった」(27.7%)を合わせた『高まった（計）』(38.6%)は4割近くとなっている。一方、「変わらない」(52.2%)は5割を超え、「低くなった」(1.2%)はわずかとなっている。



## ■住んでいるまちの治安の変化・・・「変わらない」が7割近く

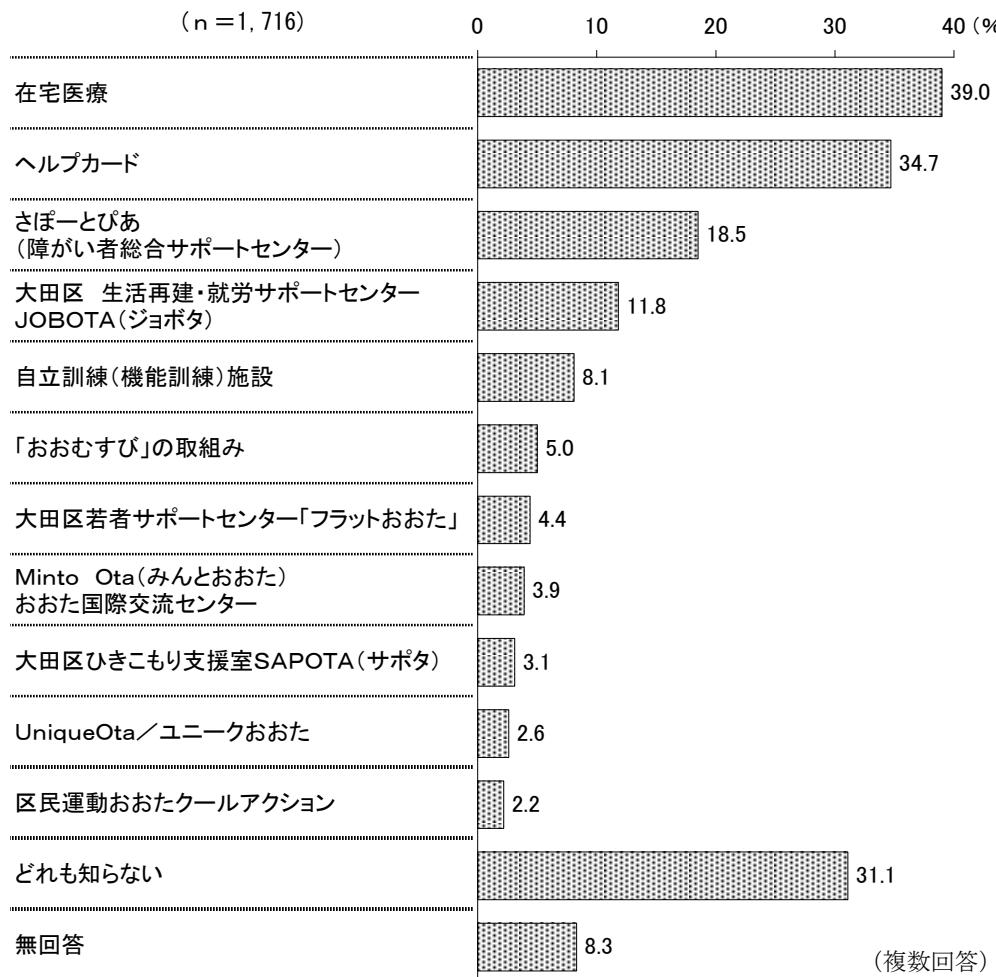
1年前に比べて現在住んでいるまちの治安はどのように変化したと感じているか聞いたところ、「良くなった」(1.5%)と「どちらかというと良くなった」(4.3%)を合わせた『良くなった（計）』(5.8%)は1割未満となっている。一方、「変わらない」(67.0%)は7割近く、「どちらかというと悪くなった」(14.0%)は1割半ばとなっている。



## 7. 区政への関心と要望

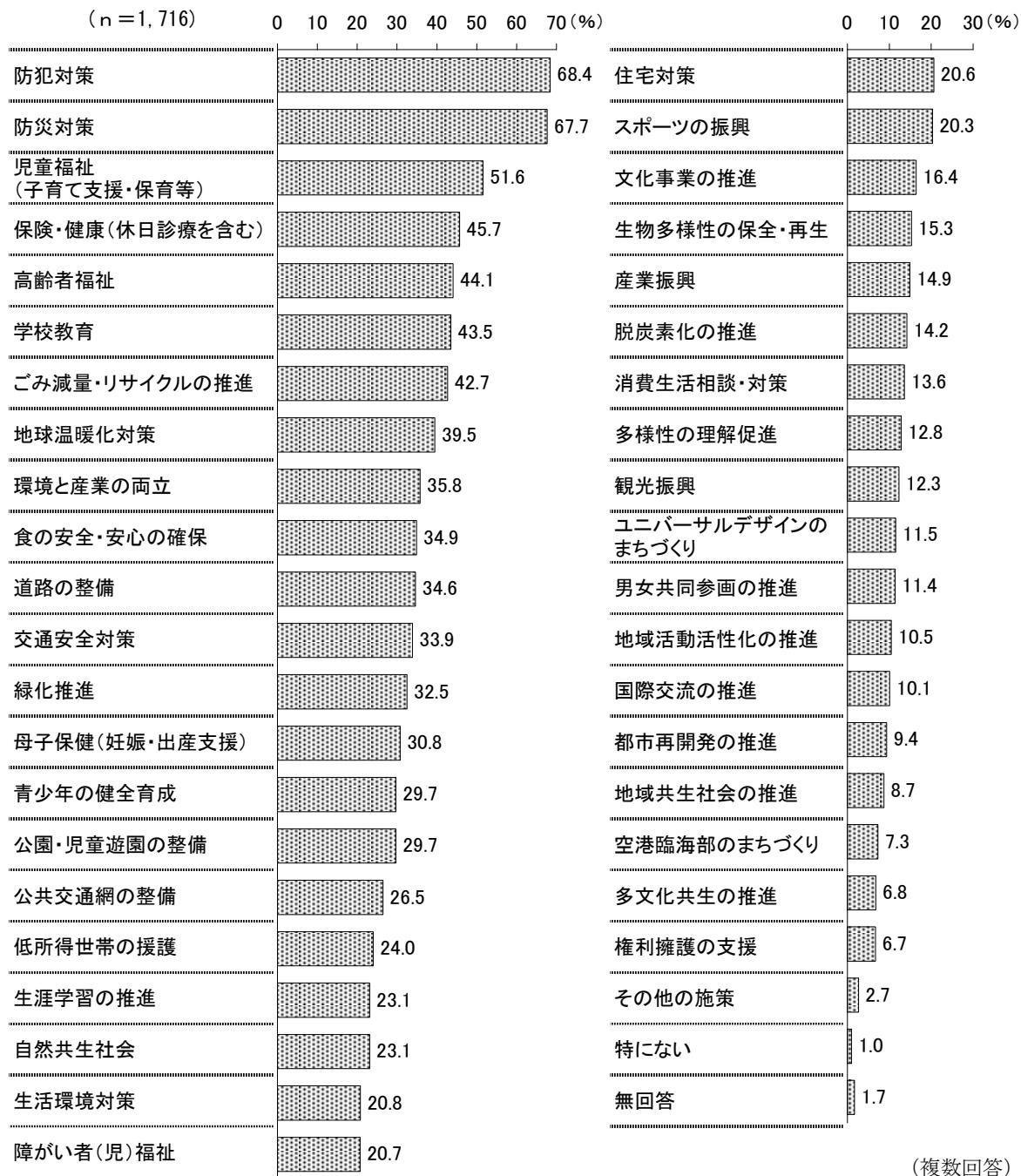
### ■大田区等の制度・施策・施設の認知度・・・「在宅医療」が約4割

区等の制度、施策、施設について知っているものを聞いたところ、「在宅医療」(39.0%) が約4割で最も高く、次いで「ヘルプカード」(34.7%)、「さぽーとぴあ（障がい者総合サポートセンター）」(18.5%)、「大田区 生活再建・就労サポートセンター J O B O T A（ジョボタ）」(11.8%) などの順になっている。一方、「どれも知らない」(31.1%) は3割を超えている。



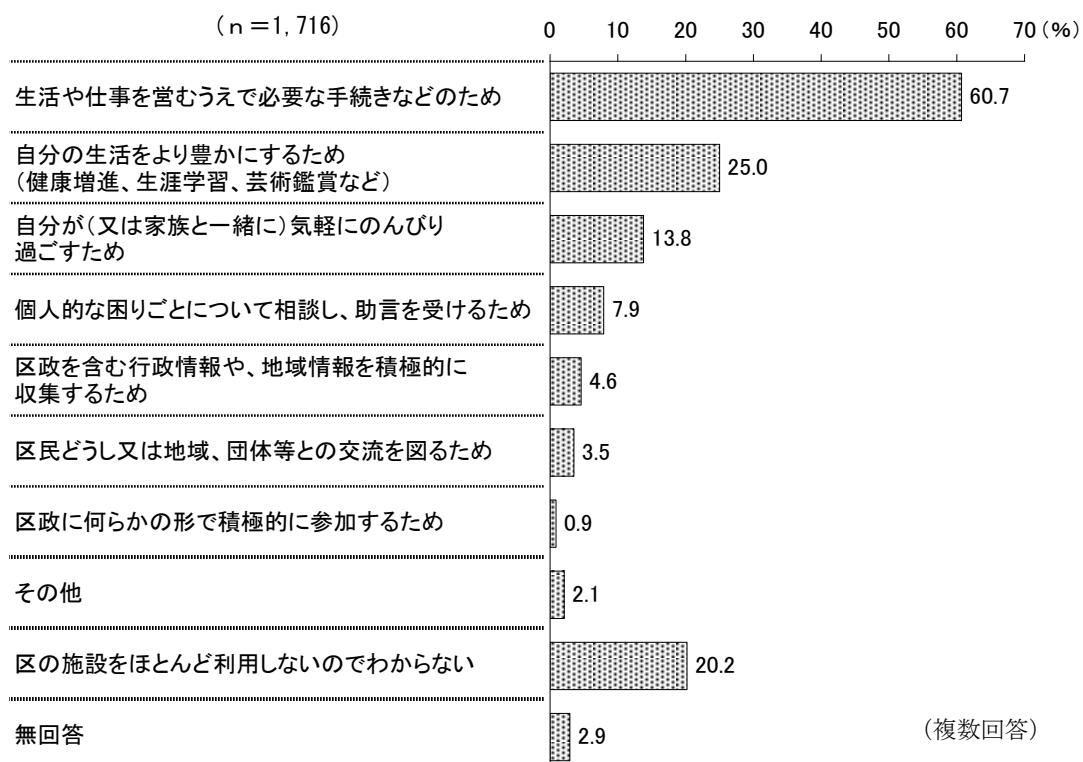
## ■施策要望・・・「防犯対策」と「防災対策」がともに7割近く

区の施策の中で、特に力を入れてほしいことを聞いたところ、「防犯対策」(68.4%)と「防災対策」(67.7%)がともに7割近くで高く、次いで「児童福祉（子育て支援・保育等）」(51.6%)、「保険・健康（休日診療を含む）」(45.7%)、「高齢者福祉」(44.1%)などの順になっている。



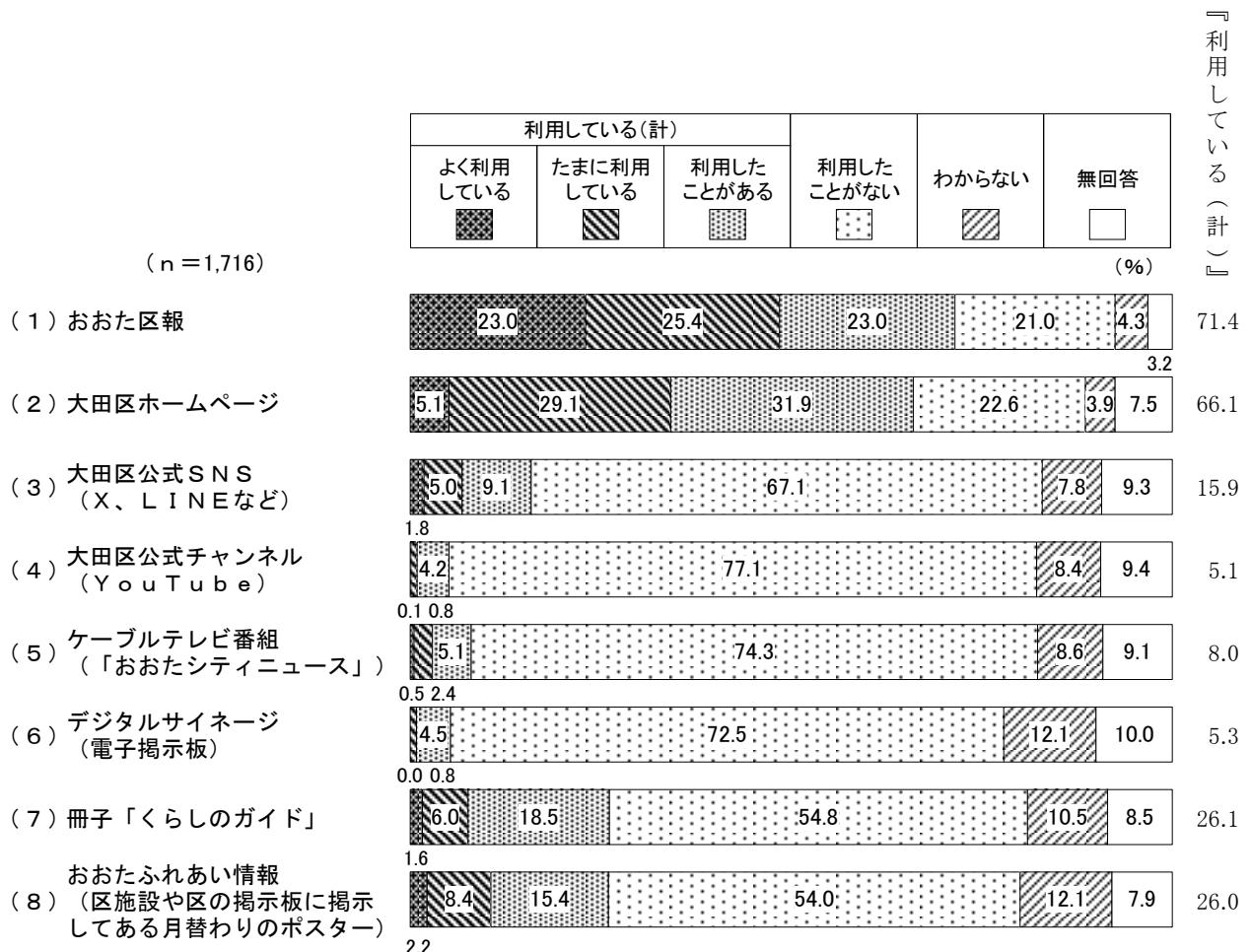
## ■区内施設の利用目的・・・「生活や仕事を営むうえで必要な手続きなどのため」が約6割

どんな目的で大田区の施設を利用することが多いか聞いたところ、「生活や仕事を営むうえで必要な手続きなどのため」(60.7%)が約6割で最も高く、次いで「自分の生活をより豊かにするため（健康増進、生涯学習、芸術鑑賞など）」(25.0%)、「自分が（又は家族と一緒に）気軽にのんびり過ごすため」(13.8%)などの順になっている。一方、「区の施設をほとんど利用しないのでわからない」(20.2%)は2割となっている。



## ■区の媒体の利用頻度・・・『利用している（計）』は“おおた区報”で7割を超える

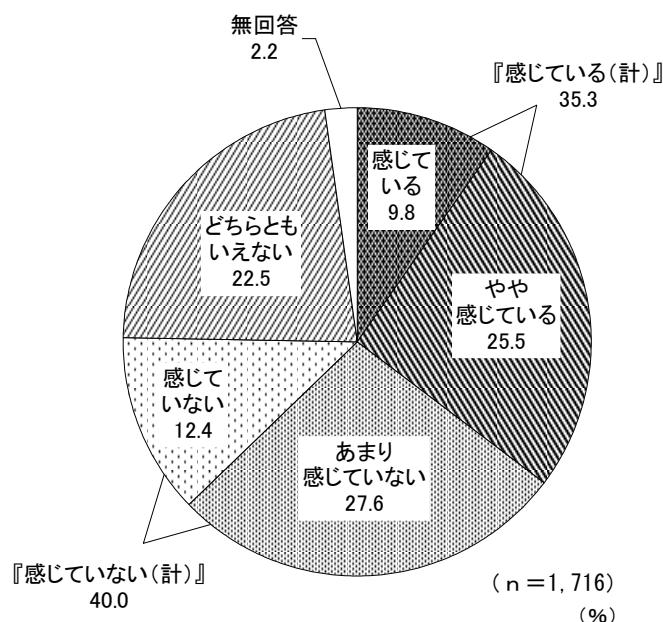
区政に関する情報を知りたいとき、それぞれの媒体をどの程度利用しているか聞いたところ、「よく利用している」、「たまに利用している」、「利用したことがある」を合わせた『利用している（計）』は“おおた区報”（71.4%）で7割を超え、“大田区ホームページ”（66.1%）で6割半ばと高くなっている。



## ■必要な区政情報がわかりやすく届いていると感じているか

・・・『感じている（計）』は3割半ば

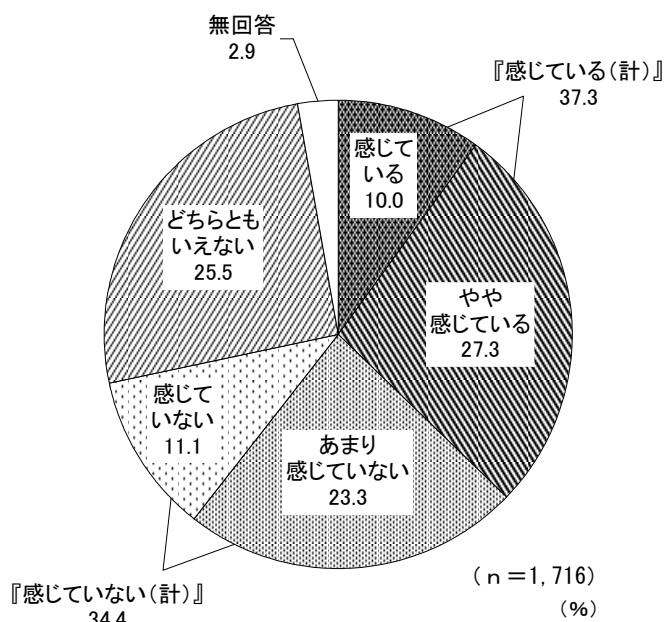
必要な区政情報が区報や区のホームページなどを通じてわかりやすく届いていると感じているか聞いたところ、「感じている」(9.8%)と「やや感じている」(25.5%)を合わせた『感じている（計）』(35.3%)は3割半ばとなっている。一方、「あまり感じていない」(27.6%)と「感じていない」(12.4%)を合わせた『感じていない（計）』(40.0%)は4割となっている。



## ■オンライン化により行政手続は便利になったと感じているか

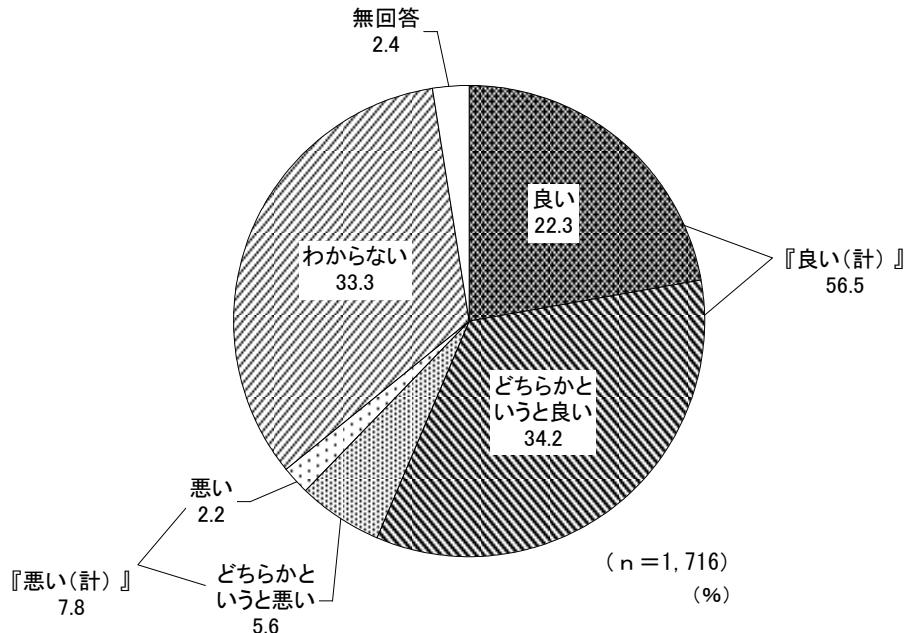
・・・『感じている（計）』は4割近く

オンライン化により行政手続は便利になったと感じているか聞いたところ、「感じている」(10.0%)と「やや感じている」(27.3%)を合わせた『感じている（計）』(37.3%)は4割近くとなっている。一方、「あまり感じていない」(23.3%)と「感じていない」(11.1%)を合わせた『感じていない（計）』(34.4%)は3割半ばとなっている。



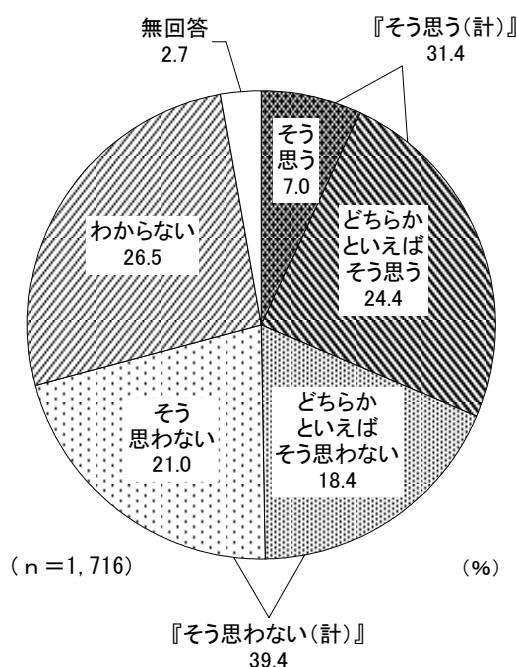
## ■区の職員の窓口や電話応対への印象・・・『良い（計）』は6割近く

区の職員の窓口や電話での応対について聞いたところ、「どちらかといふと良い」(34.2%)が3割半ばで最も高く、これに「良い」(22.3%)を合わせた『良い（計）』(56.5%)は6割近くとなっている。一方、「どちらかといふと悪い」(5.6%)と「悪い」(2.2%)を合わせた『悪い（計）』(7.8%)は1割未満となっている。



## ■区政への参加意向・・・『そう思う（計）』は3割を超える

何らかの機会や手段を通じて大田区政に参加したいと思うか聞いたところ、「そう思う」(7.0%)と「どちらかといえばそう思う」(24.4%)を合わせた『そう思う（計）』(31.4%)は3割を超えており、一方、「どちらかといえばそう思わない」(18.4%)と「そう思わない」(21.0%)を合わせた『そう思わない（計）』(39.4%)は約4割となっている。





## 大田区政に関する世論調査（概要版）

令和7年11月発行

発 行 大田区 企画経営部 広聴広報課  
東京都大田区蒲田五丁目13番14号  
電 話：03-5744-1135  
F A X：03-5744-1504



総務財政委員会
令和7年11月11日
企画経営部 資料3番
所管 広聴広報課

## 令和7年度 区民と区長との懇談会について

### 1 概要

地域社会の未来を担う若者と区長が懇談することにより、区政や地域社会への理解・関心を深めてもらうと同時に、「区民の声」を今後の区政運営に役立てる。

区内私立高校の2年生（計16名）がグループで討議し、その結果をもとに区長と懇談する。

### 2 目的

- (1) 若者が区に対する期待や意見を区長へ直接伝える機会をつくり、将来の区政参画意識の向上につなげる。
- (2) 若者目線を踏まえた政策提案を促進し、具体的な政策実現を目指す。
- (3) 区内の若者同士が相互に交流し、地域社会の課題や可能性を共有する。

### 3 内容

#### (1) 開催日時

令和7年12月12日（金）16時から18時まで

#### (2) 開催場所

羽田イノベーションシティ PiOPARK

#### (3) 主催

大田区、（公財）大田区産業振興協会

#### (4) 懇談会テーマ（案）

大田区が住み続けたい都市になるためには

#### (5) 懇談の方法

区内私立高校4校から4名程度の参加を求め、4グループでグループ討議し、その結果をもとに区長と懇談する。各グループに1名区職員をファシリテーターとして配置し、ディスカッションの進行をサポートする。

### 4 今後の予定

- (1) 職員ファシリテーター研修（11月～12月）
- (2) 参加する高校生とファシリテーターの顔合わせ（11月）

総務財政委員会
令和7年11月11日
総務部 資料1番
所管 人権・男女平等推進課

## 第9期大田区男女共同参画推進プラン（素案）に関する区民意見公募手続 (パブリックコメント) の実施について

### 1 区民意見公募手続（パブリックコメント）

#### （1）実施期間

令和7年11月18日（火）から令和7月12月8日（月）まで

#### （2）対象

区内に在住・在勤・在学の方、その他計画に関係を有する方

#### （3）閲覧方法及び場所

大田区ホームページ

人権・男女平等推進課、男女平等推進センター（エセナおおた）、各特別出張所、区政情報コーナー

#### （4）閲覧に供する資料（別添のとおり）

第9期大田区男女共同参画推進プラン素案

#### （5）意見の提出方法

電子申請、郵送、ファクシミリ、提出先への持参のいずれかの方法による。  
なお、電話による意見の受付はしない。

#### （6）意見の提出先

人権・男女平等推進課

### 2 区民説明会

#### （1）日時

令和7年11月21日（金）14時開始

#### （2）場所

男女平等推進センター（エセナおおた） 5階 研修室A

#### （3）資料

パブリックコメントの閲覧に供する資料と同様

# **第9期 大田区男女共同参画推進プラン**

大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画  
大田区女性の職業生活における活躍推進計画  
大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

**【素案】**

令和7年11月

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1 策定の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	3
<b>第2章 大田区の男女共同参画を取り巻く現状</b>	4
1 計画策定の背景	5
1 國際的な動き	5
2 国の動き	7
3 東京都の動き	9
4 大田区の動き	10
2 データからみる大田区の現状	12
1 人口の推移	12
2 児童・生徒数の推移	14
3 区の産業	15
4 女性の職業生活の状況	17
5 女性の登用状況	20
6 配偶者暴力の相談件数	21
3 第8期プランの総括	23
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	27
1 基本理念	28
2 計画の体系	30
<b>第4章 各基本目標と取組</b>	32
<b>基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会をめざします</b>	33
個別目標Ⅰ—1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上	33
個別目標Ⅰ—2 多様な個性を認める意識の醸成	38
<b>基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます</b>	41
個別目標Ⅱ—1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶 【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】	41
個別目標Ⅱ—2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援 【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	46
個別目標Ⅱ—3 防災・復興における男女共同参画の推進	50
<b>基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します</b>	53
個別目標Ⅲ—1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化 【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】	53

個別目標Ⅲ－2 ワーク・ライフ・バランスの推進 .....	58
個別目標Ⅲ－3 生涯を通じた男女の健康支援 .....	62
<b>第5章 計画の推進に向けて.....</b>	<b>66</b>
1 推進体制の連携強化 .....	67
2 計画の進行管理 .....	68
3 大田区立男女平等推進センター（エセナおおた） .....	68
<b>参考資料.....</b>	<b>70</b>

## コラム掲載ページ

○ M字カーブ .....	18
○ L字カーブ .....	19
○ アンコンシャス・バイアス .....	36
○ L G B T Q 、 S O G I .....	42
○ デートDV .....	48
○ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ .....	65

# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 1

## 策定の目的

近年、少子高齢化や人口減少、働き方の多様化、ケア労働の増加など、社会構造が大きく変化する中で、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる持続可能な社会の実現が求められています。

区では、昭和59(1984)年に第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」を策定し、平成8(1996)年に現在の「大田区男女共同参画推進プラン」と名称を変え、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組を進めてきました。

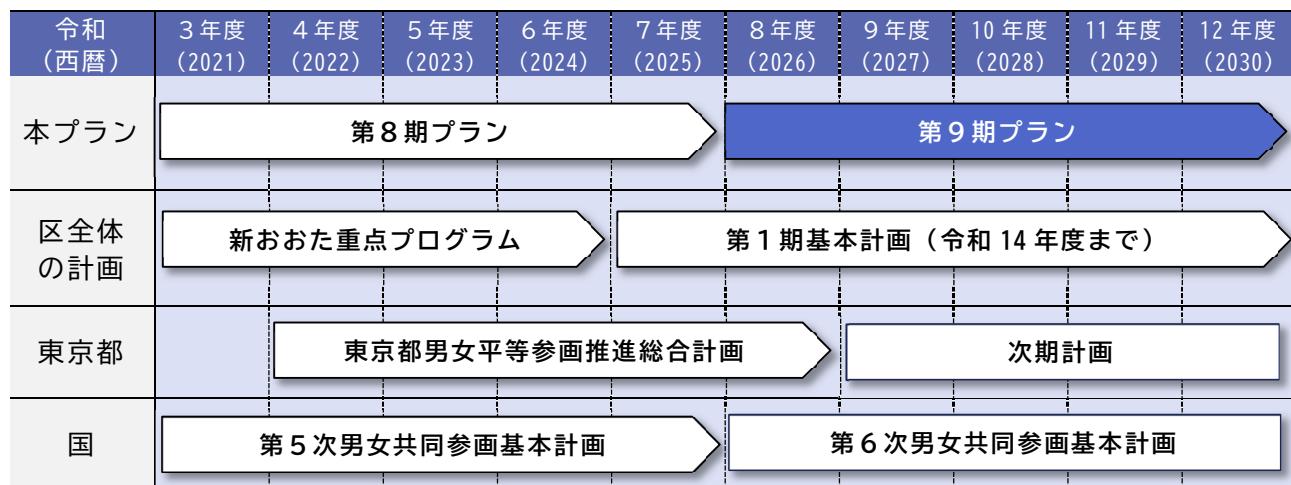
国においてもさまざまな法整備や取組が進められており、女性の社会参画、家庭内における役割の見直し等、意識面での変化や一定の進展が見られる一方で、固定的性別役割分担意識や男女間格差は、依然としてあらゆる分野に影響を与えていることから、男女共同参画の更なる推進が重要な課題となっています。

「第8期大田区男女共同参画推進プラン」（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで）の計画期間終了に伴い、社会情勢や区民の意識の変化、近年の国等の動向を踏まえ、課題解決に向けてより効果的な施策の検討・推進を図るために、「第9期大田区男女共同参画推進プラン」を策定します。

# 2

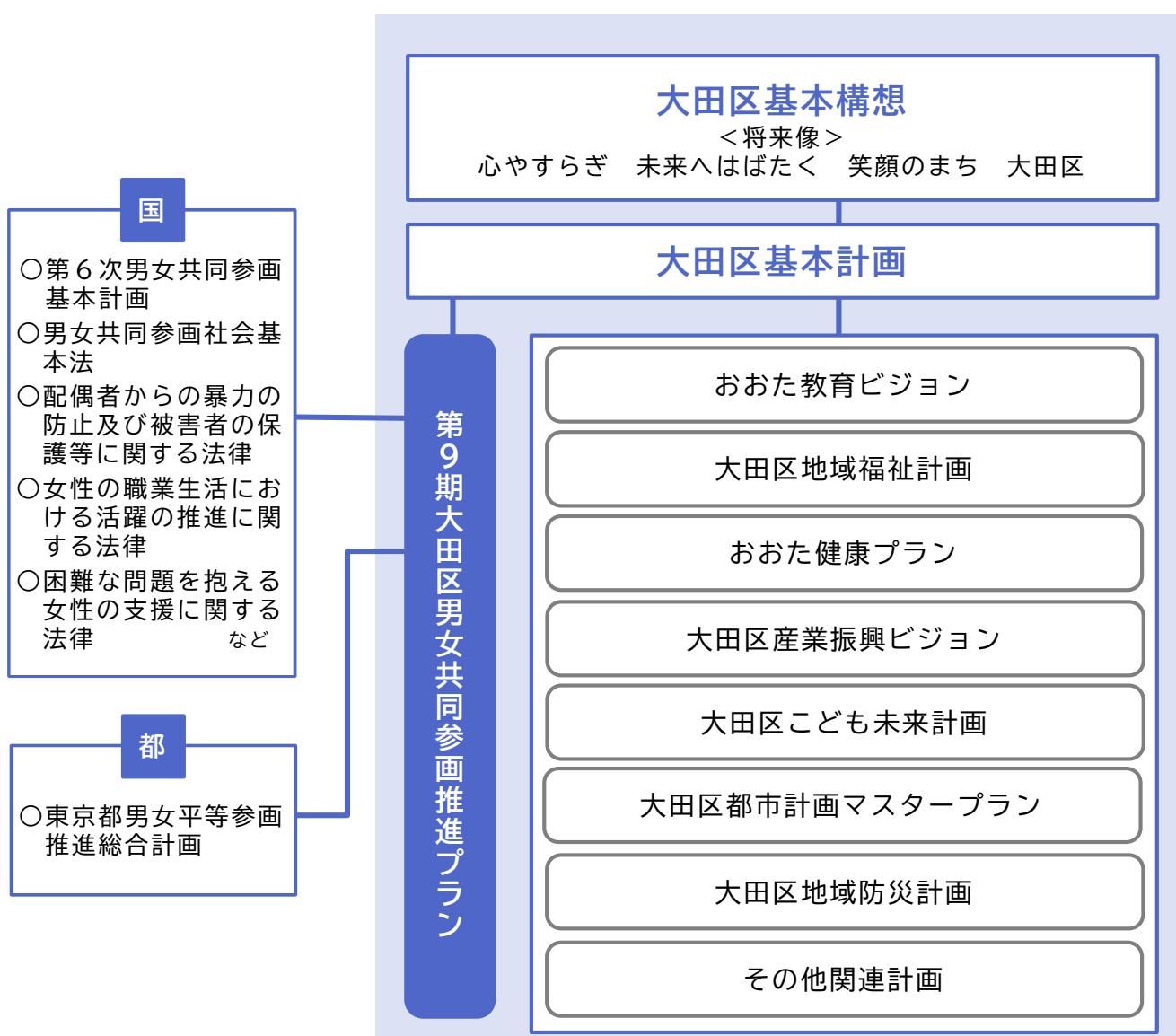
## 計画の期間

本プランの期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。



## 計画の位置付け

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置付けられると同時に、区のめざすべき将来像を掲げる「大田区基本構想」、その実現のための「大田区基本計画」及びその他関連計画等との整合性を図り策定する計画です。
- 「第8期大田区男女共同参画推進プラン（令和3（2021）年～令和7（2025）年）」を継承し、さらに発展させる計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画」を包含します。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含します。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村基本計画」にあたる「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含します。



## 第2章

# 大田区の男女共同参画を取り巻く現状

## 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

#### ア SDGsとジェンダー平等

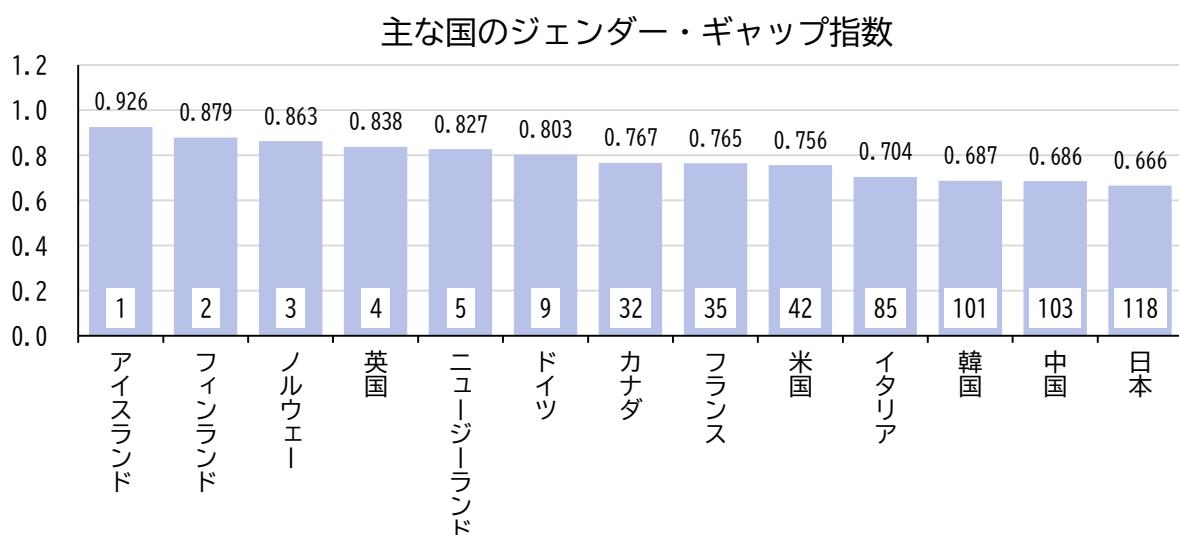
平成 27（2015）年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、加盟国の全会一致で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す開発目標で、17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と掲げられているほか、17 の目標のひとつに「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」が設定されており、すべての取組に対してジェンダーの視点を主流化させていくことが重要であるとされています。



## イ ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが公表するジェンダー・ギャップ指数（G G I）は、男女格差を図る指標のひとつです。令和7（2025）年の日本は146か国中118位と前年度から順位は横這いとなっており、先進国の中では最下位となっています。教育・健康分野では世界トップクラスの一方で、政治・経済分野の値が低く、男女共同参画社会の実現に向けて、特に政治・経済分野での男女格差の解消が喫緊の課題となっています。

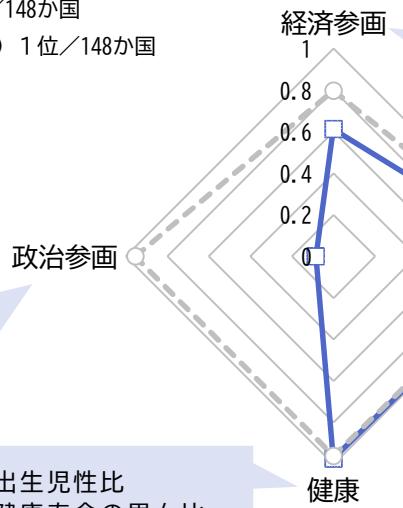


※四角枠内は各国の順位

- 日本 (0.666) 118位／148か国
  - アイスランド (0.926) 1位／148か国
- ※吹き出しこそは各分野の指標

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政府の長の在任年数の男女比



- ・識字率の男女比
- ・初等教育就学率の男女比
- ・中等教育就学率の男女比
- ・高等教育就学率の男女比

- ・出生性別比
- ・健康寿命の男女比

総合	経済	112位（前年120位）
118位／146か国	政治	125位（前年113位）
	健康	50位（前年58位）
	教育	66位（前年72位）

出典：「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数報告書（2025）」

世界経済フォーラム 令和7年より作成

## (2) 国の動き

### ○第6次男女共同参画基本計画の策定

国では、男女共同参画社会基本法(平成 11(1999)年 6 月)に基づき、男女共同参画基本計画(平成 12 (2000) 年 12 月)を策定しました。令和 7 (2025) 年度の改定では、以下のような 4 つの目指すべき社会が掲げられ、「男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」といった 2 つの政策領域と、総合的かつ計画的に取組を推進するための「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」に基づいて男女共同参画社会の形成の促進を図るとされています。

#### 目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

### ○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（政治分野の男女共同参画推進法）の改正

令和 3 (2021) 年 6 月に改正され、政党その他の政治団体に対しては候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策について取組を促進するよう求めています。また、国・地方自治体に対しても、家庭生活との両立支援のための体制整備やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策等施策の強化が求めされました。

### ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の改正

平成 27 (2015) 年に制定され、一定規模の事業主に対し、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公表を行うことを義務付けました。令和 8 (2026) 年 3 月末までの時限立法でしたが、令和 7 (2025) 年 6 月に有効期限が令和 18 (2036) 年 3 月末までに延長され、一部の項目については労働者数 101 人以上の事業主へと対象を拡大し、男女の給与額の差異及び管理的地位にある女性職員割合の情報公表を義務付けるなど、対象項目も拡大しました。

## ○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の成立

令和4（2022）年に成立し、令和6（2024）年4月に施行されました。女性をめぐる課題の複雑化、多様化、複合化を踏まえ、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな女性支援の枠組みを構築することを目的にしています。「女性の福祉」、「人権の尊重や養護」、「男女平等」の視点を明確に規定し、国・地方自治体に対し「教育・啓発」、「調査研究の推進」、「人材の確保」、「民間団体援助」といった困難な問題を抱える女性支援に必要な施策を講じる責務が明記されています。

## ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法、DV防止法)の改正

令和5（2023）年に改正され、令和6（2024）年4月に施行されました。被害者への接近などを禁じる裁判所の保護命令対象が、身体的DVだけでなく精神的DVにも拡大されました。また、接近禁止命令等の期間の延長や電話等禁止命令の対象行為の拡大、保護命令違反の厳罰化等が定められています。

## ○性犯罪に関する刑法等の改正

令和5（2023）年6月に成立し、同年7月から順次施行されています。「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等は不同意性交等罪又は不同意わいせつ罪が成立することになりました。また、13歳未満の者に加え、13歳以上16歳未満の者で、行為者が5歳以上年長である場合にも処罰対象となったほか、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求等の罪や、公訴時効期間の延長が新設されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する性的姿態撮影等処罰法も同時に成立しました。

## ○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）の成立

令和5（2023）年6月に施行され、すべての国民が性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。また、地方自治体や事業主等は知識の着実な普及や理解増進、相談体制の整備について努めることとしています。

## ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正

令和6（2024）年5月に改正され、男女が仕事と育児・介護を両立できるように、令和7（2025）年4月から子の看護休暇の対象範囲、取得事由の拡大や所定外労働の制限の対象拡大、育児や介護のためのテレワーク導入の努力義務化等が施行されました。同年10月1日からは柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることや仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮等が事業主に求められました。

## (3) 東京都の動き

### ○東京都男女平等参画推進総合計画の策定

都では、平成12（2000）年3月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成された総合計画として、平成29（2017）年に「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

令和4（2022）年の改定では「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を目指し、「男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場等あらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方としています。その考え方に基づき、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を3つの柱として掲げています。

### ○第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和5（2023）年3月に策定されました。令和元（2019）年12月に策定された第1期計画を踏まえ、「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」の3つを基本方針として掲げて、取組を進めています。

### ○東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和4（2022）年11月から運用が開始されました。性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として日常生活においてサービスの提供等を行っています。

### ○困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定

令和6（2024）年3月に策定され、「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」を計画の理念としています。

#### 基本目標

- 1 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供
- 2 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心とした支援の実施
- 3 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化
- 4 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進
- 5 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

## (4) 大田区の動き

区では、令和3（2021）年3月に第8期大田区男女共同参画推進プランを策定以降、主に次のような動きがありました。

### ○第8期大田区男女共同参画推進プランの策定

昭和59（1984）年に策定された第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」に始まり、平成8（1996）年に現在の「大田区男女共同参画推進プラン」と名称を変えながら、令和3（2021）年3月に第8期のプランを策定しました。「誰もが認め合い 笑顔つながるまち おおた」を基本理念に、第7期プランを継承しつつ、「大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画」、「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含した計画としています。

### ○新型コロナウイルス感染症の影響

令和元（2019）年末に新型コロナウイルス感染症が初めて確認されてから急激に感染が拡大し、令和2（2020）年2月下旬に国からの全国一斉休校の要請を受け、区内の区立小中学校が臨時休校、令和3（2021）年4月からはワクチン接種が開始されるなど、区民生活に大きく影響しました。

毎年12月に開催していた人権講演会は、令和2（2020）年から令和5（2023）年まで開催を中止し、令和6（2024）年12月に5年ぶりに再開しました。

男女共同参画の啓発のための講座やセミナーは、緊急事態宣言発出時にはオンライン（Zoomなど）のみでの開催、それ以外は人ととの間隔を空けたり、オンラインと会場との併用で開催したりと、工夫や配慮をして実施しました。

### ○「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定

SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5（2023）年度の「SDGs未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

### ○大田区基本構想の策定

令和5（2023）年7月に大田区基本構想審議会が設置され、令和6（2024）年3月に大田区基本構想を策定しました。この基本構想は、2040年ごろの大田区のめざすべき将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、まちづくりの方向性を示した、区の最上位の指針です。基本構想全体を貫く考え方として、「地域力を高める」、「多様な個性が輝く」、「豊かなまちを未来へつなげる」という3つの基本理念を掲げています。

## ○大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）移転

令和6（2024）年12月1日、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）が、大森北四丁目複合施設「スマイル大森」（大田区大森北四丁目6番7号）の5階・6階部分に移転しました。1階から地下2階の大森北区民活動施設、2階の高齢者支援施設（大田区地域包括支援センター入新井/シニアステーション入新井）、3階の学校生活支援施設（つばさ大森教室）、4階の子育て支援施設の各施設と複合化された地域の拠点です。併設された入新井第一小学校、地域の方々と連携し、男女共同参画社会の実現をめざして講座やセミナーなどを実施しています。

## ○大田区基本計画、実施計画の策定

令和6（2024）年3月に策定した大田区基本構想のめざすべき将来像「心やすらぎ未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現するための施策等をまとめた「大田区基本計画」を、令和7（2025）年3月に策定しました。

計画期間は、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までの8年間を第1期、令和15（2033）年度から令和22（2040）年度までの8年間を第2期としています。

基本計画の施策2-2では「配偶者暴力の防止に向けた相談体制の強化」、施策2-5では男女共同参画社会をめざした「人権と多様性を尊重する意識の醸成」が掲載されています。

## ○大田区男女共同参画に関する意識調査の実施

令和6（2024）年10月15日から11月15日までを調査期間として、住民基本台帳から男女別に無作為抽出した2,000人を対象に、意識調査を行いました。回収率は34.4%（全回答数687件、うち郵送での回答422件、webでの回答265件）。

区民の男女共同参画に関する意識や実態等について把握し、本プランを策定するまでの基礎資料とすることを目的として実施しました。令和7（2025）年3月に報告書としてまとめた結果は区ホームページ等で公開しています。

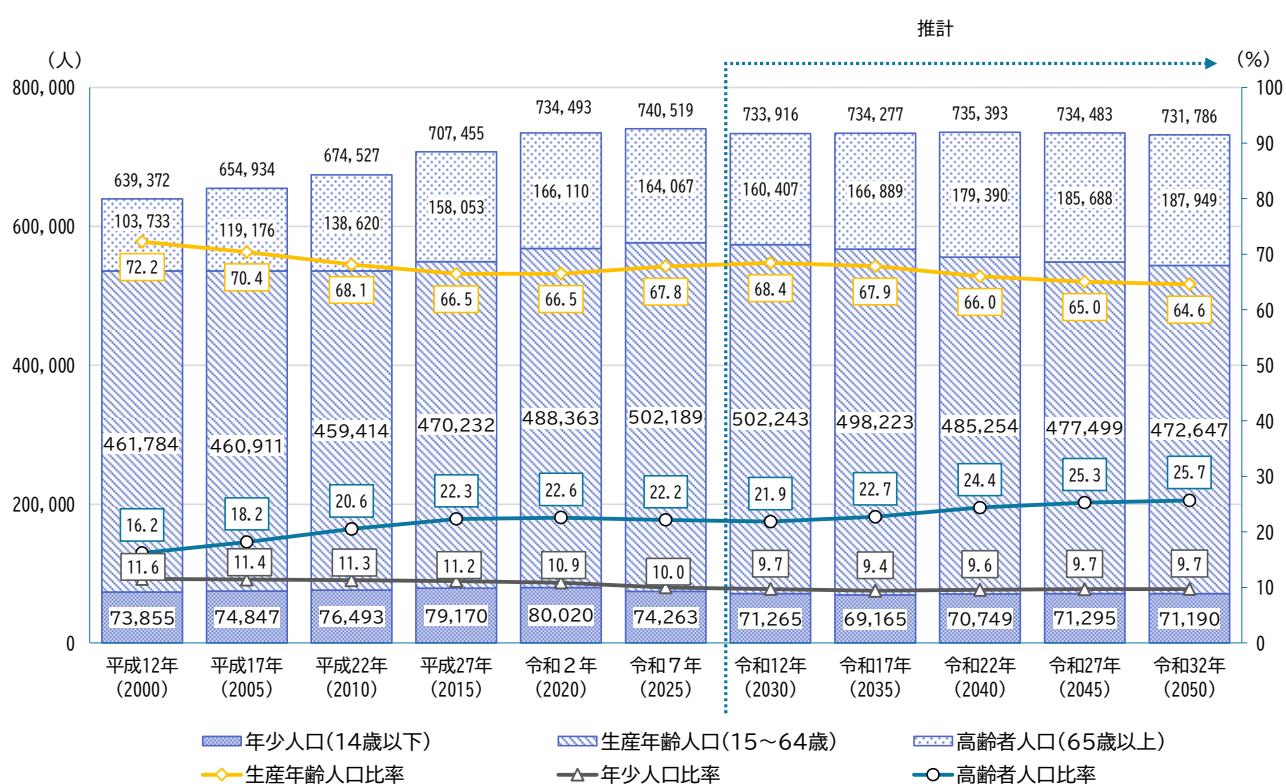
## (1) 人口の推移

## ア 総人口の推移

区の総人口は平成 12(2000)年以降増加傾向が見られ、平成 27(2015)年に 70 万人を上回ると、令和 7(2025)年には 740,519 人となっています。

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（14 歳以下）は令和 2（2020）年までは増加が見られたものの、令和 7（2025）年には 8 万人を割り、平成 17（2005）年と同水準となっています。生産年齢人口は平成 27（2015）年以降増加が見られ、令和 7（2025）年には 50 万人を上回っています。

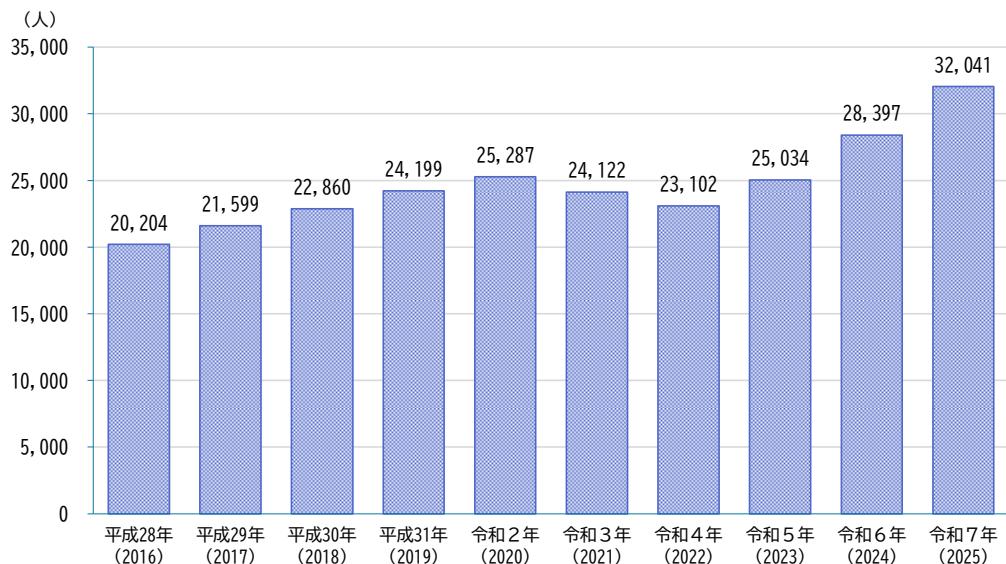
また、将来人口推計をみると、年少人口比率は令和 12（2030）年に 10% を下回り、以降は 9 % 台で推移することが見込まれます。また、高齢者人口比率は令和 17（2035）年まで 22% 前後で推移した後、令和 27（2045）年に 25.3 % になる見込みで、今後も少子高齢化が進むことが予想されます。



出典：「大田区住民基本台帳」（令和 7 年まで、各年 1 月 1 日時点） 大田区  
「大田区人口推計」（令和 12 年以降） 大田区

## イ 区内在住の外国人数

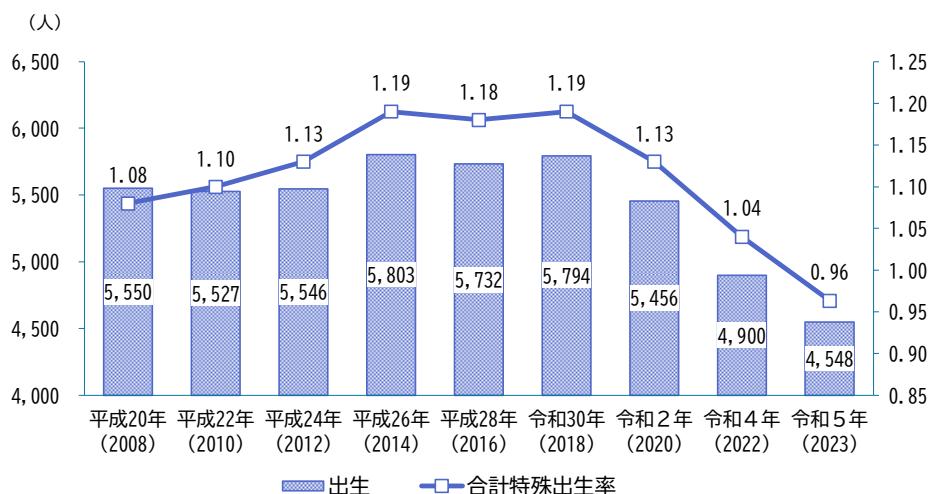
区内在住の外国人数は、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年にかけて増加した一方、令和 3（2021）年と令和 4（2022）年にかけては減少しています。令和 5（2023）年以降は再び増加に転じ、令和 7（2025）年には 3 万人を突破し 32,041 人となっています。



出典：「大田区住民基本台帳」（各年 1 月 1 日時点） 大田区

## ウ 出生数と合計特殊出生率

区の出生数は、合計特殊出生率とともに平成 30（2018）年以降減少傾向にあります。出生数は令和 4（2022）年に 5,000 人を下回り、令和 5（2023）年には 4,548 人となっています。合計特殊出生率は、令和 5（2023）年に 0.96 と 1 を下回りました。

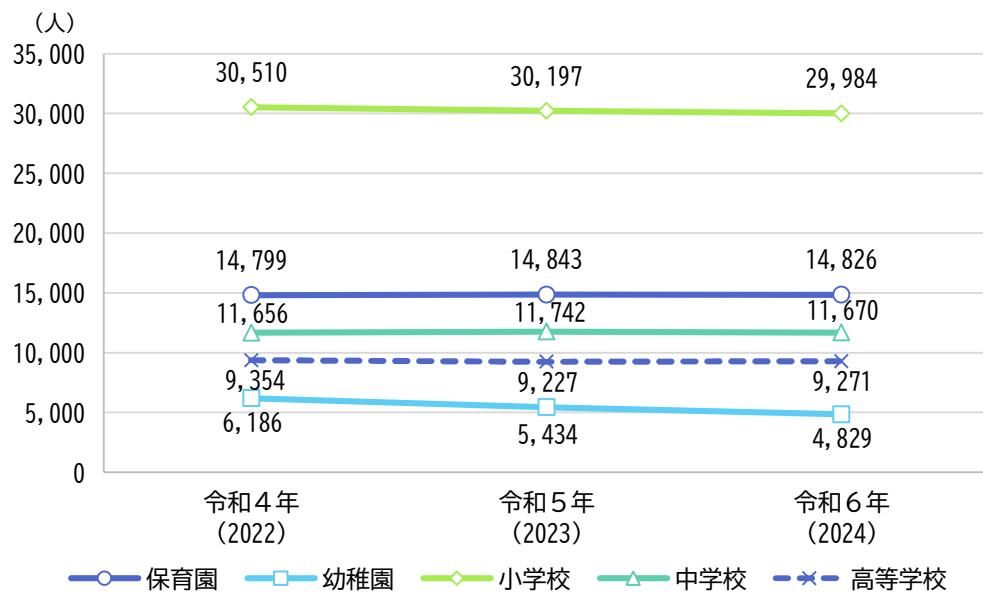


出典：「東京都人口動態統計」 東京都

※合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。

## (2) 児童・生徒数推移

直近3年間で、区内保育園の園児数は14,800人前後で推移しており、中学校、高等学校でも大きな変動は見られません。一方、幼稚園の園児総数、小学校の児童数は減少傾向が見られます。



※保育園：各年4月1日現在

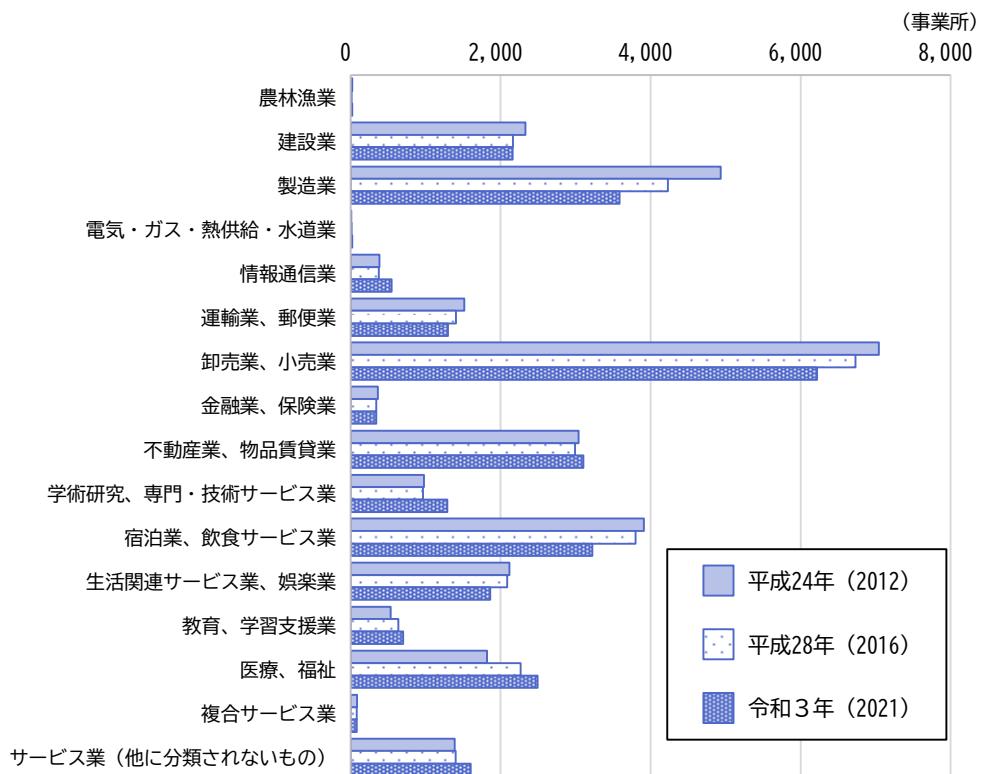
幼稚園、小学校、中学校、高等学校：各年5月1日現在

(各所管課発表数値による)

### (3) □の産業

#### ア 区内の業種別事業所数の推移

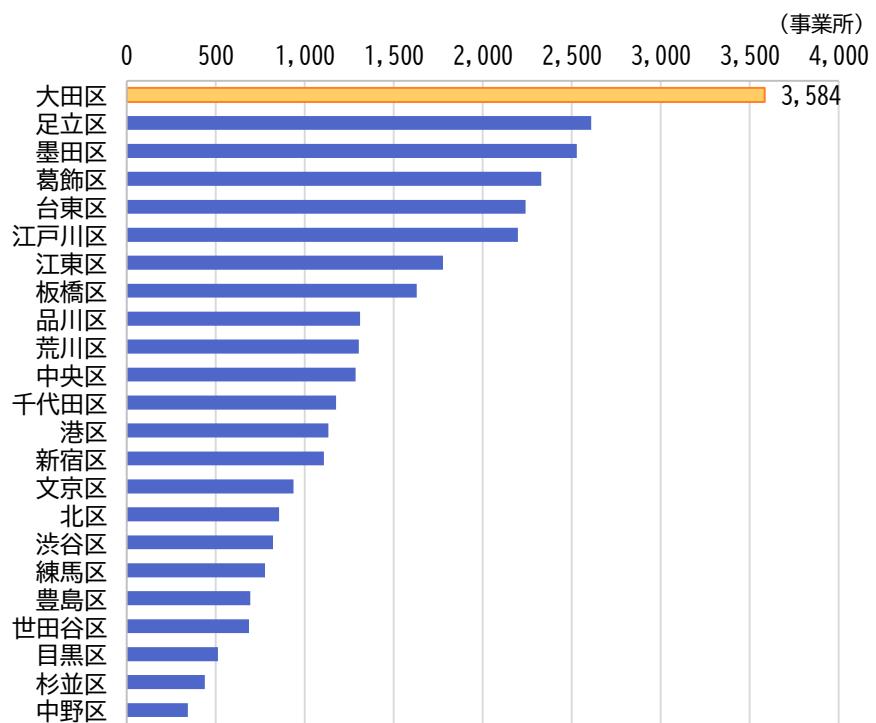
区内の事業所を業種別にみると、卸売業、小売業に次いで、製造業や宿泊業、飲食サービス業、不動産業が多くなっています。



出典：「経済センサス・活動調査」総務省・経済産業省

## イ 東京 23 区における製造業事業所数

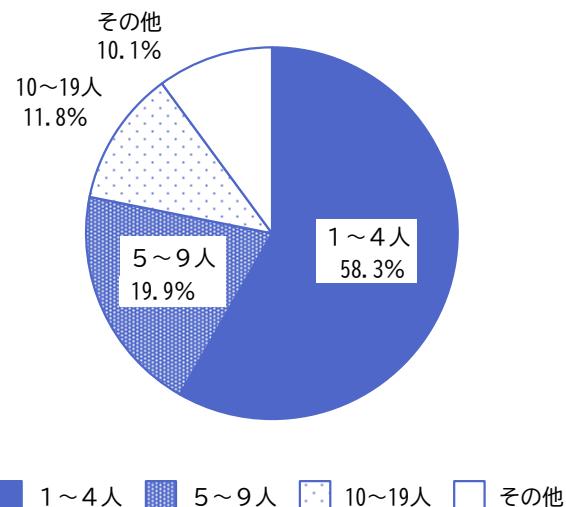
23 区における製造業事業所数を比較すると、大田区は最も多く 3,584 事業所となっており、2 番目に多い足立区を大きく上回っています。



出典：「令和 3 年経済センサス・活動調査」総務省・経済産業省

## ウ 製造業の従業者規模別割合

区内の事業所を従業者規模別にみると、1～4人の小規模事業所が過半数を占めています。

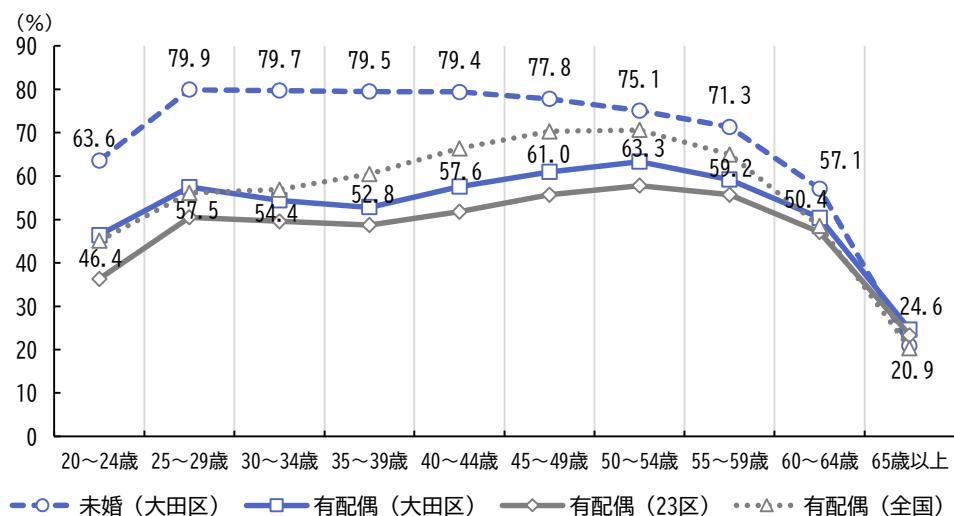


出典：「令和 3 年経済センサス・活動調査」総務省・経済産業省

## (4) 女性の職業生活の状況

### ア 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率

大田区の配偶関係・年齢階級別女性の労働力率※をみると、有配偶女性の労働力率は結婚・妊娠・出産期である20代～40代にかけて未婚女性よりも大幅に低くなっています。23区の有配偶女性の労働力率と比較すると、いずれの年代でも上回っていますが、全国と比較すると30代～50代で全国を下回っている状況です。



出典：「国勢調査」総務省 令和2年

※労働力率とは、15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者と求職中の人の合計）の割合です。

### M字カーブとは

日本の女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に見られる、特徴的な曲線を指します。20代で高まり、30代で一時的に低下し、その後40代で再び上昇する形がアルファベットの“M”に似ていることからこの名称で呼ばれます。

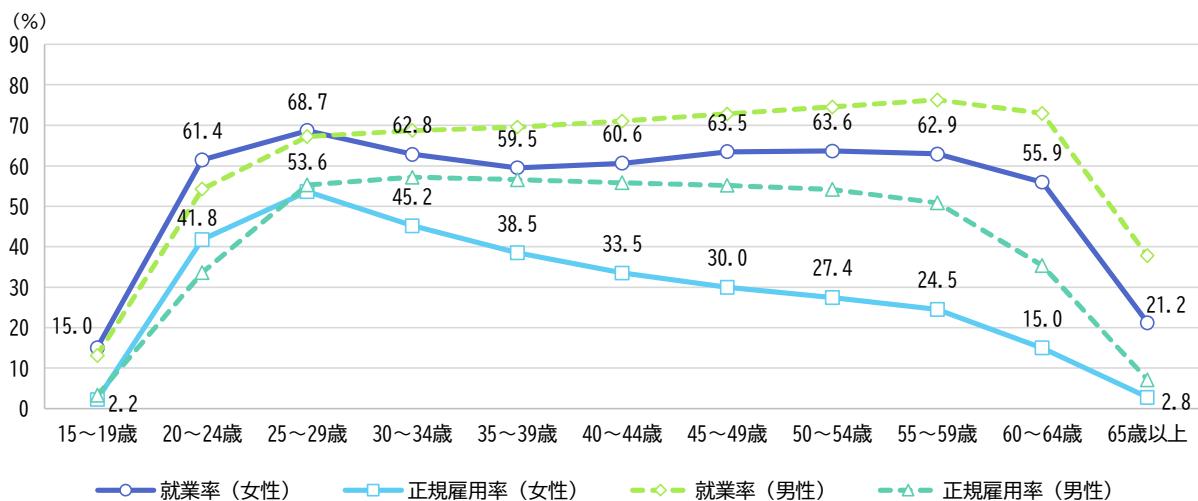
これは、30代で結婚・出産・育児を機に離職し、子育てが一段落する40代で再び仕事に復帰するという特徴が現れており、出産・育児期における離職や非正規雇用への転換、職場等の両立支援の不足等を背景としています。

近年は、制度の充実や働き方の多様化等により職場復帰が進んでいることからM字カーブが解消されつつありますが、完全に解消されているわけではありません。また、非正規雇用による復帰が主であり正規雇用への転換が十分ではなく、雇用形態や給与水準に関する課題は依然として残っていることから、労働条件や職場環境の改善、制度の強化等、多面的な支援が今後も必要です。

## イ 就業率と正規雇用率

大田区の就業率をみると、20代では女性が男性を上回っているものの、30代で女性の就業率が下がり、以降は男性を下回っています。

正規雇用率をみると、男性は20代後半から50代にかけて55%前後を維持した台形になっているのに対し、女性は25~29歳の53.6%をピークに下がっていくL字型を描いています。



※就業率：就業者／15歳以上人口×100

※正規雇用比率：正規の職員・従業員／15歳以上人口×100

出典：「国勢調査」総務省 令和2年

### L字カーブとは

日本の女性の年齢階級別正規雇用比率をグラフ化した際に見られる、特徴的な曲線を指します。20代を頂点に正規雇用比率が右肩下がりに低下する形がアルファベットの“L”に似ていることからこの名称で呼ばれます。

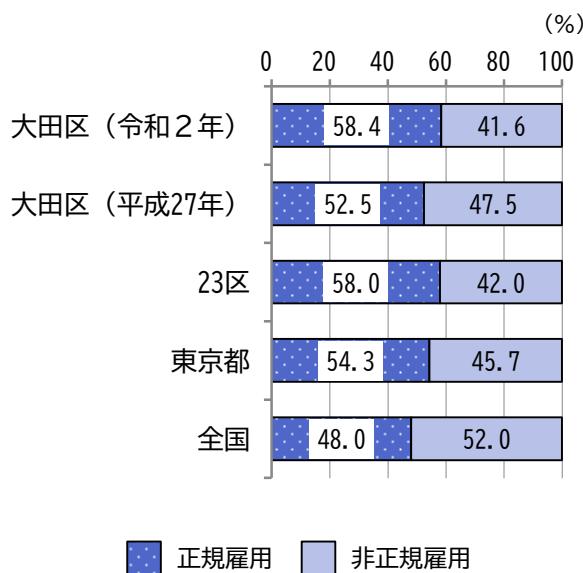
これは、30代で結婚・出産・育児を機に非正規雇用へ転換するという特徴が表れており、再就職や職場復帰の際に正規雇用で復帰しにくいという構造が背景にあると考えられます。そのため、現在の日本は、女性の就業率自体は解消に向かっているものの、非正規雇用が中心となる状況にあるといえます。

出産・育児後の正規雇用への復帰が困難であることは、賃金や昇格における男女格差が固定化されるほか、経済的自立の阻害にも繋がります。出産・育児を経験した女性が育児と仕事を両立しながら自身の希望する働き方ができるよう、多様な働き方の拡充や支援に取り組むことが重要です。

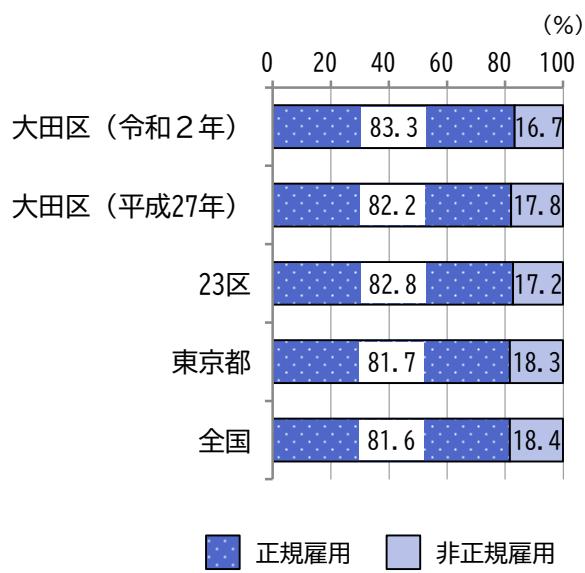
## ウ 雇用形態の変化

大田区の就業者の雇用形態をみると、女性で正規雇用の割合が平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて増加し約 6 割を占めており、全国や都と比べると高く、23 区と同じ水準となっています。しかし、依然として男性の 8 割台の水準には及ばず、男女で雇用形態に違いが見られます。

【女性】



【男性】



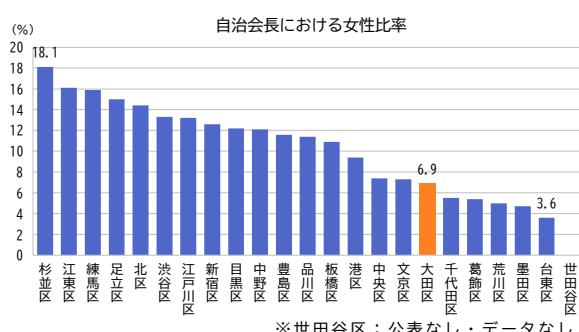
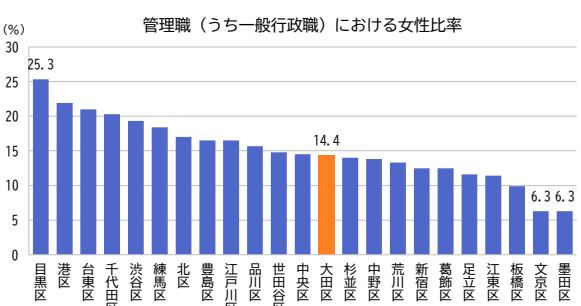
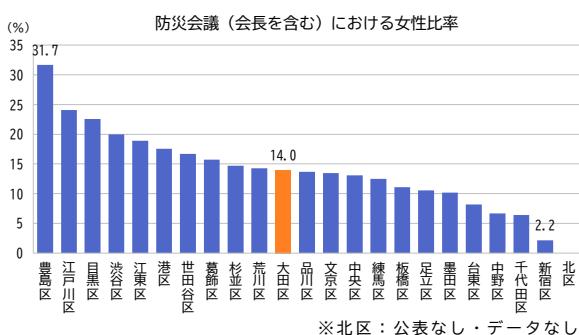
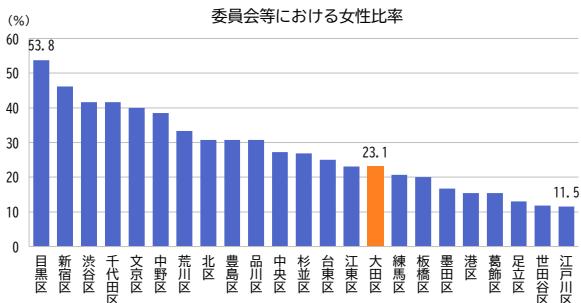
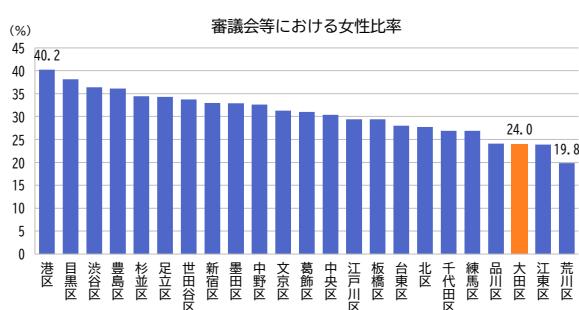
出典：「国勢調査」総務省（平成 27 年、令和 2 年）

## (5) 女性の登用状況

大田区の女性登用の状況をみると、審議会等においては女性委員の割合が 24.0% となっており 23 区中 21 番目、自治会長においては女性自治会長の割合が 6.9% と 23 区中 17 番目と特に低くなっています。委員会等や管理職においても中位以下となっている状況です。

審議会等	委員会等	市町村防災会議 (会長を含む)	管理職総数 (うち一般行政職)	自治会長
24.0% (21／23 位)	23.1% (15／23 位)	14.0% (11／22 位)	14.4% (13／23 位)	6.9% (17／22 位)

\*審議会等、委員会等については地方自治法（第 202 条の 3）に基づくものが該当



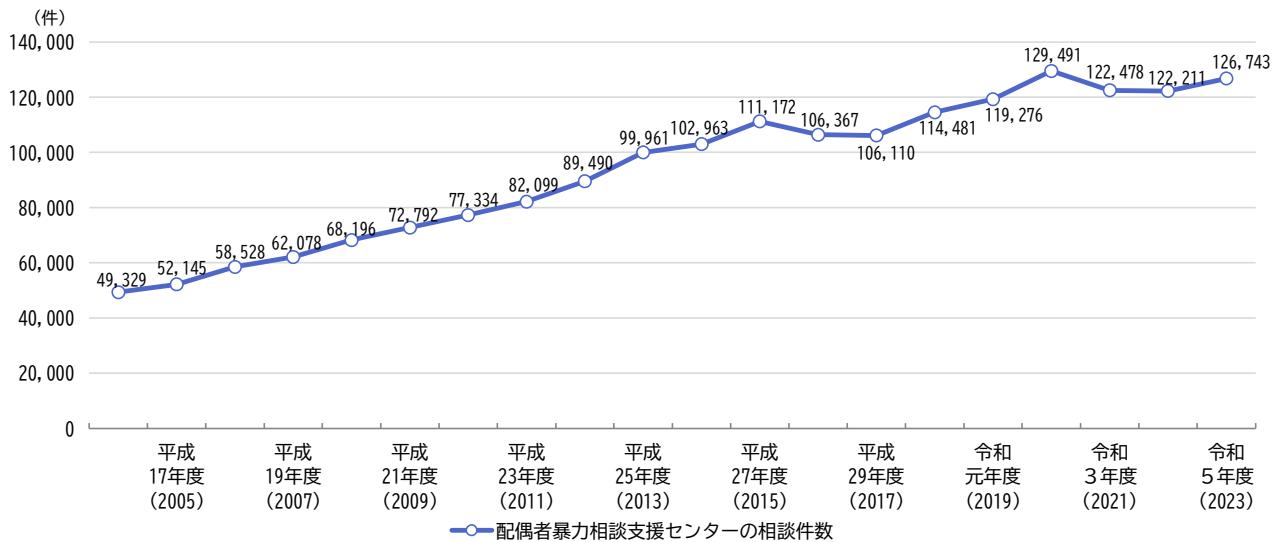
出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

内閣府男女共同参画局 令和 6 年度

## (6) 配偶者暴力の相談件数

### ア 全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談件数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症拡大のあった令和2(2020)年度に120,000件を超えた平成16(2004)年度以降で最も多くなっています。令和3(2021)年度以降減少しましたが、令和5(2023)年度に再び増加に転じました。



出典：「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」内閣府男女共同参画局 令和5年度

### イ 東京都の配偶者暴力相談件数の推移

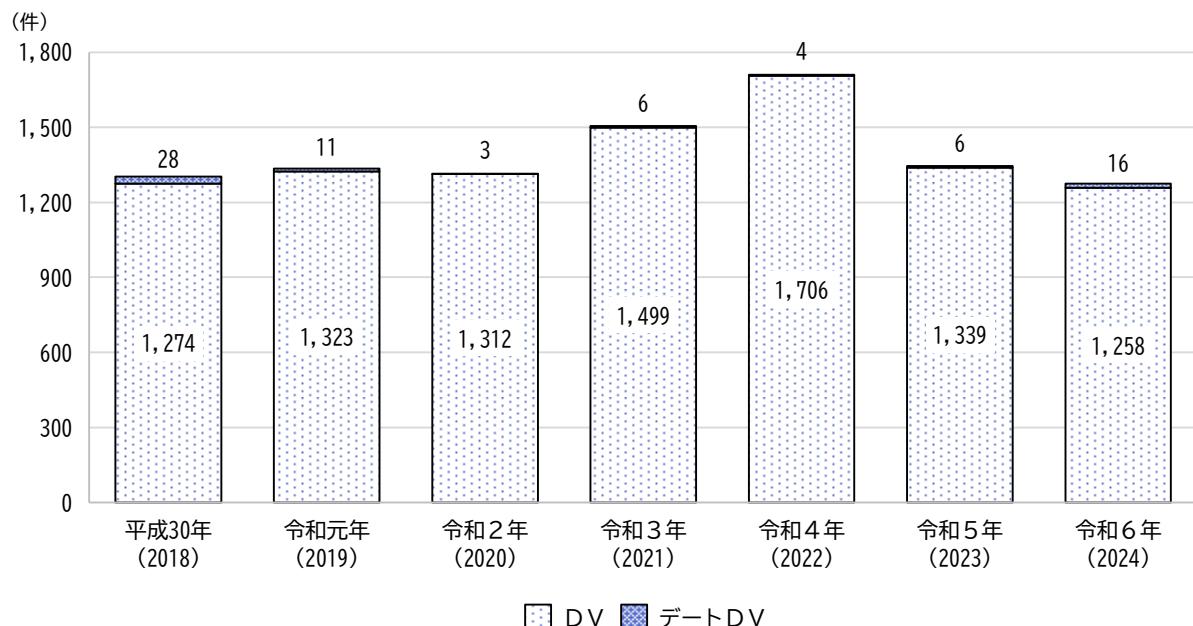
東京都内の各施設で受け付けた配偶者暴力に関する相談件数の推移をみると、平成29(2017)年以降増減を繰り返しており、令和5(2023)年度は56,775件となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大のあった令和2(2020)年度は平成16(2004)年度以降多い61,057件となっています。



出典：「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」東京都生活文化局 令和5年度

## ウ 大田区の配偶者等暴力に関する相談件数

大田区で受け付けた相談件数の推移をみると、令和3（2021）年にDVに関する相談件数が増加し、令和4（2022）年には1,706件と平成30（2018）年以降最も多くなっています。令和5（2023）年以降は減少に転じていますが、依然として1,000件を超える相談が寄せられています。また、デートDVに関する相談は令和2（2020）年以降一桁となっていましたが、令和6（2024）年は16件と増加しています。



出典：大田区

## 第8期プランの総括

第8期プランでは、区における男女共同参画に関する課題解決に向けた取組を推進するため、指標を設定しました。

指標の達成状況は以下のとおりです。

※達成状況は、「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」、「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」となっていきます。

### 基本目標I 誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます

#### 個別目標 I－1 人権尊重と男女共同参画意識の向上

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に対する同感度（同感しない、どちらかというと同感しない）の割合 (男女共同参画に関する意識調査)	69.8%	85%	69.9% (令和6年度)	△
人権講演会参加者のうち、「人権問題に理解や関心がとても深かった区民」の割合	26.0%	50%	72.6% (令和6年度)	◎

- ◆ 「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という固定的な性別役割分担意識に対する同感度の割合は策定時からほとんど変化が見られません。
- ◆ 人権講演会参加者のうち、「人権問題に理解や関心がとても深かった区民」の割合は目標値を大きく上回りました。

#### 個別目標 I－2 あらゆる暴力の根絶

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
「女性のためのたんぽぽ相談」の認知度及び「DV相談ダイヤル」の認知度 (男女共同参画に関する意識調査)	11.4% 7.9%	20% 13%	11.0% 7.4% (令和6年度)	▼
DV防止に向けた意識啓発事業の実施回数	年5回	年5回以上	年6回 (令和6年度)	◎

- ◆ 「女性のためのたんぽぽ相談」、「DV相談ダイヤル」とともに、大田区ホームページやおおた区報などで周知を行いましたが、認知度は策定時からほとんど変化が見られません。
- ◆ DV防止に向けた意識啓発事業の実施回数は、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）での講座（DV防止講座2回、デートDV防止出前講座1回及び展示3回のほか、職員向けのDV防止研修1回実施するなど、年6回実施しました。

## 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します 【女性の職業生活における活躍推進計画】

### 個別目標Ⅱ－1 女性の活躍推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
保育所入所率 (大田区子ども・子育て支援事業計画)	99.8%	100% (令和6年度)	100% (令和6年度)	◎
女性の再就職や起業に関する事業の実施回数	年5回	年5回以上	年16回 (令和6年度)	◎

- ◆保育所入所率は、目標の100%を達成しました。
- ◆女性の再就職や起業に関する事業の実施回数は、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）にて、女性の再チャレンジ実践講座を2回、女性のため就労継続支援講座を2回及び女性のための広場を12回実施しました。

### 個別目標Ⅱ－2 ワーク・ライフ・バランスの推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
職場における男女の地位が平等であると回答した人の割合 (大田区政に関する世論調査)	男性35.7% 女性28.7% (平成30年度)	50%	男性40.1% 女性31.8% (令和5年度)	○
区男性職員における育児休業の取得率 (職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン)	13.3% (令和元年度)	30% から法改正により85%)	66.7% (令和5年度)	○

- ◆職場における男女の地位が平等であると回答した人の割合は、目標値達成には至っていませんが、策定時よりも増加が見られます。
- ◆区男性職員における育児休業の取得率は令和元年度から大幅な上昇が見られ、当初の目標である30%は達成していますが、令和6（2024）年度から法改正により目標を85%に引き上げており、令和5（2023）年度時点では達成されていません。

### 基本目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します

#### 個別目標Ⅲ－1 地域における女性の参画促進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合 (区政に関する世論調査)	男性52.4% 女性38.0% (平成30年度)	62%	男性54.0% 女性40.4% (令和5年度)	○
男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数	年7回	年7回以上	年18回 (令和6年度)	◎

- ◆家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合は、目標値達成には至っていませんが、策定時よりも増加が見られます。
- ◆男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数は、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）にて男性向け男女共同参画意識啓発講座2回、乳児と父親向け講座2回、父と子のためのプレイパーク（パパの時間）を12回実施しており、目標を大きく上回りました。

#### 個別目標Ⅲ－2 意思決定過程における男女共同参画の推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
審議会等における女性委員の割合	28.6%	40%	30.2% (令和6年度)	○
区役所における女性管理監督職(事務)の割合 (職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン)	26.4% (令和元年度)	40% (令和7年度)	28.5% (令和5年度)	○

- ◆審議会等における女性委員の割合は、令和6（2024）年度時点で30.2%と策定時より上昇しているものの、目標値を下回っています。
- ◆区役所における女性管理監督職(事務)の割合は、28.5%（管理監督職総数578人中、女性管理監督職数165人）であり、目標値を下回っています。

### 個別目標IV－1 地域と協働した男女共同参画の推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
区民協働による男女共同参画講座等の参加団体数	5団体	7団体	8団体 (令和6年度)	◎

- ◆ 8団体と協働し、エセナフォーラムにて、男女共同参画関連のワークショップを開催しました。

### 個別目標IV－2 着実な計画の推進

項目名	策定時	目標値	最新値	達成状況
大田区では男女共同参画がとても推進されている及び推進されていると思う人の割合 ※最新値は「社会全体において男女の地位は平等であると思う人の割合」 (男女共同参画に関する意識調査)	10.6%	15%	18.2% (令和6年度)	◎
大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)の認知度 (男女共同参画に関する意識調査)	25.3%	35%	21.2% (令和6年度)	▼

- ◆ 大田区では男女共同参画がとても推進されている及び推進されていると思う人の割合については、令和6（2024）年度における男女共同参画に関する意識調査から設問を変更し、社会全体において男女の地位は平等であると思う人の割合18.2%と比較しました。
- ◆ 大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）の認知度は、策定時より下がっています。

### 第3章

## 計画の基本的な考え方

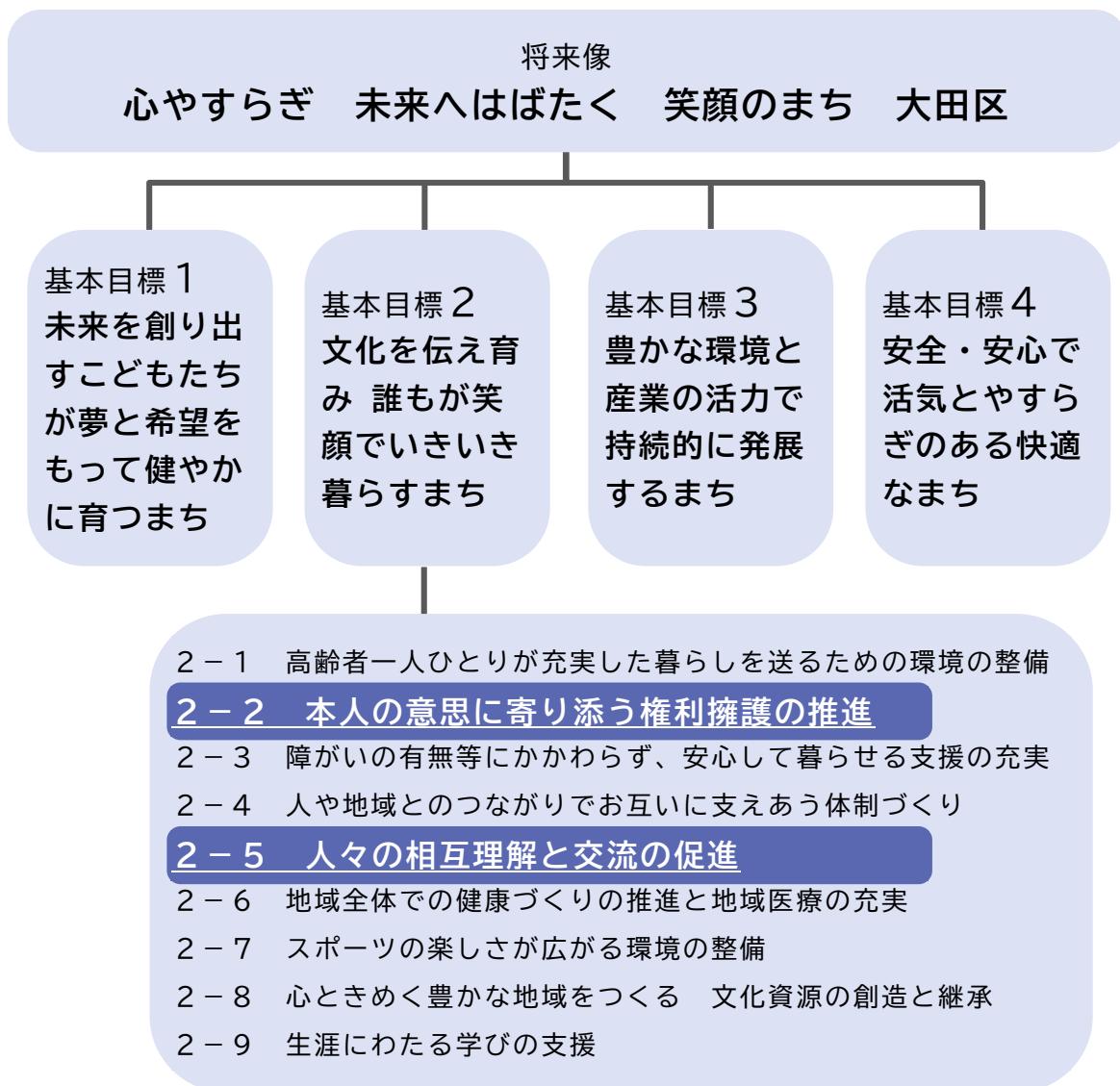
## 基本理念

### ◆区がめざす姿

区では、令和6（2024）年3月に区政運営の最も基本となる考え方をまとめた「大田区基本構想」を策定しました。この基本構想では、「地域力を高める」、「多様な個性が輝く」、「豊かなまちを未来へつなげる」という基本構想全体を貫く3つの基本理念を掲げ、この基本理念のもとに、令和22（2040）年頃の区のめざすべき将来像として「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を定めています。

また、令和7（2025）年3月には基本構想で掲げた将来像を実現することを目的として「大田区基本計画」を策定しました。この計画では4つの基本目標を設定し、その下に施策の方向性として具体的な取組を定めています。その中の基本目標2「文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」の施策2-2「本人の意思に寄り添う権利擁護の推進」、施策2-5「人々の相互理解と交流の促進」は本プランと関連が深い項目となっています。

### 【大田区基本計画 体系】



## ◆区がめざす男女共同参画社会

本プランの策定にあたっては、これまでの第8期における基本理念を継承しつつ、区の基本構想がめざす将来像の実現に向けて、広く区民に浸透するプランとするため、以下のような基本理念を掲げます。

### 基本理念

#### 誰もがお互いを尊重し 自分らしく輝けるまち 大田区 ～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～

すべての人が性別にかかわらず、お互いを尊重し、その個性と能力を発揮できる社会の実現は、持続可能な地域づくりの基盤です。固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方や価値観を認め合う男女共同参画社会の実現を目指して、取組を推進していくことが重要です。

男女共同参画や女性の社会参画が着実に進む一方で、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による格差や差別、家庭・職場・地域等における暴力やハラスメント、貧困や孤立などさまざまな困難を抱える女性の課題も依然として存在しています。また、DVや性暴力の根絶は、誰もが安心して暮らせる社会の前提であり、早期発見と切れ目のない支援体制が不可欠です。

本プランでは、こうした現状を踏まえ、固定的性別役割分担意識の解消、女性の活躍推進、困難を抱える女性への支援、暴力のない社会の実現といった視点を重視しつつ、地域に根差した男女共同参画に向けて各施策を推進します。区民や区職員をはじめ、各事業者やさまざまな活動団体など、多様な人材がそれぞれの分野で個性と能力を発揮することで活気ある地域を形成し、連携してまちづくりにつなげていきます。

この基本理念に基づき、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりが自分らしく輝くことのできる男女共同参画社会をめざします。

## 基本理念

誰もがお互いを尊重し自分らしく輝けるまち 大田区

△ 地域みんなで男女共同参画のまちづくり△

## 基本目標

- I -

誰もが尊重される  
社会を目指します

- II -

安全・安心に  
過ごせるまちを築きます

※ II-1 大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画

※ II-2 大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

- III -

誰もが活躍できる  
環境づくりを応援します

※ III-1・III-2 大田区女性の職業生活における活躍推進計画

個別目標		施 策
1	人権尊重とジェンダー平等意識の向上	①人権尊重の意識づくり ②固定的な性別役割分担意識の解消 ③教育における男女共同参画
2	多様な個性を認める意識の醸成	①ジェンダー平等と多文化共生の推進 ②多様な性に関する理解促進
1	ジェンダーに基づく暴力(GBV)の根絶	①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発 ②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援
2	ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援	①生活上の困難を抱えた女性等への支援 ②関係機関等と連携した支援体制の強化
3	防災・復興における男女共同参画の推進	①防災・復興現場における女性の参画拡大 ②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所の運営
1	仕事と家庭の両立に向けた取組の強化	①女性の活躍推進及び女性への就労支援・就労継続支援 ②子育て世代・介護者への支援 ③政策・方針決定の場における女性の参画促進
2	ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発 ②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組 ③家庭における男女共同参画に関する取組
3	生涯を通じた男女の健康支援	①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(SRHR) の啓発 ②生涯を通じた健康づくりへの支援

## 第4章

# 各基本目標と取組

# 基本目標 I

## 誰もが尊重される 社会をめざします

### 個別目標 I – 1

#### 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

- ①人権尊重の意識づくり
- ②固定的な性別役割分担意識の解消
- ③教育の場における理解促進

#### めざす姿

- ①すべての区民が互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、差別や偏見のない意識が醸成されています。
- ②性別にかかわらず、誰もが自分らしく暮らし、学び、働くことができ、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない考え方方が定着しています。
- ③学校等教育の場において、人権や男女共同参画に関する理解が進み、誰もが性別にかかわらず未来を選択でき、自分らしく生きられる社会が実現しています。

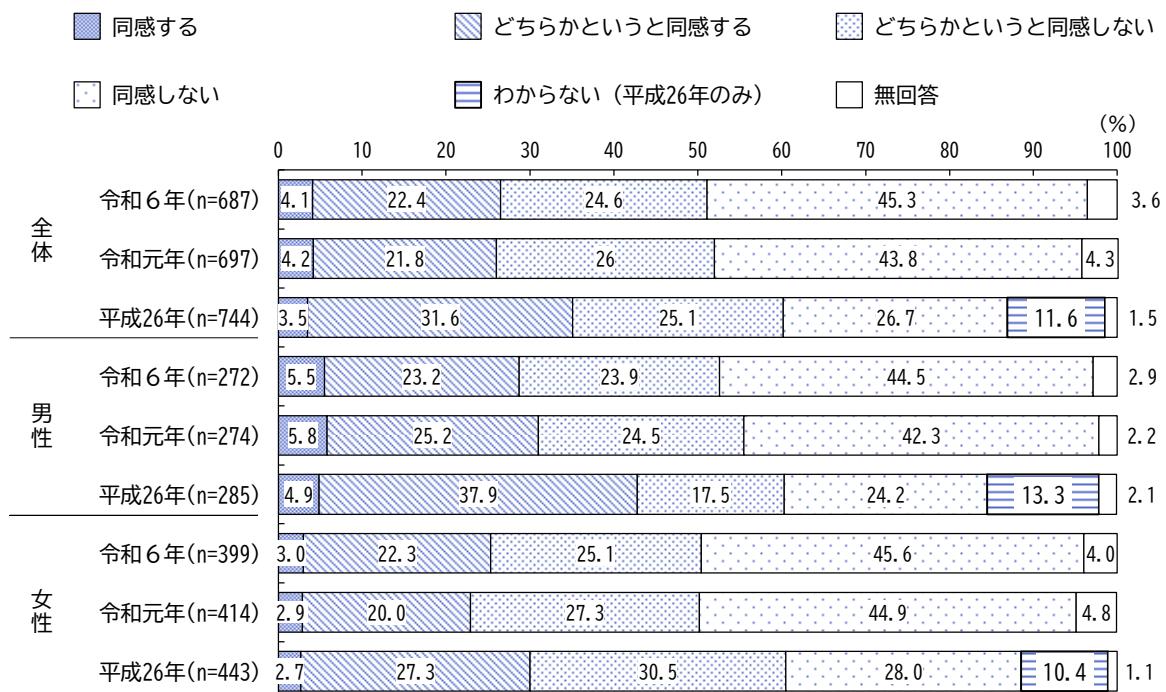
#### アンコンシャス・バイアスとは

アンコンシャス・バイアスとは「無意識の思い込み」とも表現され、何かを見聞きした時などに無意識に「こうだ」と思い込むことをいいます。アンコンシャス・バイアスは日々の生活の中にありふれており誰にでもある自然な心理ですが、その存在に気づかないままでは、日常生活において自分や周りの人の可能性を無意識に狭めてしまったり、誰かを傷つけてしまったりすることが考えられます。

アンコンシャス・バイアスは過去の経験や見聞きしてきたことから生じるため、完全になくすることはできません。そのため、まずは「自分にも思い込みがあるかもしれない」と意識することが大切です。男女共同参画を進めていくためにも、一人ひとりがアンコンシャス・バイアスを理解し、行動を変えていくことが重要です。

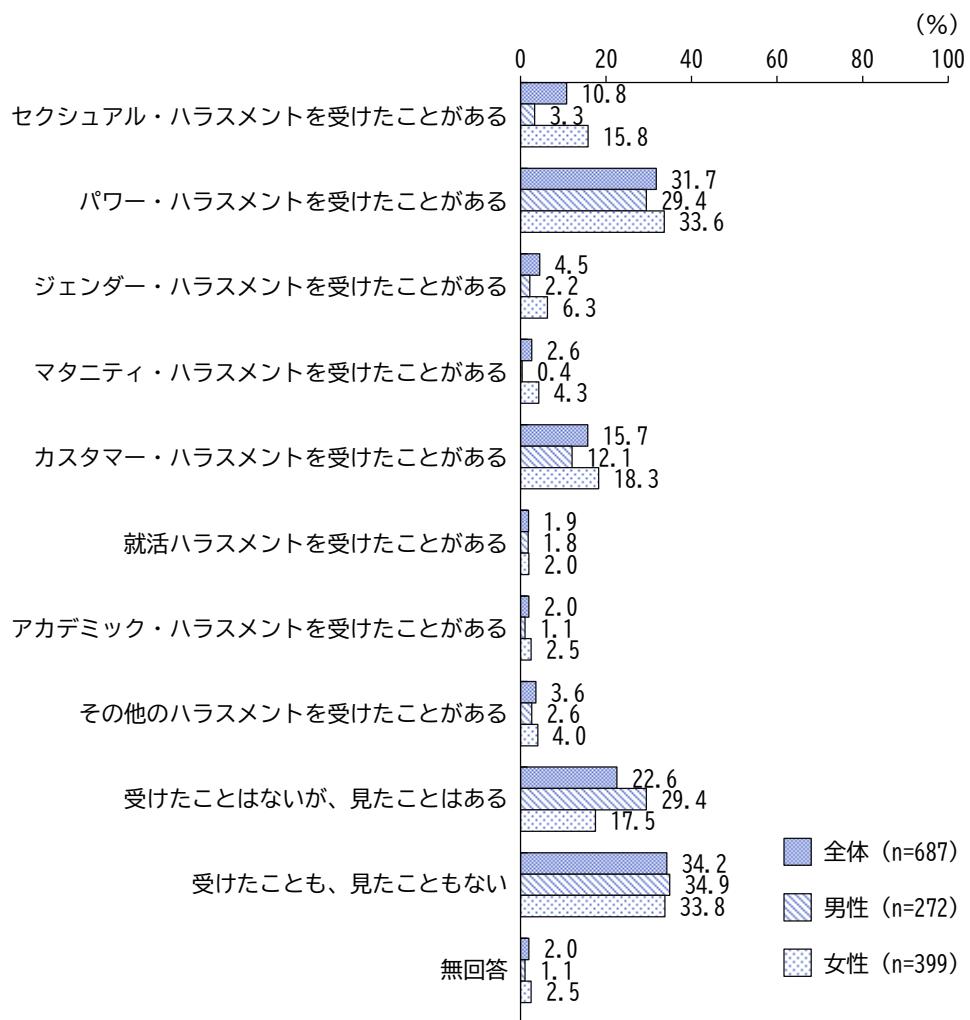
## 現状と課題

- 大田区男女共同参画に関する意識調査において、「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に対する「同感しない」と答えた人は、令和元（2019）年は 69.8%、5 年後の令和 6（2024）年は 69.9% と、ほとんど数値に変化はありませんでした。これにより、男女共同参画の意識が進まずに、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることが推察され、更なる理解啓発が必要であることがわかります。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和 6 年

- 令和6（2024）年の意識調査では「過去5年間に職場や学校等でハラスメントを受けたことや見たことはあるか」という問い合わせに対しては、「受けたことも、見たこともない」が34.2%と最も多く、次いで「パワー・ハラスメントを受けたことがある」が31.7%、「受けたことがないが、見たことはある」が22.6%と、パワハラの被害者や目撃者が3～4人に1人いることがわかります。職場や学校でのハラスメント防止については、働く人（従業員）や児童・生徒に対しての取組だけでなく、事業者や学校への働きかけや理解啓発や被害者からの相談を受ける体制づくりが大切です。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

# 施策の方向性

## 1 人権尊重の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、性別をはじめとしたさまざまな違いにより差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。人権侵害となる不当な誹謗中傷や、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待、職場や家庭におけるハラスメントなどを防止するため、ホームページやポスター等さまざまな機会を捉え、意識啓発を行います。

## 2 固定的な性別役割分担意識の解消

個人の能力とは関係のない性別を理由とした固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくため、幅広い世代への広報・啓発活動を進めるとともにさまざまな情報を収集し、発信します。

## 3 教育の場における理解促進

学齢期からの男女共同参画意識を育むため、学校教育においては教職員や保護者への啓発を促進します。また、社会教育の場においては関係団体をはじめとした地域の区民に向けて広く意識醸成を図ります。

# 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	区民への人権意識の啓発	啓発冊子や講演会、パネル展、区報人権特集号など、さまざまな方法と機会を活用して、地域での人権尊重と男女共同参画社会の理解が深まるよう取り組みます。	人権・男女平等推進課
2	男女共同参画に関する啓発	アンコンシャス・バイアスなど、性に基づく固定的な役割分担意識を解消するため講座や展示等による啓発をすすめます。	人権・男女平等推進課
3	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布	情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、男女共同参画の視点を持ち、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努め、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
4	男女平等の視点に立った職員の研修及び意識啓発	男女平等の視点に立った事業執行ができるよう職員研修を実施し、職員の育成を推進します。また、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けての認識と理解を深めるよう意識啓発を図ります。	人事課

No.	事業名	事業内容	所管課
5	男女共同参画の視点に立った社会教育事業	社会教育・生涯学習事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課
6	小・中学生への人権意識の啓発	区発行の啓発冊子にてさまざまな人権について学ぶとともに、ポスターや標語、作文の作成などを通じて人権意識の修得を進めます。	人権・男女平等推進課 指導課
7	小中学校における多様な性に関する理解促進	児童・生徒に多様な性に関する理解を進め、学校生活の中で性的マイノリティへの差別が生じることがないよう指導します。	指導課
8	道徳授業地区公開講座	保護者や地域住民など誰もが参加できる公開講座を開催します。学校・家庭・地域が道徳教育への共通理解を深め、連携することで、児童・生徒が他者を尊重し生命を尊ぶ心を育てます。	指導課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	令和 6 年度 <b>66.5%</b>	令和 12 年度 <b>70%</b>
「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に対し同感しない人（同感しない、どちらかというと同感しない）の割合	令和 6 年度 <b>69.9%</b>	令和 12 年度 <b>85%</b>
「社会全体」で男女の地位は「平等である」と答えた区民の割合	令和 6 年度 <b>18.2%</b>	令和 12 年度 <b>30%</b>

## 多様な個性を認める意識の醸成

- ①ジェンダー平等と多文化共生の推進
- ②多様な性に関する理解推進

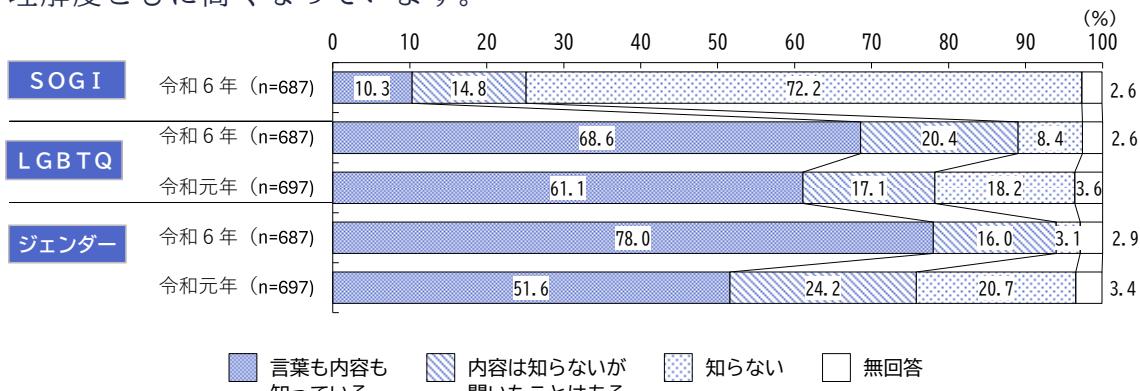
[関連法] 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

### めざす姿

- ①区内在住の外国人への理解が進むとともに、外国人自身が日本の生活習慣や文化、区の男女共同参画に関する取組等を理解し、相互協力関係にある共生社会が形成されています。
- ②誰もが性的指向や性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いに認め合う社会が実現しています。

### 現状と課題

- 大田区在住の外国人数は、第2章に掲載（14ページ「区内在住の外国人数」）のとおり、令和3（2021）年と令和4（2022）年に一時減少したものの、それ以外は年々増加し、令和7年1月には3万2千人を突破しています。これらの外国人が、生活や文化の違いを理解するとともに、区の男女共同参画に関する取組についても理解できるよう、多言語化対応や相談体制における工夫などが必要です。
- 令和5（2023）年に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）が成立したことにより、多様な性について取り上げられる機会が増えましたが、インターネット上などにはSOGI（SOGIE）やLGBT（LGBTQ+）に関する偏見や間違った情報も混在しており、今後も正しい理解に向けての情報発信が重要です。
- 「SOGI」や「LGBTQ」など、性の多様性に関する用語についての認知度は、男女共同参画に関する意識調査において、「LGBTQ（前回はLGBT）」については、61.1%（令和元年）から68.6%（令和6年）へと増加しており、認知度、内容理解度ともに高くなっています。



※「SOGI」は令和6（2024）年調査から追加

出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

# 施策の方向性

## ① ジェンダー平等と多文化共生の推進

区内在住の外国人が、言語や文化・価値観の違いにより、地域で孤立しないよう、相談体制を整備するとともに、外国人に向けての男女共同参画に関する区の取組についての理解促進を図ります。

## ② 多様な性に関する理解推進

一人ひとりが多様な性について理解し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくすよう、意識啓発を図ります。

# 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	相談・情報提供	相談窓口において、多言語で生活相談や生活情報支援を行います。また、区や国際都市おた協会のホームページ等において、外国人区民が必要とする災害時情報等を発信します。	地域力推進課
2	外国人に向けた男女共同参画の啓発	外国人に区の男女共同参画の取組を理解していただくため、ホームページや冊子などで多言語による案内など、わかりやすい啓発を実施します。	人権・男女平等推進課
3	区民への多様な性に関する啓発	性自認や性的指向による差別を防ぐため、ポスター展やホームページ等により広く啓発を進めます。	人権・男女平等推進課
4	多様な性に関する職員の理解推進	性的マイノリティへの窓口対応における注意事項などについて、区職員を対象とした職員研修を行います。	人権・男女平等推進課

# 関連指標

指標項目	現状値	目標値
日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う区民の割合	令和6年 日本人 57.5% 令和4年 外国人 79.8%	令和12年度 日本人 62.0% 外国人 86.8%
次の用語について、言葉も内容も知っている人の割合	令和6年度 L G B T Q 68.6% S O G I 10.3%	令和12年度 L G B T Q 75% S O G I 30%

## S O G I 、 L G B T Q とは

S O G I とは、性的指向と性自認の英語の頭文字をとった言葉です。下記の図のとおり、L G B T Q が特定の性的マイノリティを示すのに対し、S O G I は人間の性を構成する要素であり、L G B T Q もそうでない人も全ての人にあてはまる「属性」です。

S O G I の在り方はグラデーションのように多様であり、下記の図の分類に限られるものではありません。また、最近では自分の性をどう表現するかを示す「性表現 (Gender Expression)」も含めて「S O G I E」(ソジー)とも表現されます。

### S O (Sexual Orientation)



性的指向

どのような性別の人々に恋愛・性的感情を抱くか

ヘテロセクシュアル (Heterosexual)  
異性愛者

L レズビアン (Lesbian)  
女性同性愛者

G ゲイ (Gay)  
男性同性愛者

B バイセクシュアル (Bisexual)  
両性愛者

アセクシュアル (Asexual)  
恋愛や性的な感情を誰に対しても抱かない人

:

Q クエスチョニング (Questioning)  
性的指向や性自認といった自分の性のあり方が決まっていない、決められない、探求している人

### G I (Gender Identity)



性自認

自分の性別をどのように認識しているか

シジエンダー (Cisgender)  
生物学的性と性自認が一致している人

T トランスジェンダー (Transgender)  
生物学的性と性自認が異なる人

エックスジェンダー (Xgender)  
自らを男性、女性のどちらでもないと感じる人

:

## 基本目標Ⅱ

# 安全・安心に 過ごせるまちを築きます

### 個別目標Ⅱ－1

#### ジェンダーに基づく暴力（G B V）の根絶 (G B V : Gender - based Violence)

【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

- ①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発
- ②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

[関連法] 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

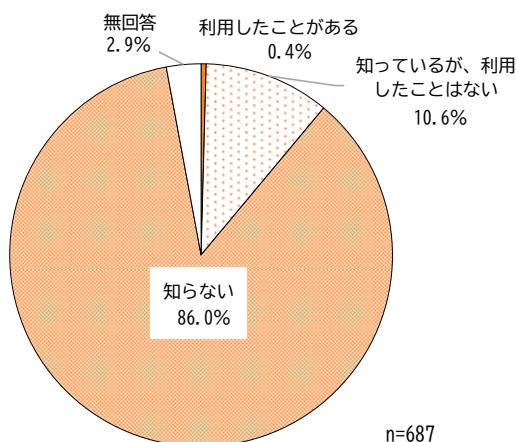
### めざす姿

- ①誰もがあらゆる暴力や性暴力、虐待や人権侵害に対して「暴力はゆるさない」という意識を持ち、安心して生活していく環境が実現しています。
- ②配偶者等からの暴力(D V)で保護が必要な方に対して、関係機関が相互に協力し、迅速な支援がいつでも提供できる体制が整備されています。

### 現状と課題

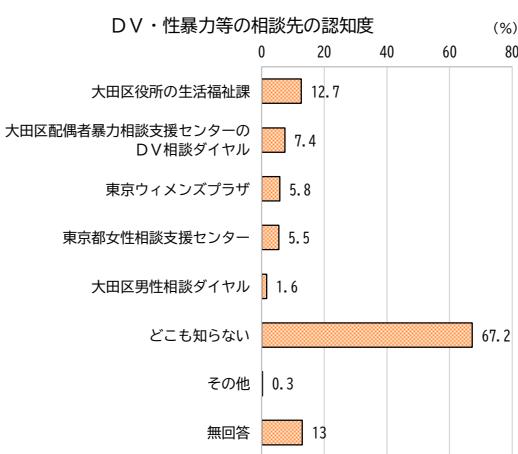
- 第8期プランでは、「女性のためのたんぽぽ相談」及び「D V相談ダイヤル」の認知度の目標をそれぞれ 20%、13%とし、周知に取り組んできましたが、令和6(2024)年の区民意識調査では 11.0%、7.4%と、プラン策定時の令和元(2019)年の数値である 11.4%と 7.9%と比較して、逆にやや減少しているという結果でした。

女性のための「たんぽぽ相談」の認知度

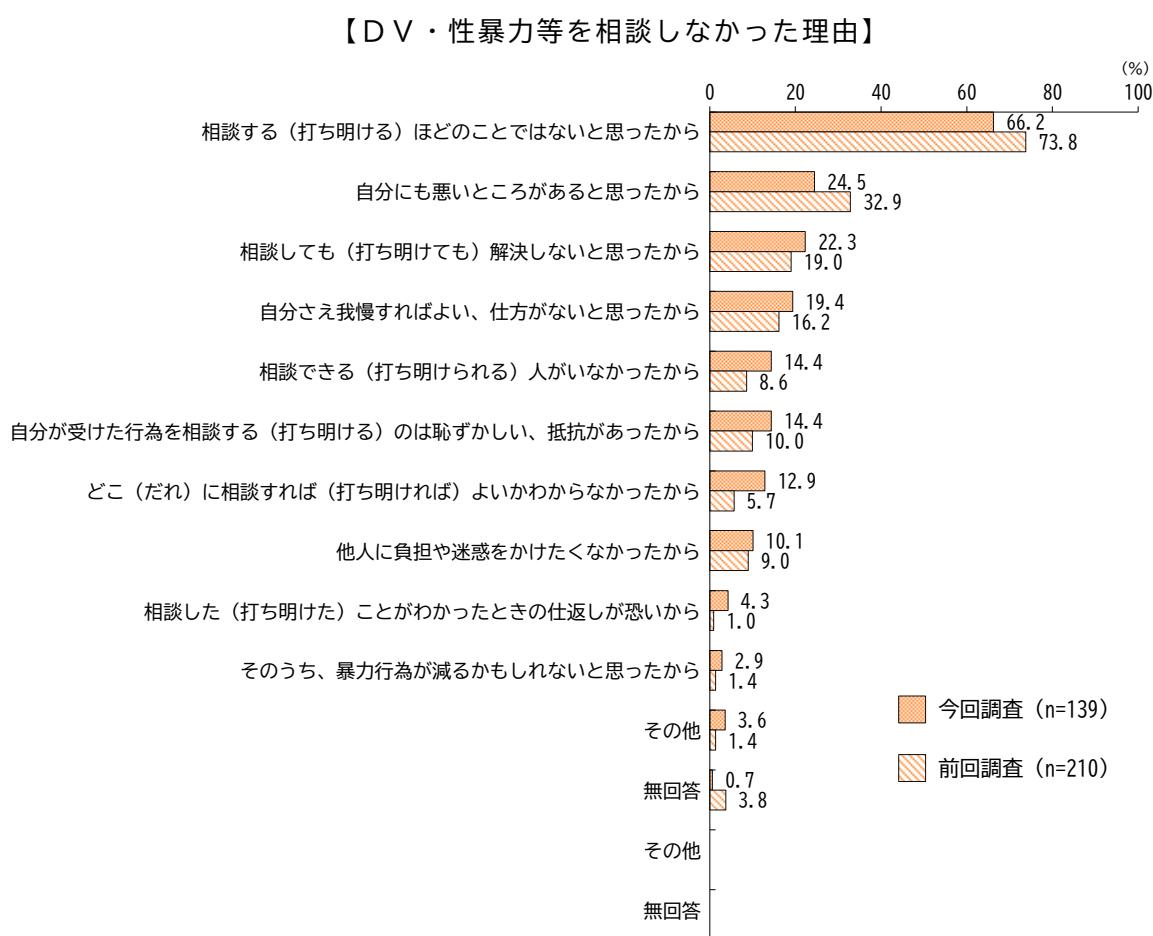
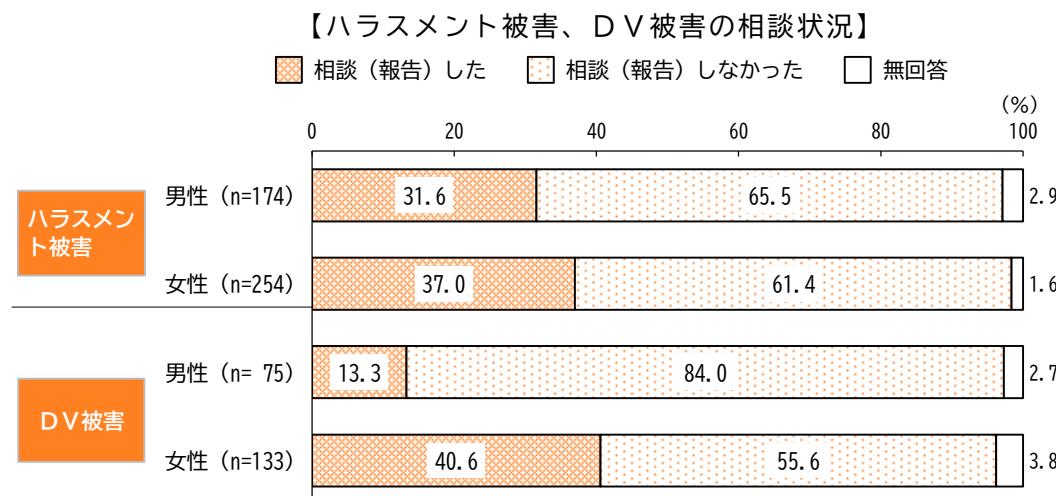


n=687

出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年



- 令和6（2024）年の意識調査では、男女ともにDVの被害経験を相談しなかった人が過半数を占めています。その理由として「相談する（打ち明ける）ほどのことではないと思ったから」が66.2%と最も高く、「自分にも悪いところがあると思ったから」も24.5%で続いています。被害を重く捉えられなったり、自分を責めたりするケースがうかがえることから、DV等の暴力に関する正しい周知啓発をより強化する必要があります。「解決しないと思ったから（22.3%）」のほか、「どこに（だれに）相談すればよいかわからなかった（12.9%）」という理由もあげられており、被害者に寄り添った相談支援に加え、相談先の周知強化を図る必要があることがわかります。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- すべての人が安全・安心に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、あらゆる暴力の根絶と、困難な状況に置かれている人々への支援が欠かせません。特に、配偶者やパートナーからの暴力（DV）や性暴力等は、人権を著しく侵害するものであり、その防止と被害者への切れ目のない支援が求められています。

## 施策の方向性

---

### 1 あらゆる暴力の防止に関する意識啓発

ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防止するため、セミナーや講座の開催、若い世代からの教育等、理解啓発を推進し、相談機関の周知を図ります。また、こどもが性暴力を認識し、被害に遭った場合は大人に相談することができるよう相談体制の整備や、こどもがインターネットで性犯罪等に巻き込まれないためのメディアリテラシー向上の取組を進めます。

### 2 配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

配偶者等からの暴力を受けた被害者への相談体制を充実させるとともに、関係機関との連絡を強化し、適切な支援につなげます。こどもの目前での配偶者等からの暴力は児童虐待にあたるため、保育所、幼稚園、学校、警察、医療機関等との連携強化や相談体制の強化を進める必要があります。

◆連携する計画：おおた教育ビジョン、大田区こども未来計画、大田区地域福祉計画等

## 重点事業

---

No.	事業名	事業内容	所管課
1	暴力防止に関する講座の実施	デートDV、ストーカー、性犯罪防止等について、暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座等を実施します。	人権・男女平等推進課
2	若い世代に向けた啓発と教育の推進	若い世代を対象とした「性感染症予防講演会」を学校等で実施するとともに、インターネット等からこどもが性被害等に遭わないためのメディアリテラシーに関する啓発を行います。	感染症対策課 指導課
3	被害の早期発見及び相談	各種相談事業において、被害者の状況に合わせて相談を受け、関係機関と連携を図ることで適切な機関に早期につなげます。 窓口（参考）：DV相談ダイヤル、婦人相談、すこやか赤ちゃん訪問事業・乳幼児健診、こどもと家庭に関する総合相談、子育てひろば・子育て相談、教育相談、区民相談、多言語相談窓口等	人権・男女平等推進課 各生活福祉課 各地域健康課 子ども家庭支援センター 指導課 教育センター 広聴広報課 地域力推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
4	安全確保及び生活支援	<p>緊急保護を要する女性や母子については、各関係機関・民間団体と連携を図り、世帯の安全確保に努めます。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。</p> <p>また、被害者の状況に合わせ適切な機関を案内し、困窮状況により生活保護の相談につなげるほか、学校及び保育園等の申込みや離婚の手続き、居所の相談、就労支援、保護命令の制度等についても情報提供し、必要に応じて同行等の支援を行います。</p>	各生活福祉課
5	子どもへの支援体制の整備	<p>住民登録のない被害者のこどもに乳幼児健診や予防接種を実施し、保健所及び出張育児相談等で相談に応じます。また、就学前児童に対し、保健師や予約制の心理相談により心理面の相談に応じます。なお、住民登録のない被害者が妊娠している場合、妊婦健診について相談に応じます。</p> <p>また、配偶者間の暴力などで心理的な虐待を受けたこどもや、両親等からの身体・ネグレクトなどの虐待を受けたこどもに対し、早期に訪問等の支援を行います。</p>	感染症対策課 各地域健康課 子ども家庭支援センター
6	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者暴力相談支援センターの事務局として、DV被害者が安心して生活ができるよう支援体制の調整等を行います。併せて、支援機関との連携がスムーズにこなせるように調整等を行います。	人権・男女平等推進課
7	関係機関との連携強化	被害者に適切な保護と支援が行われるよう、関係機関等との連携強化に努めます。特に子ども家庭支援センターや警察署などとの被害者支援のための情報共有を行います。	人権・男女平等推進課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
「DV相談ダイヤル」の認知度	令和6年度 30.0%	令和12年度 35%
DV被害を受けた経験のある人のうち、誰にも相談していない人の割合	令和6年度 66.2%	令和12年度 40%

### デートDVとは

デートDVとは、交際関係にある者の中でも起こる暴力のことをいいます。DVと同じく、身体的暴力に限らず言葉による暴力、精神的な支配、経済的な制限、性的な強要など多岐にわたります。「男だから」、「女だから」といった性別に対する思い込みや暴力を軽くとらえるような誤った情報や考え方、束縛を愛情と思い込むといったことなどからデートDVは生じます。

デートDVは中学生や高校生等の若年層の間でも発生し、見えにくく、気づきにくいことがデートDVの最大の問題点です。心や体にダメージを追うだけではなく、自信をなくしたり、人間関係が狭くなったりすることも問題です。さらに「いつか変わるかも」と我慢してしまい、支配されている状況から抜け出すことが難しくなるケースもあります。

相手の意思や尊厳を踏みにじる行為は、いかなる場合も暴力に該当します。デートDVは暴力の定義や形態について正しく理解し、早い段階で「これはおかしい」と気付けることが重要です。また、デートDVは自分で解決することがとても難しい問題であることから、ひとりで悩まず、信頼できる人や相談窓口に相談することが大切です。



## ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

### 【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

- ①生活上の困難を抱えた女性等への支援
- ②関係機関等と連携した支援体制の強化

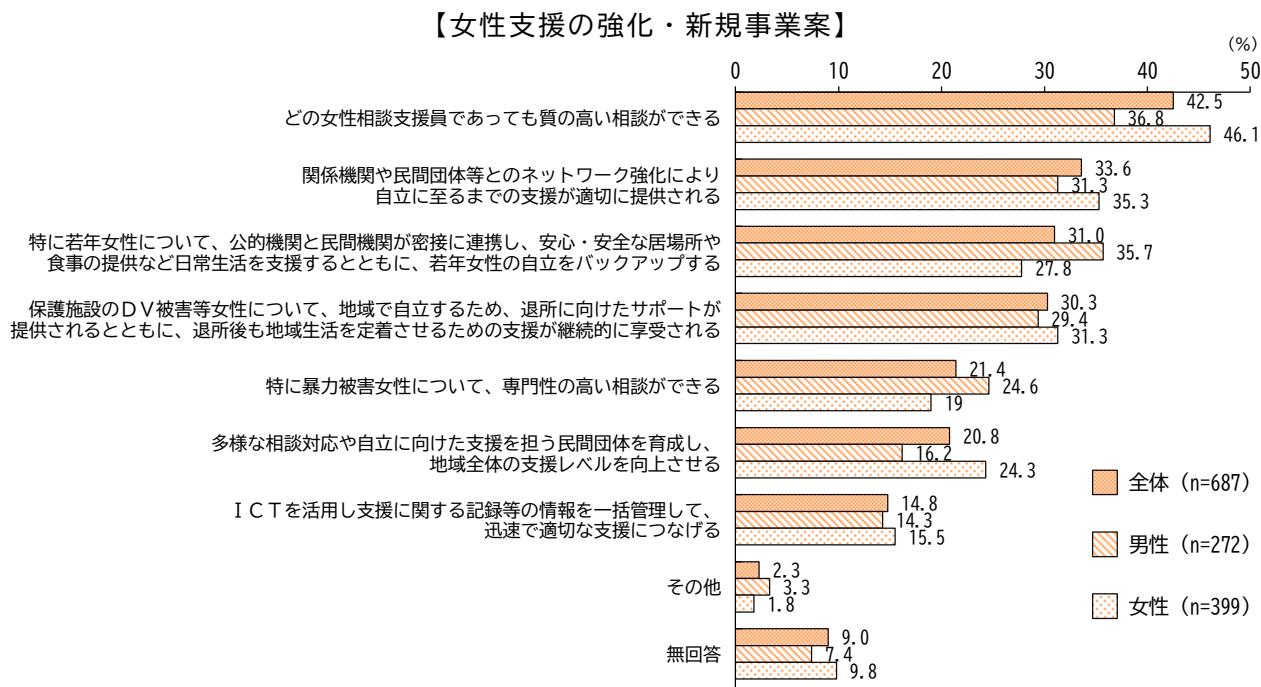
[関連法] 孤独・孤立対策推進法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

## めざす姿

- ①区の相談機関や支援機関が、悩みを抱える女性等の相談にいつでも対応でき、問題の解決に役立っています。
- ②さまざまな困難な問題を抱える方への支援が、各関係機関の連携により、迅速かつ丁寧に実施されています。

## 現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31（1956）年に売春防止法が制定され、売春を行うおそれのある女子を保護する目的で開始されました。その後およそ70年が経ち、現在では生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭内のさまざまな問題など、ジェンダーに関わる課題は複合化、複雑化しています。また、これらの問題に加えて、人種や性別、障がいの有無、性的指向、性自認などに関連した差別が重なる複合差別や交差性（Intersectionality）にも配慮しなければなりません。令和6（2024）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。各種講座やセミナー、区報やホームページ等、さまざまな媒体を活用し、困難な問題を抱える女性等に対する支援窓口の更なる周知啓発が必要です。
- 若年層においては、家にも学校にも居場所がなくなり、インターネットやSNSで居場所を求め、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。
- 高齢者については、我が国の高齢化率（65歳以上の人口）は29.3%（令和6年10月1日現在）と高齢化が進んでいますが、特に単身の女性は、それまでの働き方や男女間の雇用格差の影響により経済的に困難な状況に陥りやすく、また、男性については地域社会とのつながりに乏しく孤立しやすいという問題があります。
- 対象者の把握から自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供し支援するため、関係機関と連携した支援体制の強化が重要です。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

## 施策の方向性

### ① 生活上の困難を抱えた女性等への支援

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他さまざまな事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性等について、相談対応や事業の周知・啓発を行います。

### ② 関係機関等と連携した支援体制の強化

困難な問題を抱える女性等に対して、迅速に適切な支援につなげられるよう、関係機関や民間団体等との連携体制を強化します。

- ◆連携する計画：大田区地域福祉計画（大田区高齢者福祉計画等を含む）、  
大田区こども未来計画等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	女性のための相談	自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族・親族関係、職場や学校などでの人間関係、心身の不調や女性特有の病気、仕事、適職、各種ハラスメントやキャリアアップなどの仕事関係、女性のさまざまな悩み相談を受けるとともに、必要に応じて専門相談窓口の案内も行います。	人権・男女平等推進課
2	女性相談・家庭相談の実施	さまざまな事情により困難な問題を抱えた女性や母子世帯に関する相談に対応します。また、家庭内のさまざまな悩みや心配事などの相談を受け、適切な助言を行います。	各生活福祉課
3	母子生活支援施設への入所	子どもの養育に欠ける母子世帯を、母子生活支援施設に入所させ、自立促進に向けて支援を行います。	各生活福祉課
4	こども・若者相談及び居場所事業	さまざまな困難を抱える区内在住・在勤・在学の概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象に、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な支援につなげます。また、気軽に立ち寄れる居場所を併設し、交流や体験活動を通じて社会的自立を支援します。	子ども家庭支援センター
5	男性相談ダイヤル	男性のための電話相談窓口です。家庭のことや自分自身の生き方、職場での人間関係、その他さまざまな悩みに専門の男性相談員が対応しています。	人権・男女平等推進課
6	関係機関との連携強化	被害者に適切な保護と支援が行われるよう、関係機関等との連携強化に努めます。特に子ども家庭支援センターや警察署などとの被害者支援のための情報共有を行います。また、東京都配偶者暴力相談支援センターや他区市町村など、関係自治体間と相互に連携を図ります。併せて、民間シェルター運営事業者など被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体等についても、連携の方策を検討します。	人権・男女平等推進課 各生活福祉課

No.	事業名	事業内容	所管課
7	府内関係部署との連携強化	被害者に適切な手続きや支援がスムーズに行えるよう、関係部署と連携を図ります。	人権・男女平等推進課 各生活福祉課

## 関連指標

---

指標項目	現状値	目標値
子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	なし (今後調査予定)	令和 12 年度 現状値把握次第設定
自分は孤独だと感じる区民の割合	令和 6 年度 男性 27.6% 女性 26.1%	令和 12 年度 20%

## 防災・復興における男女共同参画の推進

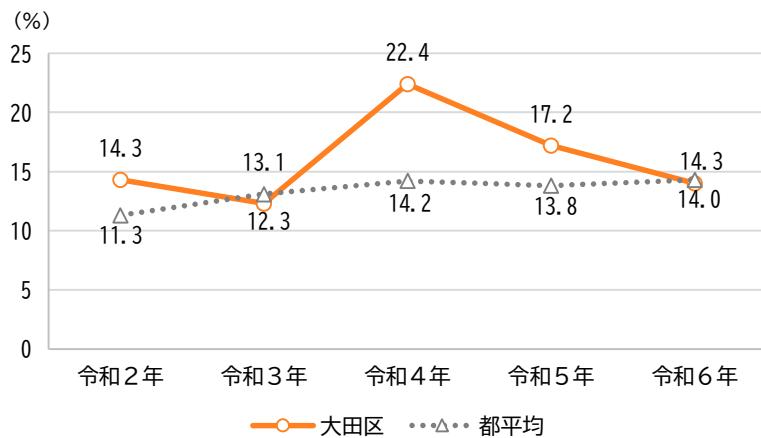
- ①防災・復興現場における女性の参画拡大
- ②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所の運営

### めざす姿

- ①防災会議等、区の防災や復興に関する方針決定過程において、全体の委員のうち半数近くを女性委員が占める中で、男女共同参画の視点を取り入れたさまざまな取組が進められています。
- ②避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した支援が行われています。

### 現状と課題

- 国の第5次男女共同参画基本計画（令和2（2020）年12月に閣議決定）では、区市町村の防災会議における女性委員比率の目標は、令和7（2025）年までに30%となっています。これに対し大田区では、令和3（2021）年は12.3%でしたが令和4（2022）年は22.4%と大きく拡大しました。しかし、その翌年は低下し、令和6（2024）年には14.0%と、都の平均（14.3%）よりやや低くなっています。



出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
内閣府男女共同参画局 令和6年度

- 災害時におけるニーズや配慮すべき点は、女性と男性とでは異なり、避難所での対応などに男女双方の視点を反映していく必要があるため、防災分野への女性の参画を今後も推進することが重要です。

# 施策の方向性

## 1 防災・復興現場における女性の参画拡大

区の防災会議等、防災や復興に関する方針決定過程における女性委員の参画を拡大し、防災担当の女性職員の増や、女性防災リーダー等の人材育成に取り組みます。

## 2 男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所の運営

拠点本部への積極的な女性の参画を図り、女性からみた視点や避難所での女性への配慮など、ジェンダーを考慮した計画づくりを行います。また、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）において防災に係る講座や展示を実施し、男女共同参画の視点による防災の考え方について啓発します。発災後は、避難所では出しにくい女性の声を受け止める意見交換の場を大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）にて開設します。

◆連携する計画：大田区地域防災計画等

# 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	方針決定過程への女性の参画促進	防災・復興分野に男女共同参画の視点を取り入れていくため、大田区防災会議などの方針決定過程において、委員の男女比ができるだけ均衡するよう女性委員の参画を促進します。	防災危機管理課
2	防災関連有資格女性の拠点への配置	女性防災士、防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリスト等、防災分野における女性資格者を防災危機管理課及び各学校防災活動拠点に配置します。	防災危機管理課
3	女性資格者の養成	防災分野における女性資格者（女性防災士、防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリスト等）を養成します。	防災危機管理課
4	男女共同参画の視点に立った避難所運営	男女共同参画の視点に立った避難所の運営を実施するため、学校防災活動拠点標準マニュアル等を整備します。	防災危機管理課
5	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	自治会・町会を主とした地域住民が運営主体となる「学校防災活動拠点」に対して、災害時に協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災・防犯対策や避難所運営を推進します。	地域力推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
6	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	男女共同参画の視点での防災等対策に関するセミナーの開催など、周知・啓発事業を実施します。	人権・男女平等推進課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
各学校防災活動拠点（現在 91 か所）が作成する「各学校防災活動拠点活動マニュアル等」の整備数	未調査 (今後調査予定)	令和 12 年度 <b>全 91 か所</b>
区職員のうち女性資格者（女性防災士、防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリスト等）の養成数	令和 6 年度 <b>5 人以下</b>	令和 12 年度 <b>10 人以上</b>
防災会議・部会の開催回数及び女性委員の参加割合	令和 6 年度 開催回数 <b>年 2 回</b> 女性委員 <b>14.0%</b>	令和 12 年度 開催回数 <b>年 3 回</b> 女性委員 <b>30%</b>

## 基本目標Ⅲ

# 誰もが活躍できる 環境づくりを応援します

### 個別目標Ⅲ－1

#### 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

##### 【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

- ①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援
- ②子育て世代・介護者への支援
- ③政策・方針決定の場における女性の参画促進

[関連法] 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

### めざす姿

- ①あらゆる分野での女性の参画拡大が進み、女性も男性も性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがない社会が実現しています。
- ②子育てや介護に関する支援事業が充実しており、計画的な活用だけでなく急に利用したい場合であっても対応する受け皿的事業があるため、誰もが安心して子育て・介護をしながら就労が継続できています。

### 現状と課題

- 区では審議会等における女性委員の割合を高めるよう働きかけてきましたが、令和6年度の女性比率では、都の目標(40%以上)に届かないばかりか、都内平均(30.8%)より低い、24.0%でした。

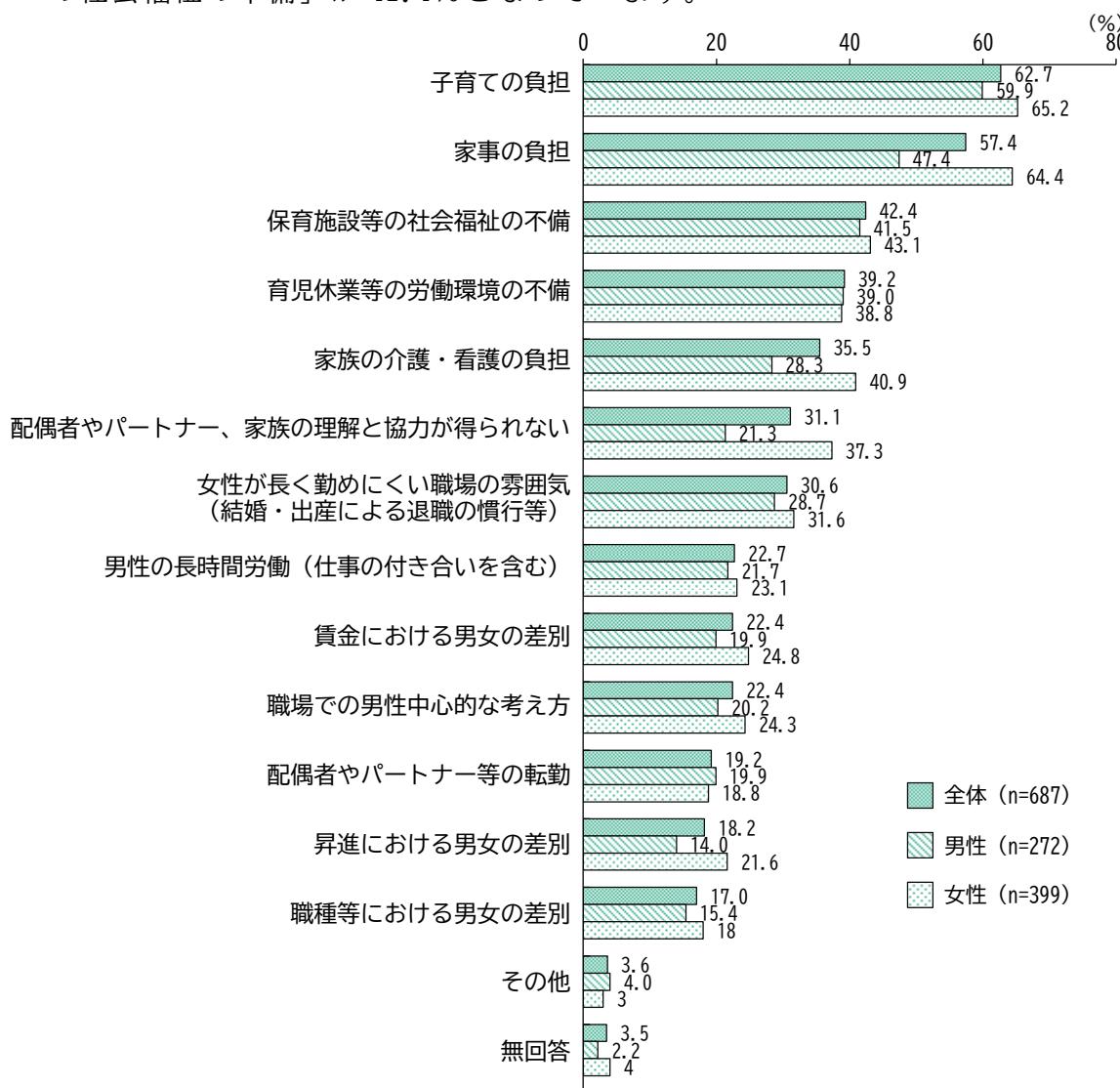
【大田区の女性登用状況】 ( ) 内は 23 区 (データがないため一部 22 区) 中の順位

審議会等	委員会等	市町村防災会議 (会長を含む)	管理職総数 (うち一般行政職)	自治会長
24.0% (21／23 位)	23.1% (15／23 位)	14.0% (11／22 位)	14.4% (13／23 位)	6.9% (17／22 位)

※審議会等、委員会等については地方自治法（第 202 条の 3）に基づくものが該当

出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
内閣府男女共同参画局 令和 6 年度

- 令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査では、「女性が継続し就業していくうえでどのようなことが支障になっていると思うか」の問い合わせに対し、「子育ての負担」が62.7%で最も多く、次いで「家事の負担」が57.4%、「保育施設等の社会福祉の不備」が42.4%となっています。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- 女性の就労については、第2章に掲載（18ページ「4 女性の職業生活の状況」の労働力率のグラフ）のとおり、本区の有配偶女性の労働力率は、20代から40代で未婚女性よりも大幅に低くなっています。出産や育児を機に仕事を辞める状況がうかがえます。
- 社会全体では、生産年齢人口が減少し、今後も働き手の減少が続くことが予想される中で、育児への負担や高齢化による家庭内介護・看護の負担などが課題となっています。

# 施策の方向性

## 1 女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援

就労を希望する女性が自らの個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方ができるよう職場における女性活躍推進に関する周知・啓発を進めるとともに、女性のチャレンジを支援する取組を進めます。

## 2 子育て世代・介護者への支援

子育て支援制度や介護サービス等を充実させることで、仕事と家庭を両立しながら就労することへの負担感を軽減します。

## 3 政策・方針決定の場における女性の参画促進

審議会等の委員や区職員の管理監督職における女性割合を高める取組を進め、政策・方針決定の場への女性の参画促進を図ります。

◆連携する計画：大田区こども未来計画、大田区地域福祉計画、おおた教育ビジョン等

# 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	女性の活躍推進事業	仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る講座を開催します。	人権・男女平等推進課
2	女性の就労支援・就労継続支援事業	さまざまな分野で女性が希望を持ってチャレンジできるよう再就職や起業に関する講座を開催し、就労を支援するとともに、就労継続につながる講座を実施します。	人権・男女平等推進課
3	ひとり親家庭への家事・育児サポート	中学3年生までの児童と同居するひとり親家庭等で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児をサポートします。	子育ち支援課
4	乳幼児ショートステイ事業	生後5日から2歳未満の乳幼児を対象に、家庭での養育が一時的に困難な場合やレスパイ (休息)として利用できる宿泊型のサービスです。	子育ち支援課
5	一時預かり保育事業	家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	子育ち支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課

No.	事業名	事業内容	所管課
6	病児・病後児保育事業	病気の回復期であり通所中の保育所に通えない児童を、医療機関に併設された専用スペースで保育します。	保育サービス課
7	子育て相談	乳幼児期、学童期の子育てに関する情報の提供や、子どもの発達や育児等、子どもや家庭に関するさまざまな不安や悩みの相談に応じます。また、子育てひろばでは、親子がゆったり過ごしながら気軽に相談でき、親子での交流や情報交換の場とします。	各地域健康課 健康づくり課 子育ち支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課 教育総務課
8	教育相談	小・中学校に在籍することもに関わる問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方について助言します。	教育センター
9	幼児教育相談	幼稚園等に通園している子どもの保護者、又は在宅で子育てをしている保護者を対象に、子育ての不安やしつけ等の悩み、幼児の遊びや発達・教育に関しての幅広い相談を、電話と来室で行います。	幼児教育センター
10	家族介護者支援事業	介護者の精神的・身体的負担を軽減し、介護者の孤立防止等を図るために、介護に関する各種情報の提供や介護家族会の運営などにより、家族介護者を支援します。 また、仕事と介護の両立等を図るために、ヘルパー派遣や在宅高齢者訪問相談等の充実により、家族介護者を支援します。	高齢福祉課 各地域福祉課
11	審議会などにおける女性委員の積極的任用	大田区の審議会等において、女性を積極的に登用し、女性のいない審議会をなくすよう努めます。	人権・男女平等推進課
12	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組	職員の採用や昇任に関し、性別にかかわらず意欲・実績・適性などの視点を踏まえて適切に実施します。併せて性別にかかわらず昇任意欲の醸成と受験勧奨に取り組みます。	人事課

## 関連指標

---

指標項目	現状値	目標値
職場における男女の地位が平等であると回答した人の割合	令和 5 年度 男性 40.1% 女性 31.8%	令和 12 年度 50%
フルタイムで就労していると回答した母親の割合	令和 5 年度 就学前児童 59.7% 小学校児童 47.3%	令和 12 年度 65%
区役所における女性管理監督職(事務)の割合	令和 5 年度 28.5%	令和 12 年度 40%
審議会等における女性委員の割合	令和 6 年度 24.0%	令和 12 年度 40%

## ワーク・ライフ・バランスの推進

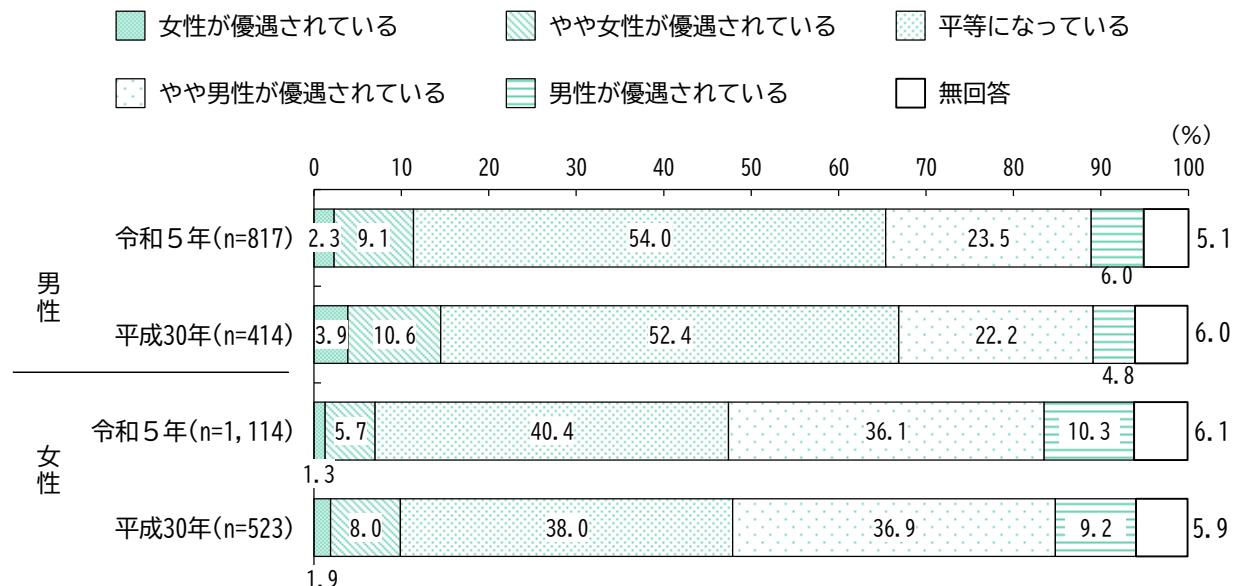
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- ②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組
- ③家庭における男女共同参画に関する取組

### めざす姿

- ①子育てや介護、日常の家事等が、家庭内の男女の性別による割合で偏ることなく、互いに就労とのバランスをとりながら充実した生活を過ごしています。
- ②企業側の働き方改革への理解が進み、育児休業や介護休業制度など、女性も男性も働きやすい職場環境が実現しています。
- ③家庭において男女間の家事分担の調和がとれ、男性が子育てや家事に積極的に関わり楽しむことができています。

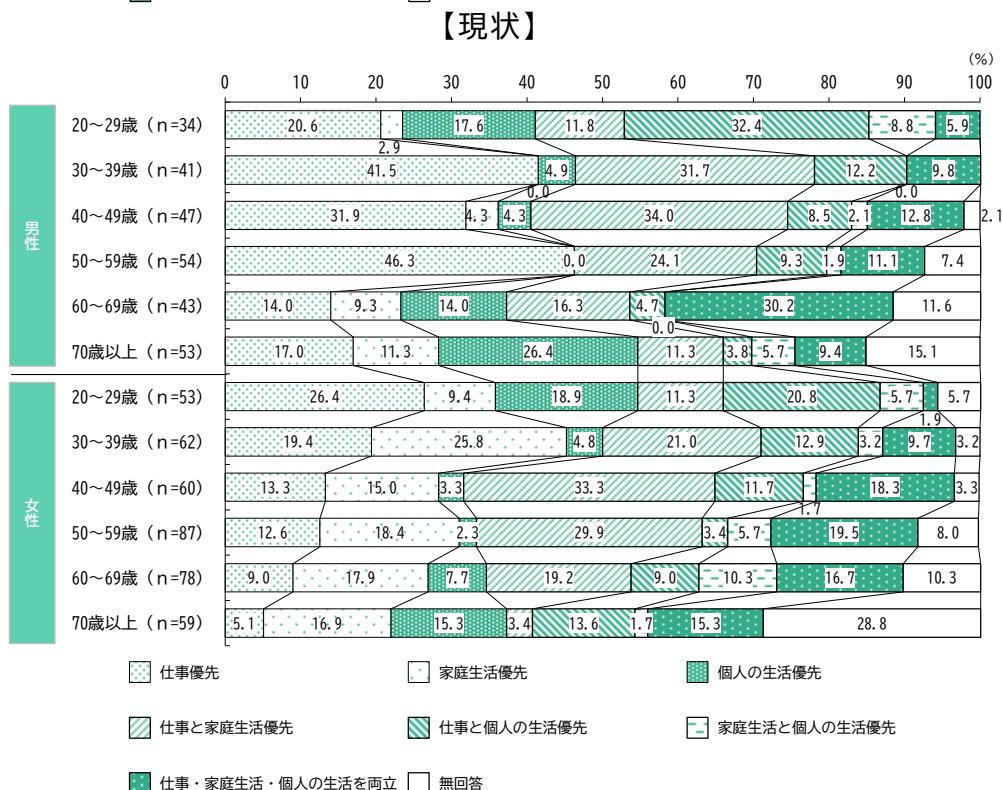
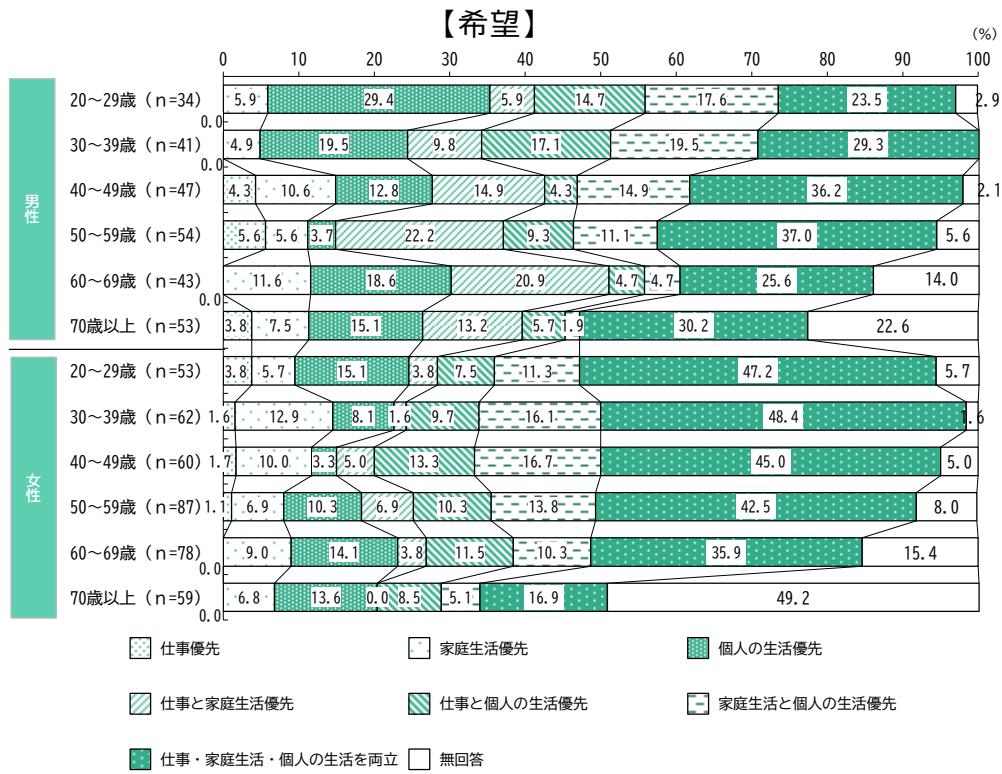
### 現状と課題

- 「区政に関する世論調査」では「家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合」を指標としていました。平成30（2018）年度は、男性52.4%、女性38.0%に対し、令和5（2023）年度の数値は、男性54.0%、女性40.4%であり、いずれも第8期プラン目標値の62%には届きませんでした。



出典：「大田区政に関する世論調査」大田区

●令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査において、ワーク・ライフ・バランスの希望についてうかがったところ、男性30～49歳、女性20～49歳で「仕事・家庭生活・個人の生活を両立」が最も高くなっています。しかし、現状をみると、男性の30代～40代の働き盛り・子育て世代で「仕事優先」が3～4割を占めており、特に30代で最も高くなっています。また、女性の30～39歳では「家庭生活優先」が25.8%、女性の40～49歳では「仕事と家庭生活優先」が33.3%と最も高くなっています。男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスを実現できていないことがうかがえます。



出典：「大田区男女共同参画に関する意識調査」大田区 令和6年

- 令和6（2024）年度の大田区男女共同参画に関する意識調査では、ワーク・ライフ・バランスを進めるために必要なことについて、「無駄な業務・作業の減少」が43.7%と最も多く、次いで「労働時間短縮・フレックスタイム等のしくみが整うこと」が43.2%、「育児・介護の施設やサービスの充実」が34.6%となっています。
- ワーク・ライフ・バランス実現のためには、広くあらゆる立場の人に向けた意識啓発が必要ですが、雇用側である企業への働きやすい職場環境に向けた働きかけも重要です。

## 施策の方向性

### 1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

仕事や家庭、個人の趣味や自己啓発の時間など、さまざまな活動を自らが希望する割合で調和したライフスタイルの実現に向けて、セミナーや広報活動など、広く区民に向けた意識啓発を図ります。

### 2 柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組

事業所等へワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り、長時間労働の是正やテレワークの導入など、働きやすい職場環境の見直しや育児・介護休業制度の拡充等の取組の推進を促します。

### 3 家庭における男女共同参画に関する取組

配偶者等とより良い協力関係を築き、ワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、男性が家事・育児・介護などに積極的に参画するきっかけづくりの講座等を実施します。

◆連携する計画：大田区こども未来計画、おおた健康プラン等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	ワーク・ライフ・バランスの理解と普及を図るため、区民に向けた講座等を開催し、情報誌やホームページ等を通じて情報を提供します。	人権・男女平等推進課
2	労働に関する情報提供	企業担当者向けセミナーを開催し、労働基準法及び男女雇用機会均等法等の法令や育児・介護休業の制度、パートタイム労働者向けの情報などの情報を提供します。	人権・男女平等推進課
3	男性の家事・育児・介護参画講座	男性の家事や育児、介護などへの参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
4	男性向け意識啓発事業	既婚男性だけでなく独身男性も対象とした男性学講座を開催します。男性がジェンダー視点を学ぶことで、男女共同参画の意識啓発を推進します。	人権・男女平等推進課
5	出産準備教室	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識やスキルを伝え、安心して出産・育児に臨めるように支援します。 参加しやすいように平日及び土曜日に開催します。	各地域健康課 健康づくり課
6	キッズなパパの子育て応援講座	父親と子どもで楽しく遊び、男性の育児を応援し、子育て中の父親が交流や情報交換ができる機会を提供します。	子ども家庭支援センター
7	父親支援セミナー	男性を対象に男性の育児時間の作り方、子どもの接し方、父親が子育てをする効果などの講義を行います。	健康づくり課

## 関連指標

指標項目	現状値	目標値
家庭内の家事（料理、洗濯、掃除）分担が男女で同程度になっていると答えた人の割合	令和 6 年度 男性 26.5% 女性 14.1%	令和 12 年度 35%
家事・育児等に費やす時間（平日）の男女差	令和 6 年度 <b>154.4 分差</b> (女性 208.3 分 – 男性 53.9 分)	令和 12 年度 <b>減らす</b>
家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合	令和 7 年度 男性 54.3% 女性 37.4%	令和 12 年度 <b>増やす</b>
区男性職員における育児休業の取得率	令和 5 年度 66.7%	令和 12 年度 85%

## 生涯を通じた男女の健康支援

- ①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（S R H R）の啓発
- ②生涯を通じた健康づくりへの支援

### めざす姿

- ①性別にかかわらず誰もが妊娠や出産の知識や身体の健康意識を持ち、妊娠や出産のほか、感染症や更年期等についての正しい知識が普及しています。
- ②健康診断や健康相談等の適切な指導により、生涯を通じた健康な身体づくりができる体制が充実しています。

### 現状と課題

- 総務省「労働力調査」によると、令和5（2023）年の女性の労働力人口は3,124万人、男性は3,801万人で、合計6,925万人でした。これにより労働力人口総数に占める女性の割合は、およそ45.1%で、この数値は0.2ポイント程度、毎年上昇しています。
- 令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法の基本原則において、「女性の職業生活における活躍の推進にあたっては、女性の健康上の特性に留意して行わなければならない」ということが盛り込まれました。

### セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、すべての人の人権に関する重要な概念のひとつであり、4つの言葉の組み合わせです。

◇セクシュアル・ヘルス：自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的に認められていること

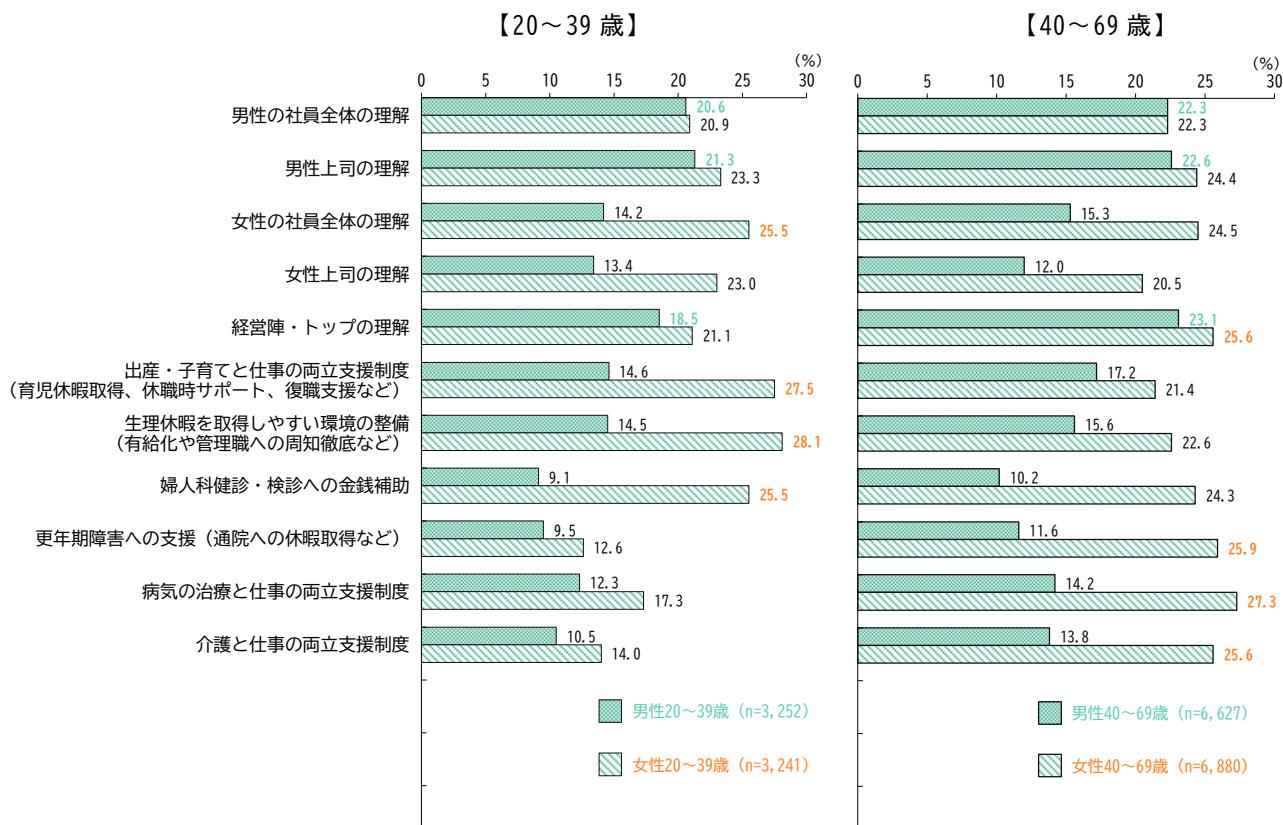
◇リプロダクティブ・ヘルス：妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味もない人、アセクシャルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、心身ともに満たされ健康にいられること

◇セクシュアル・ライツ：セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のこと。自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）を自分で決められる権利

◇リプロダクティブ・ライツ：産むか産まないか、いつ・何人こどもを持つかを自分で決める権利。妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツには性の問題や妊娠・出産、性感染症、性暴力など、性と生殖に関するさまざまな問題が含まれていることから、女性に限らずすべての人が正しく理解することが大切です。

- 令和5（2023）年に内閣府の実施した「男女の健康意識に関する調査」において、女性特有の健康課題に対して職場にどのような配慮があると働きやすいかたずねたところ、女性20～39歳では「生理休暇を取得しやすい環境の整備」が最も高く、女性40～69歳では「病気の治療と仕事の両立支援制度」が最も高く、次いで「更年期障害への支援」となっています。



※選択肢は抜粋、上位3項目に男性は緑色、女性はオレンジ色で着色

出典：「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」内閣府

- 働く女性の月経、妊娠、出産等、女性特有の健康課題に向き合い、自身が正しい知識を持ちセルフケアするとともに、男性への理解促進と、企業については働きやすい職場環境づくりを進めることが大切です。

## 施策の方向性

### ① セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）の啓発

妊娠や出産等に伴う特有の問題は、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえることが大切です。誰もが安心して妊娠や出産・子育てができるよう、正しい知識と周囲の人の理解のため、広く理解啓発を図ります。

## 2 生涯を通じた健康づくりへの支援

思春期、妊娠・出産期、更年期など、各段階の身体的変化に考慮し、ジェンダー特有の疾病の予防について、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、女性については出産・産後の母体ケア等に関する事業など、各種健康診断等の充実を図ります。

◆連携する計画：おおた健康プラン等

## 重点事業

No.	事業名	事業内容	所管課
1	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（S R H R）の啓発講座等	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を学び、妊娠や出産、ジェンダー特有の健康課題について知るセミナーを開催します。	人権・男女平等推進課
2	エイズ及び性感染症の予防対策	エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業を実施します。	感染症対策課
3	健(検)診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	各種の健(検)診を実施し、健康改善に向けた指導を充実します。また、健康づくりから生活習慣病の予防まで、知識の普及啓発と実践のため、各種講習会や講座を実施します。	健康づくり課
4	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査：妊婦を対象に、安心して出産ができるように妊婦健康診査受診券、超音波検査券を交付します。	健康づくり課
5	産後ケア	母子の状況に応じて助産師等による心身のケアや育児のサポート、その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。	健康づくり課

## 関連指標

---

指標項目	現状値	目標値
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉の意味を知っている人の割合	なし	令和 12 年度 30%
現在の健康状態について「とてもよい」「よい」と回答した区民の割合	令和 6 年度 64.5%	令和 12 年度 増やす

## 第5章

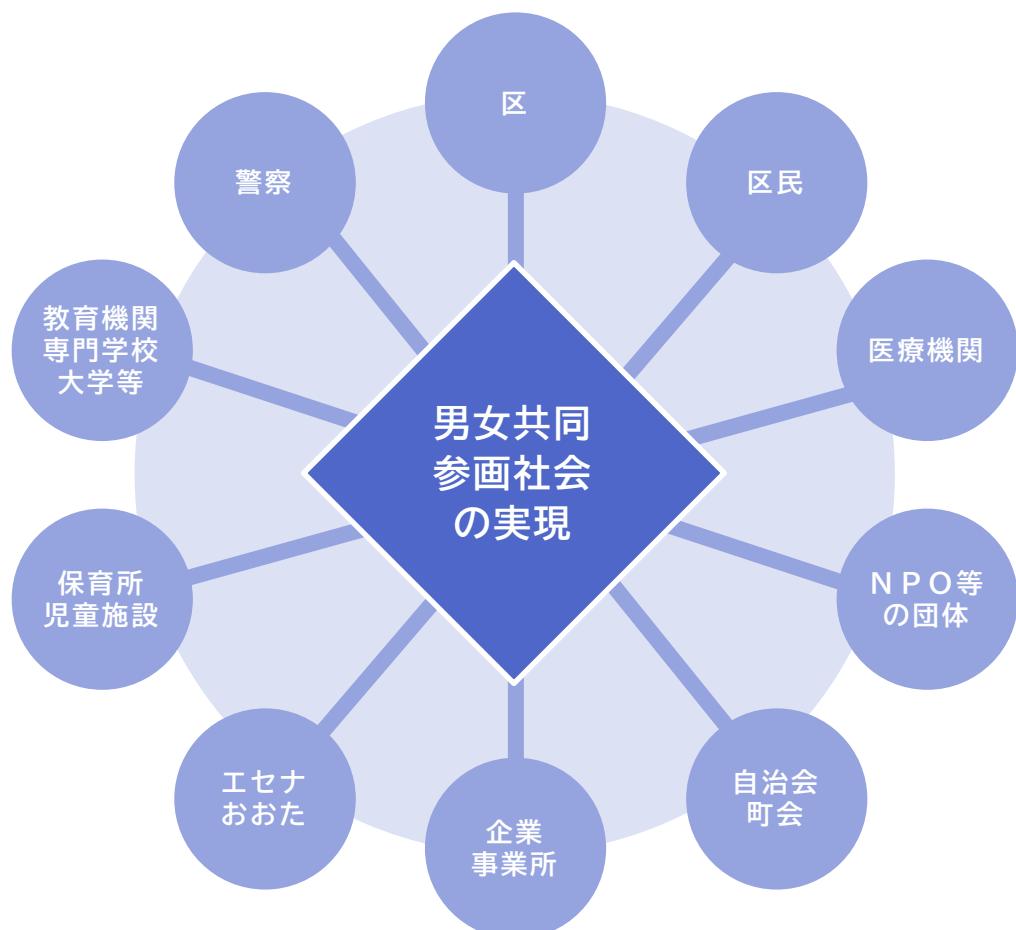
計画の推進に向けて

## 推進体制の連携強化

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、男女平等に配慮した取組を進めることが重要です。本プランにおいて掲げられた関係事業は府内外における多数の関係機関にわたっており、それぞれの機関が互いに連携協働しながら各施策を展開する必要があります。

各施策の効果的な推進のため、公募区民、区内で活動する団体や事業者の代表及び学識経験者で構成する大田区男女共同参画推進区民会議や府内推進会議を中心に、計画の進捗状況報告についてご意見をいただき、それに基づき各課において改善策を検討・実施し、課題の解決に向けて取り組む府内推進体制の整備を行います。

例えば、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が令和4年に成立後、区は関係部署にて構成された「女性支援に係る支援調整会議」を立ち上げ、新法についての計画の位置付けや施策の方向を検討しました。こうした国や都の動きをはじめとし、変化の激しい社会情勢の影響等も鑑みながら、柔軟な推進体制により連携を強化し各施策を進めていきます。



## 2

### 計画の進行管理

本プランに掲載した各基本目標に関する取組については、その施策の進捗状況を年度ごとに確認し、大田区男女共同参画推進区民会議において報告するとともに、その内容を区ホームページにて公開します。

本プランを着実に推進していくために、目標ごとに指標を設け、計画期間中の達成状況を数値化します。特に積極的に推進する重点取組は、各事業の実施や見直しに反映していきます。

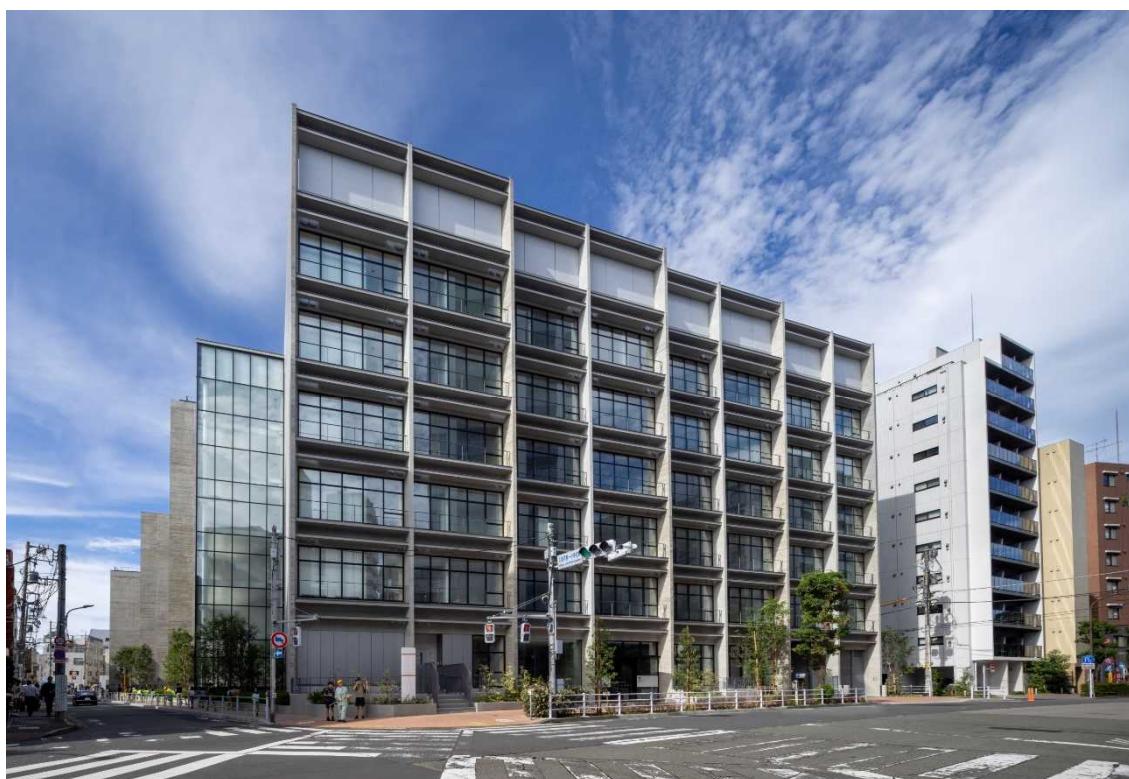
## 3

### 大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）

大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）は、昭和52（1977）年に「大田区立婦人会館」として開設した施設です。平成4（1992）年には、名称を「大田区立おおた女性センター」と変更し、平成12（2000）年には改修工事を経て、現在の名称である「大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）」となりました。令和6（2024）年12月には、それまでの単独施設だった場所から大森北四丁目複合施設の5階・6階部分へと移転しました（大田区大森北四丁目6番7号）。

男女共同参画事業推進の拠点として、主に講座や講演会、情報の収集・発信、施設の貸出、交流の場の提供などを行っています。

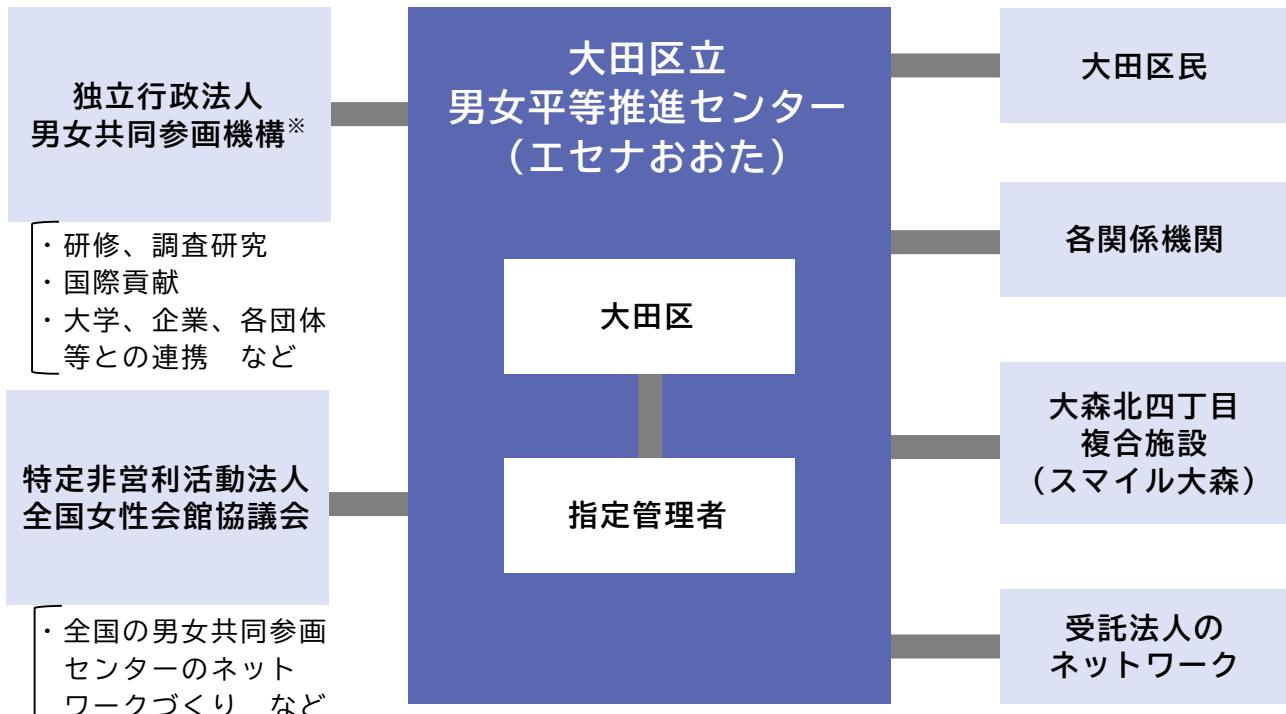
【大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）外観】



大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）は、平成16（2004）年から指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度は、平成15（2003）年6月の地方自治法改正により創設された制度で、大田区では大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）が、この制度を採用した第一号の施設でした。

男女共同参画社会の実現に向けて、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）をより効果的に活用し運営していくため、区は、指定管理者の専門性を活かすとともにさまざまな関係機関と連携しながら、適切な運用と区民サービスにつなげています。

### 【大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）位置付け】



※令和7（2025）年6月に独立行政法人男女共同参画機構法等が成立したことにより、令和8（2026）年4月から、独立行政法人国立女性教育会館（N W E C）は、独立行政法人男女共同参画機構となり、全国の男女共同参画センターの中核組織として位置付けられています。

### 【大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）での事業の様子】



## 參考資料

# 第9期男女共同参画推進プラン関連事業

## 基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会を目指します

### 課題1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
①人権尊重の意識づくり	1	区民への人権意識の啓発	総務部	人権・男女平等推進課	○
	2	高齢者虐待防止事業	福祉部	高齢福祉課	
	3	障害者虐待防止対策	福祉部	障がい者総合サポートセンター	
	4	児童虐待防止への取組の推進	こども未来部	子育ち支援課 子ども家庭支援センター	
②固定的な性別役割分担意識の解消	5	男女共同参画に関する啓発	総務部	人権・男女平等推進課	○
	6	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布	総務部	人権・男女平等推進課	○
	7	男女平等の視点に立った職員の研修及び意識啓発	総務部	人事課	○
③教育の場における理解促進	8	男女共同参画の視点に立った社会教育事業	地域未来創造部	地域力推進課	○
	9		教育総務部	教育総務課	○
	10	小・中学生への人権意識の啓発	総務部 教育総務部	人権・男女平等推進課 指導課	○
	11	人権課題にかかわる学習	教育総務部	指導課	
	12	人権擁護委員による意識啓発	総務部	人権・男女平等推進課	
	13	人権教育研修	教育総務部	指導課	
	14	教育現場の環境整備	教育総務部	指導課	
	15	小中学校における多様な性に関する理解促進	教育総務部	指導課	○
	16	道徳授業地区公開講座	教育総務部	指導課	○
	17	道徳教育推進教師連絡協議会	教育総務部	指導課	

### 課題2 多様な個性を認める意識の醸成

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
①ジェンダー平等と多文化共生の推進	18	相談・情報提供	地域未来創造部	地域力推進課	○
	19	多言語情報紙の作成・配布	地域未来創造部	地域力推進課	
	20	外国人に向けた男女共同参画の啓発	総務部	人権・男女平等推進課	○
②多様な性に関する理解促進	21	区民への多様な性に関する啓発	総務部	人権・男女平等推進課	○
	22	多様な性に関する職員の理解推進	総務部	人権・男女平等推進課	○
	23	職員向けパートナーシップ制度の周知	総務部	人事課	

## 基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます

### 課題1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

#### 【大田区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発	24	暴力防止に関する講座の実施	総務部	人権・男女平等推進課	○
	25	広報・啓発及び情報提供	総務部	人権・男女平等推進課	
	26	若い世代に向けた啓発と教育の推進	健康政策部	感染症対策課	○
	27		教育総務部	指導課	○
	28	職員に向けたDV防止研修	総務部	人権・男女平等推進課	
	29	相談及び支援に関わる研修への参加	福祉部	各生活福祉課	

## 基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます

### 課題1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

#### 【大田区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援	30	被害の早期発見及び相談	総務部	人権・男女平等推進課	○
	31		福祉部	各生活福祉課	○
	32		健康政策部	各地域健康課	○
	33		こども未来部	子ども家庭支援センター	○
	34		教育総務部	指導課	○
	35			教育センター	○
	36		企画経営部	広聴広報課	○
	37		地域未来創造部	地域力推進課	○
	38	相談窓口の周知	総務部 福祉部	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	
	39	被害者情報の保護	区民部 地域未来創造部	戸籍住民課 各特別出張所	
	40	安全確保及び生活支援	福祉部	各生活福祉課	○
	41	子どもへの支援体制の整備	健康政策部	感染症対策課 各地域健康課	○
	42		こども未来部	子ども家庭支援センター	○
	43	配偶者暴力相談支援センターの運営	総務部	人権・男女平等推進課	○
	44	関係機関との連携強化	総務部	人権・男女平等推進課	○
	45	庁内の連携体制の構築	福祉部	福祉管理課 各生活福祉課	

### 課題2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

#### 【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
①生活上の困難を抱えた女性等への支援	46	女性のための相談	総務部	人権・男女平等推進課	○
	47	女性相談・家庭相談の実施	福祉部	各生活福祉課	○
	48	母子生活支援施設への入所	福祉部	各生活福祉課	○
	49	生活再建・就労サポートセンター「JOBOTA」による相談・支援	福祉部	蒲田生活福祉課	
	50	こども・若者相談及び居場所事業	こども未来部	子ども家庭支援センター	○
	51	男性相談ダイヤル	総務部	人権・男女平等推進課	○
	52	自殺予防事業（相談）	福祉部 健康政策部	各地域福祉課 健康づくり課 各地域健康課	
②関係機関等と連携した支援体制の強化	53	関係機関との連携強化	総務部 福祉部	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	○
	54	庁内関係部署との連携強化	総務部 福祉部	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	○

### 課題3 防災・復興における男女共同参画の推進

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
①防災・復興現場における女性の参画拡大	55	方針決定過程への女性の参画促進	総務部	防災危機管理課	○
	56	防災関連有資格女性の拠点への配置	総務部	防災危機管理課	○
	57	女性資格者の養成	総務部	防災危機管理課	○
②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所の運営	58	男女共同参画の視点に立った避難所運営	総務部	防災危機管理課	○
	59	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	地域未来創造部	地域力推進課	○
	60	防災市民組織等への支援	総務部	防災危機管理課	
	61	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	総務部	人権・男女平等推進課	○
	62	災害発生後における相談・支援体制の整備	総務部	人権・男女平等推進課	
	63	災害時医療職ボランティアの募集	健康政策部	健康医療政策課	

## 基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

### 課題1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

#### 【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
① 女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援	64	女性の活躍推進事業	総務部	人権・男女平等推進課	○
	65	女性の就労支援・就労継続支援	総務部	人権・男女平等推進課	○
	66	ひとり親家庭への就労支援	福祉部	各生活福祉課	
②子育て世代・介護者への支援	67	ひとり親家庭への家事・育児サポート	こども未来部	子育ち支援課	○
	68	放課後ひろば事業の推進	教育総務部	教育総務課	
	69	ファミリー・サポート・センター事業の推進	こども未来部	子ども家庭支援センター	
	70	ショートステイ・トワイライトステイ事業	こども未来部	子ども家庭支援センター	
	71	乳幼児ショートステイ事業	こども未来部	子育ち支援課	○
	72	一時預かり保育事業	こども未来部	子育ち支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課	○
	73	待機児解消施策の充実	こども未来部	保育サービス課	
	74	保育園延長保育事業の充実	こども未来部	保育サービス課	
	75	休日保育・年末保育事業	こども未来部	保育サービス課	
	76	病児・病後児保育事業	こども未来部	保育サービス課	○
	77	学童保育事業	こども未来部 教育総務部	子育ち支援課 教育総務課	
	78	子育て相談	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課	○
	79			子育ち支援課	○
	80		こども未来部	子ども家庭支援センター	○
	81			保育サービス課	○
	82		教育総務部	教育総務課	○
③政策・方針決定の場における女性の参画促進	83	教育相談	教育総務部	教育センター	○
	84	幼児教育相談	教育総務部	幼児教育センター	○
	85	家族介護者支援事業	福祉部	高齢福祉課	○
	86			各地域福祉課	○
	87	産後家事・育児援助事業	こども未来部	子育ち支援課	
	88	子育て応援メール配信事業	健康政策部	健康づくり課	
	89	保育付き事業	総務部	人権・男女平等推進課	
	90		地域未来創造部	地域力推進課	
	91		健康政策部	各地域健康課 健康づくり課	
	92		こども未来部	子育ち支援課	
	93			子ども家庭支援センター	
	94		教育総務部	教育総務課	
	95	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	こども未来部	子育ち支援課	
④政策・方針決定の場における女性の参画促進	96	審議会などにおける女性委員の積極的任用	総務部	人権・男女平等推進課	○
	97	女性職員の活躍推進に向けた取組	総務部	人事課	
	98	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組	総務部	人事課	○
	99	地域団体等のリーダーへの女性参画	総務部	人権・男女平等推進課	

## 課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発	100	ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	総務部	人権・男女平等推進課	○
②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組	101	労働に関する情報提供	総務部	人権・男女平等推進課	○
	102	商店街における女性の活動の支援	産業経済部	産業振興課	
③家庭における男女共同参画に関する取組	103	男性の家事・育児・介護参画講座	総務部	人権・男女平等推進課	○
	104	男性向け意識啓発事業	総務部	人権・男女平等推進課	○
	105	出産準備教室	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課	○
	106	キッズなパパの子育て応援講座	こども未来部	子ども家庭支援センター	○
	107	子育て力向上支援事業	こども未来部	子育ち支援課	
	108	父親支援セミナー	健康政策部	健康づくり課	○

## 課題3 生涯を通じた男女の健康支援

施策	事業No.	事業	部	所管課	重点事業
①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）の啓発	109	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）の啓発講座等	総務部	人権・男女平等推進課	○
	110	エイズ及び性感染症の予防対策	健康政策部	感染症対策課	○
②生涯を通じた健康づくりへの支援	111	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	健康政策部	健康づくり課	○
	112	妊婦健康診査事業	健康政策部	健康づくり課	○
	113	妊婦健康診査事業（歯科）	健康政策部	健康づくり課	
	114	子宮がん・乳がん検診	健康政策部	健康づくり課	
	115	妊婦面接	健康政策部	各地域健康課 健康づくり課	
	116	産後ケア	健康政策部	健康づくり課	○

# 第9期大田区男女共同参画推進プラン（令和8年度～令和12年度）素案概要

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の目的

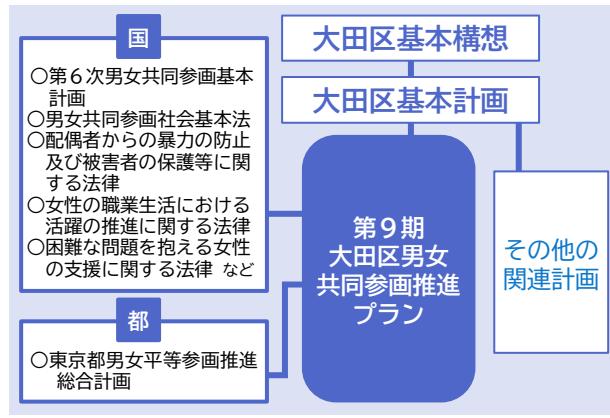
- 男女共同参画のさらなる推進
- 社会情勢や区民意識の変化、近年の国等の動向を踏まえ、課題解決に向けてより効果的な施策の検討・推進を図るため

### 2 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

### 3 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」に規定する市町村男女共同参画計画に位置付ける
- 「女性活躍推進法」「DV防止法」「女性支援新法」に基づく計画を包含する



## 第2章 大田区の男女共同参画を取り巻く現状

### 1 計画策定の背景

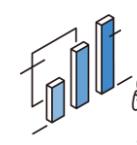
- 男女共同参画に関する国際的な動き、国、東京都、区の近年の主な動きを整理
- ジェンダー・ギャップ指数は146か国中118位

2025年の日本の順位

総合	118位／146か国
経済	112位（前年120位）
政治	125位（前年113位）
健康	50位（前年58位）
教育	66位（前年72位）

### 2 データからみる大田区の現状

- (1) 人口の推移 (2) 児童・生徒数の推移
- (3) 区の産業 (4) 女性の職業生活の状況
- (5) 女性の登用状況
- (6) 配偶者暴力の相談件数



### 3 第8期プランの総括

指標の達成状況（15項目）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 基本理念

誰もがお互いを尊重し 自分らしく輝けるまち 大田区  
～地域みんなで男女共同参画のまちづくり～

## 第4章 各基本目標と取組

### 基本目標I 誰もが尊重される社会をめざします

#### 個別目標I－1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

- 施策の方向性
- ①人権尊重の意識づくり
  - ②固定的な性別役割分担意識の解消
  - ③教育の場における理解促進

#### 個別目標I－2 多様な個性を認める意識の醸成

- 施策の方向性
- ①ジェンダー平等と多文化共生の推進
  - ②多様な性に関する理解推進

### 基本目標II 安全・安心に過ごせるまちを築きます

#### 個別目標II－1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

(GBV : Gender - based Violence)  
【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

- 施策の方向性
- ①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発
  - ②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援

#### 個別目標II－2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

- 施策の方向性
- ①生活上の困難を抱えた女性等への支援
  - ②関係機関等と連携した支援体制の強化

#### 個別目標II－3 防災・復興における男女共同参画の推進

- 施策の方向性
- ①防災・復興現場における女性の参画拡大
  - ②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所の運営

### 基本目標III 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

#### 個別目標III－1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

- 施策の方向性
- ①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援
  - ②子育て世代・介護者への支援
  - ③政策・方針決定の場における女性の参画促進

#### 個別目標III－2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 施策の方向性
- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
  - ②柔軟な働き方の実現に向けた企業への取組
  - ③家庭における男女共同参画に関する取組

#### 個別目標III－3 生涯を通じた男女の健康支援

- 施策の方向性
- ①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライフ（SRHR）の啓発
  - ②生涯を通じた健康づくりへの支援

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制の連携強化

- 府内外の多数の関係機関が連携協働しながら施策を展開
- 区民会議、府内推進会議で進捗状況を報告、関係各課で改善策を検討・実施

### 2 計画の進行管理

- 進捗状況を区民会議で報告、区ホームページで公表
- 目標ごとに指標を設定、計画期間中の達成状況を数値化

### 3 大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）

- 男女共同参画事業推進の拠点として、主に講座や講演会、情報の収集・発信、施設の貸出、交流の場の提供を実施
- 昭和52（1977）年に「大田区立婦人会館」として開設
- 平成12（2000）年に現在の名称に変更
- 令和6（2024）年12月に移転



大森北四丁目複合施設（スマイル大森）外観  
※大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）は5・6階部分



## 参考資料

（パブリックコメント時は「4 関連事業一覧」のみ掲載）

### 1 関係法令

（男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

### 2 大田区男女共同参画推進区民会議委員名簿

### 3 国際婦人年以降の男女共同参画の主な動き

### 4 関連事業一覧

### 5 指標一覧

### 6 用語集

総務財政委員会  
令和7年11月11日

総務部 資料2番

所管 人権・男女平等推進課

## 令和6年度 指定管理者のモニタリング結果について

### 1 対象施設

施設名	指定管理者	指定期間
男女平等推進センター	特定非営利活動法人 ジェンダー平等L a b o t a	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

### 2 設置目的

男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供するため。

### 3 モニタリング実施方法

- (1) 指定管理者によるセルフ(自己)モニタリング
- (2) 所管課による履行状況確認・評価
- (3) 公認会計士による財務審査

上記をもとに総合的な評価を行い、別紙「大田区指定管理者モニタリング結果（通常年度）」を作成した。

### 4 結果について

上記の審査等の内容を総合的に検証した結果、指定管理業務を適正に履行していると評価する。

## 大田区指定管理者モニタリング結果(通常年度)

評価対象年度	令和6年度
自己評価実施日	令和7年6月30日

### 1 施設概要

施設名	大田区立男女平等推進センター	
所在地	大田区大森北4-6-7	
指定管理者	名称 特定非営利活動法人ジェンダー平等Labota 代表者 理事長 岡 智子 住所 大田区大森北2-3-15第15下川ビル4階	
指定期間	令和6年 4月 ~ 令和11年 3月	
施設の設置目的	男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供する。	
施設の沿革	昭和52年、女性が安心して集える場所として「大田区立婦人会館」が設立。平成4年「大田区立おおた女性センター」と名称が変更され、建物の改修ののち、平成12年に大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」として開館。令和6年12月1日大森北四丁目複合施設「スマイル大森」5階6階へ機能移転。	
担当部課 (問合せ先)	総務部 人権・男女平等推進課 電話 03(5744)1610 FAX 03(5744)1556	

### 2 業務履行状況確認

項目	確認内容	指定管理者自己評価	施設所管課所見(確認方法・頻度)	施設所管課評価
管 理	事業計画書及び事業実績報告書等は期日までに提出されているか、また報告の内容に不備はないか	書類の提出については、期限を厳守し適正に提出している	計画書や報告書等は、適切な内容で期日までに提出されている。	○
	各種業務日誌等が整備・保管されているか	業務報告書は毎日作成し、職員及び事業スタッフと情報共有を行い、適正に整理・保管している。	各種業務日誌等は整備され、適切に保管されている。職員間での情報共有もされており、利用者対応等で有効に機能している。	○
	区と指定管理者との間で十分な連絡や調整がなされているか	日常的に所管課への相談・連絡・報告を行なうとともに、月に一度の定例報告会や所管課へ訪問などを行なって、業務を遂行している。	月1回の定期報告をはじめ、日常的に相互に連絡を取り合い、必要に応じて区職員が施設へ赴くなど、連絡・調整が図られている。	○
職 員	必要な知識・経験をもった職員を配置しているか	区立施設の管理及び男女共同参画について専門的な知識と経験を持つ職員を7名以上配置している。	自己評価のとおりの配置が認められる。責任者の配置について区の指示等に基づき適切になされており、体制強化に努めている。	○
	施設の設置目的を最大限發揮できるスタッフの配置になっているか(員数・シフト等)	繁忙期や休日(土日祝日)、19時以降など利用者の動向に合わせ職員配置を行うほか、ICTを活用した事業実施の際は専門的な知識のある職員を配置するなど、適宜、適正に配置している。	自己評価のとおりの配置が認められる。男女共同参画推進事業の効果的な実施、施設管理の両面に配慮した配置がなされており、施設の設置目的達成に向け寄与している。	○
職 員	業務に必要な職員研修を実施し、資質の向上に努めているか	・年に2回、全職員が男女共同参画推進事業および管理等業務に必要な研修を実施している。 ・国や都、地方公共団体、民間団体等(全国女性会館協議会、DV防止支援団体等)主催の研修等に参加し、国際的な動きや国の施策の動向を学び、男女共同参画・ジェンダー平等に関する知見を深めている。	職員研修会議及び研修の内容等については、協定に基づき適正に実施されていることを年度報告書により確認した。外部機関が実施する研修への積極的な参加も認められ、職員の人材育成に努めている。研修に参加しやすいよう、オンライン受講を効率的に取り入れる等の工夫が見られる。	○
	職員の服装及び接客態度は適切か	・5月から10月までをクールビズ期間としつつも身だしなみに配慮した服装(オフィスカジュアルに準じる)で従事している。 ・接客態度については、公共施設とし公平・公正な対応を行えるよう、ユニバーサル窓口サービスガイドラインを遵守している。	服装は親しみやすく清潔感があり、接客態度については、来館者や利用者に適切に対応している。	○
	施設、設備の公正な利用が確保されているか	うぐいすネットの室場・設備は公共施設利用システムに基づき公正に利用されている。会議室(新・研修室)は男女共同参画推進事業の実施会場として利用している。	公共施設利用システム(うぐいすネット)に関する事務は適正に行われており、利用者の公正な利用が図られている。また、新施設への移転に伴う変更内容の案内も適切に行われ、大きな混乱は生じなかつた。	○

項目	確認内容	指定管理者自己評価	施設所管課所見(確認方法・頻度)	施設所管課評価
運営	自主事業(講座など)は計画どおり運営されているか	ほぼ計画通りに実施しているが、移転延期等で実施ができないものもあつた。	講座等の事業については、年間計画書および事業企画書に基づき区の承認により計画的に実施されている。 また、新施設への移転に伴う設備等整備も適切に行われた。	○
	使用料等の会計管理は適切か	使用料等の現金は金庫に保管し、現金出納簿により使用料金の管理を行っている。また、複数人で点検する体制を作り、適切に管理している。	使用料の収入及び還付等に関する経理については、毎月の報告書により、適切な処理が行われていると認められる。 また、旧施設及び新施設の還付等作業も適切に行われた。	○
	施設の利用方法は分かりやすく説明されているか	・リーフレット配布のほか、ホームページにも案内を掲載。 ・館内には目的に応じた案内表示を掲示している。 ・初めて施設を利用するお客様にも分かりやすく説明ができるよう職員研修を実施している。	リーフレットやホームページなどによる積極的な周知がなされており、実施事業への参加方法等分かりやすい説明が認められる。 また、目的や必要に応じて館内掲示を行うとともに、接遇視点での取組も行っている。	○
	施設の稼働率向上に向けた取組みは有効か	旧施設からの継続利用のお客様には施設移転に伴う疑問や不安に対して真摯に対応した。また、新規利用のお客様にも丁寧な説明を行い、継続利用につながるよう対応を工夫した。 オープニングセレモニーで移転のPRを積極的に行い、新施設への誘導を図った。	室場利用率については、令和6年度は旧施設にて約60%、新施設にて約50%の利用率であった。 移転時期が延期し、予定外の対応を余儀なくされたにもかかわらず、事業を計画的に実施し、移転の周知を積極的に行い、一定程度の利用につながっている。	○
	利用者等からのクレームに対し適切に対応しているか	お客様のクレームにはすぐに対応することを第一とし、真摯に耳を傾け、丁寧に対応するとともに、原因の究明、対策を協議している。また、所管課へ速やかに相談・報告している。	利用者から苦情を受けた場合、区へ速やかに報告・連絡がなされるなど、適切な対応に努めている。加えて、職員間で共有し再発防止に努めている。	○
	専用ホームページは適切に管理運営されているか	タイムリーな情報発信を心掛け、管理者パスワードの定期的な変更など、セキュリティ対策に留意し適切に管理運営している。Xを併用した情報発信を行っている。	適切に運営されている。	○
	施設の周辺地域との関係は良好か	・周辺地域の社会資源(ハローワーク、子ども家庭支援センター、入新井第一小学校、入新井特別出張所、地域包括支援センター入新井、大田区社会福祉協議会、フラットおおた)、町会等、地域の方々との連携を通じて、良好な関係の構築に努めている。 ・移転準備の段階から複合施設内の事業者との会議を行い連携に努めている。	近隣住民に関わる苦情等の報告は特に受けていない。 地区的地域力推進会議への参加により、連携が図られている。 また、新施設移転前から複合施設の連携会議に区と同席し、連絡・相談が綿密に行われ、複合施設内他施設及び所管課との連携に継続的に努めている。	○
情報管理	個人情報は適正に管理されているか	個人情報審議会で承認された内容に基づき適正な管理に努めている。	個人情報の適正な管理は、施設において確認している。また、研修による職員の意識向上や取り組みへの徹底を図るなど、情報の保護に努めている。	○
	個人情報保護、法令遵守のため、マニュアルの整備や職員研修を実施しているか	個人情報保護方針を作成し、職員に対し定期的に研修を実施し周知徹底している。	適正に整備、実施している。	○

項目	確認内容	指定管理者自己評価	施設所管課所見(確認方法・頻度)	施設所管課評価
安全・危機管理	防犯・防災のマニュアルが整備されているか、またマニュアルの内容は職員に周知されているか	防犯・防災マニュアルを作成、訓練を実施し、職員に周知徹底を図っている。	マニュアルは適正に整備され、職員研修により、防犯・防災や緊急時に対応できるよう周知されている。	○
	緊急時の初動連絡体制の整備や避難誘導等の訓練を実施しているか	・電話及びSNSを利用した緊急連絡体制を整備している。 ・毎年1回緊急時の定期訓練及び避難誘導等の訓練を実施している。 ・令和6年度は、普通救命講習を実施した。	避難訓練の実施に加え、職員研修の一環で非常時対応についてグループワークを行い、心構えと具体的行動を確認し、主体的に防災意識の向上と安全確保のための技術習得を図っている。 職員は救命救急の講習を受講し、全員が救命技能認定証の交付を受けるなど、緊急時に対する体制を整備している。	○
	日常の防犯・防災管理体制は適切か	・イベント、講座開催時には災害時の対応について参加者に説明している。 《移転前》 ・館内の見回りなど日常の防犯・防災管理は適切に行い、閉館後は警備会社に委託している。 ・防犯対策として敷地外回りフェンスとライトを設置。1階受付カウンターに防犯カメラ、非常用ブザー、防犯スプレー、さすまたを設置している。 《移転後》 ・館内の見回りなど日常の防犯・防災管理は適切に行っている。 館内には防犯カメラ、5階受付カウンターには、防犯スプレー、さすまたを設置している。	利用者への災害時対応を説明することで、施設全体での防災管理体制の構築を図っている。 移転前後を通して、必要な備品をそろえ対応しているほか、日常的な見回りを実施し、防犯・防災管理を徹底している。	○
	鍵の保管、施錠管理が適切になされているか	夜間見回り時のチェック表を作成し施錠を確認している。鍵の保管、施錠管理は適切に行っている。	鍵の保管及び管理について、適正であることが認められる。	○
施設管理	共通 建物設備備品	日常・定期点検が計画的に実施され、点検記録が適切に保管されているか(建物、設備、備品)	日常点検、定期点検ともに実施しており記録は適切に保管している。	建物・設備の法令点検及び定期点検は適切に実施され記録を保管している。
		修理・更新が必要な場合は原因を含めて速やかに報告しているか(建物、設備、備品)	速やかに報告・相談している。必要に応じて写真撮影や記録をとっている。	適切・迅速に報告されている。
		修繕等を適切におこなっているか(建物、設備、備品)	修繕内容について区と協議し複数社の見積をとり、適切に実施している。	区と協議の上、必要な修繕が行われている。
		業務の再委託は手順に沿って適切に行われているか(建物、設備)	年度協定書の仕様書に基づき実施している。	再委託は適切な手順によって行われ、契約書を保管している。
	設備管理 備品管理	省エネルギーの取組みは適切に実施されているか(建物、設備)	利用者の安全に配慮し、省エネルギーの取組を行っている。	利用者の安全を優先したうえで、館内表示のほか、必要に応じて利用者に直接協力を依頼するなど、省エネルギーへの取組を行っている。
		機器の取扱説明書等は整備・保管されているか	取扱説明書等はファイルし、定位置に保管している。	適切に整備・保管している。
		機器の取扱説明書等は整備・保管されているか	取扱説明書等はファイルし、定位置に保管している。	適切に整備・保管している。
	備品台帳に基づき適切に整理整頓されているか	適切に行っている。	適切に整備・保管している。	○
清掃	清掃	日常及び定期清掃が適切に実施され、施設、設備、備品は清潔に保たれているか	・清掃係員と密に連絡をとり、不具合があればすぐに対応できるようにしておらず常に清潔に保たれている。 ・感染症予防対策として、共有箇所は薬剤による消毒作業を行っている。	日常及び定期清掃が実施され、衛生的な状態が保たれている。
		洗面所等の消耗品は常に補充されているか	《移転前》 洗面所は1時間おきに清掃係員がチェック表に基づき点検しており、消耗品が不足しないよう心掛けた。 《移転後》 職員が定期的に点検し、消耗品が不足しないよう注意している。	移転前及び移転後も適切に管理されている。
	ごみの分別等、リサイクルの取組みは適切に実施されているか	職員全員がごみの分別と減量化を常に意識し、リサイクルに取り組んでいる。	利用者のごみの持ち帰りを協力依頼するなど、ごみの減量化及び分別に努め取り組んでいる。	○
	施設周辺の美観は維持されているか	《移転前》 ・園芸ボランティアの方々に定期的な花壇・植栽の手入れを依頼している。地域の外観にも配慮し雑草の管理だけでなく季節ごとに花々が咲き、近隣住民や来館のお客様からも好評を得ている。 ・デング熱対策として敷地内雨水マスに殺虫剤を散布し、公衆衛生にも配慮している。	美観の維持に努めているほか、旧施設では、区の指示に基づくデング熱対策にも積極的に取り組んだ。	○

項目	確認内容	指定管理者自己評価	施設所管課所見(確認方法・頻度)	施設所管課評価
----	------	-----------	------------------	---------

### 3 指定管理者総合所見（サービスの提供に関して工夫・改善した点、運営上の今後の課題等）

#### 工夫・改善点

- ・令和6年度においては、新施設への移転業務が加わり、移転延期の変更作業や新施設の利用についての問い合わせ等、丁寧に説明し、室場利用の促進、区民の交流の場としての機能向上に努めた。
- ・(施設管理)
  - ・うぐいすネットのシステム変更(令和6年1月)に伴う、その後の利用者からの問い合わせについては、個別に丁寧に対応を行った。
  - ・施設の移転について、様々な問い合わせがあり、ホームページや館内掲示等で案内、周知に努め、丁寧かつ分かりやすい説明を心掛けた。
  - ・移転延期に伴う返金や室場変更等の案内を迅速かつ丁寧な対応を行った。
  - ・清掃時の消毒に加え、更なる感染対策を希望する利用者には、感染対策セット(アルコール、手袋、ペーパータオル、ゴミ袋)の貸出しを行った。
  - ・複合施設内の入居施設間企画担当者会議、連携調整会議に毎月参加し、連携を図っている。

#### 〈男女共同参画推進事業〉

- ・事業会議を設置し、企画・運営・総括を毎月行っている。事業の内容や目的、対象者に合わせた開催方法を選択し、さまざまな切り口で男女共同参画、ジェンダー平等社会の実現に資するよう企画、実施した。加えて、会議では事業の成果と効果を検証し、今後の課題や問題点を話し合い改善策を検討している。
- ・事業評価会議では、前年度実施した事業全体を振り返り、区民の課題解決に効果はあったか、社会や区民のニーズに合った事業であったかを検証した。
- ・男女共同参画を推進する知見を深めるため、職員には積極的に研修機会(オンライン含む)を与え、スキルアップを図った。
- ・申込・参加状況について統計を取り、今後の事業運営を検討する上で参考となる情報収集に努めた。

#### 今後の課題について

- ・利用者が安全・安心に利用できるよう、新施設の設備や備品のメンテナンスに努め、優先順位を考慮し修繕し、利用の継続を図る。
- ・利用者からうぐいすネットの利用方法や新施設の仕様などの問い合わせが多く、利用者の立場に立った分かりやすい説明を心掛け、区民の利用促進及び区民活動の支援に努める必要がある。
- ・土日・祝日の講座開催や新施設での土日の室場利用の増加に加え、パーテーション移動を伴うレイアウト変更や付帯備品の貸し出し作業等、臨機応変な対応を求められる業務が増えた。開館時間の長さや休館日の少なさから、職員のワーク・ライフ・バランスを考慮したマネジメントを行っているが、人材の確保が引き続き大きな課題と認識している。
- ・第8期男女共同参画推進プランには、SDGsの目標「No.5ジェンダー平等の実現」が掲げられている。ジェンダーによる差別や偏見をなくすためには、男性・女性という括りだけでなく、SOGI(Sexual Orientation and Gender Identity)を視野に入れた啓発活動が必要と捉えている。
- ・複合施設内でより一層の連携を図るとともに、出前講座・研修などのアウトリーチにも取り組んでいきたい。

### 4 施設所管課総合所見（施設運営の総合的な評価）

- ・施設の設置目的や役割を理解し、男女共同参画の推進に関する事業の実施及び施設の管理運営が行われている。
- ・大田区男女共同参画推進プランの趣旨を理解し、参加者アンケートで得られた満足度や意見等に基づく評価に加え、コスト面からの評価も自主的に実施するなど、事業の検証にも積極的に取り組んでいる。
- ・令和6年12月の大森北四丁目複合施設への移転では、移転前後の施設管理を適切に行うことができた。想定外の移転時期の延期などに伴って生じた施設利用者への案内は迅速かつ適切であり、利用者が混乱せずに済んだのは指定管理者のスムーズ且つ熱心な区民への働きかけによる功績が大きい。移転作業以外についても所管課との連絡を密にし、区からの指示に基づき工夫して取り組み、適正な施設運営を継続できた。
- ・施設利用者数については、移転により一時的に減少が見られるが、新たな利用者層につながった面も見受けられる。
- ・感染症や熱中症に関する区の方針や防止対策について、館内掲示や声掛けなどを通じて安全対策に努めるなど、継続的に適切な施設運営を行ってきたものと評価できる。
- ・施設の設置目的達成に向けては、区と指定管理者とが協働し、それぞれの役割を明確にして責任を果たすことで質の向上を図る。

### 5 財務状況に関する施設所管課所見

公認会計士による審査の結果、財務状況は重要な問題点(指摘事項)は見当たらないとの結果であった。  
そのため、財務面からは当該施設の管理運営を適正に代行できる状況にあると判断する。

総務財政委員会
令和 7 年 11 月 11 日
総務部 資料 3 番
所管 経理管財課

## 工事請負契約の報告について

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報告番号	1
工事件名	桜のプロムナードの整備工事（仲池上）その 1
契約金額	¥ 110,000,000-
契約の相手方	大田区鶴の木二丁目 33 番 8 号 鹿実建設株式会社 代表取締役 岡村 基樹
契約年月日	令和 7 年 10 月 16 日
工期	令和 8 年 3 月 31 日
工事概要	

### (1) 工事場所

大田区仲池上二丁目 5 番から 9 番先

### (2) 工事内容

施工延長 286 m、舗装工 一式、排水施設工 一式、街築工 一式、  
交通安全施設工 一式、道路植栽工 一式

### (3) 案内図



# 入札経過調書

入札年月日 令和7年10月16日	件名 桜のプロムナードの整備工事（仲池上）その1		
入札参加者	第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）	
1 株式会社市石工務店	¥121,500,000 予定価格超過		
2 栄伸道路株式会社	¥116,800,000 予定価格超過		
3 鹿実建設株式会社	レ¥100,000,000 総合点36.5点 価格点18.0点 技術点18.5点		
4 株式会社トモエコーポレーション 東京支店	¥92,480,849 総合点8.5点 価格点0点 技術点8.5点		
5			
6			
7			
8			

契約の相手方 名称 鹿実建設株式会社  
 所在地 大田区鶴の木二丁目33番8号

契約金額（税込） ¥110,000,000 (落札率93.60%)  
 (税抜) ¥100,000,000

予定価格（税込） ¥117,525,100  
 (税抜) ¥106,841,000

總務財政委員會  
和 7 年 11 月 11 日  
總務部 資料 3 番  
所管 経理管財課

## 工事請負契約の報告について

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報告番号	2
工事件名	貴船堀公園改良工事その1
契約金額	¥95,700,000-
契約の相手方	大田区萩中三丁目19番4号 大森興産株式会社 代表取締役 園田 二朗
契約年月日	令和7年10月8日
工期	令和8年3月13日
工事概要	

## (1) 工事場所

大田区大森東三丁目 27 番から五丁目 4 番先

## (2) 工事内容

撤去工、土工、園路広場工、休養施設工、遊戯施設工、便益施設工、管理施設工、給水設備工、排水設備工、電気設備工、植栽工

### (3) 案内図



# 入札経過調書

入札年月日		件名		
令和7年10月8日			貴船堀公園改良工事その1	
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	大森興産株式会社	レ¥87,000,000 総合点32.1点 価格点14.1点 技術点18点		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方 名称 大森興産株式会社  
 所在地 大田区萩中三丁目19番4号

契約金額(税込) ¥95,700,000 (落札率95.91%)  
 (税抜) ¥87,000,000

予定価格(税込) ¥99,777,700  
 (税抜) ¥90,707,000

総務財政委員会
令和 7 年 11 月 11 日
総務部 資料 3 番
所管 経理管財課

## 工事請負契約の報告について

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報告番号	3
工事件名	かにくぼ公園拡張工事（拡張部整備）
契約金額	¥ 69,300,000-
契約の相手方	大田区北千束二丁目 18 番 7 号 株式会社第一造園 代表取締役 西濱 大祐
契約年月日	令和 7 年 10 月 16 日
工期	令和 8 年 3 月 13 日
工事概要	
(1) 工事場所	大田区北嶺町 17 番 13 号
(2) 工事内容	擁壁工、舗装工、スロープ工、休養施設工、遊戯施設工、便益施設工、管理施設工、給水施設工、排水施設工、電気設備工、植栽工、道路施設工
(3) 案内図	

# 入札経過調書

入札年月日		件名	かにくぼ公園拡張工事（拡張部整備）	
令和7年10月16日				
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）	
1	株式会社錦花園	辞退		
2	株式会社第一造園	¥64,000,000	¥63,000,000	
3	藤東造園建設株式会社	¥70,000,000	不参	
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方 名称 株式会社第一造園  
 所在地 大田区北千束二丁目18番7号

契約金額（税込） ¥69,300,000 (落札率99.12%)  
 (税抜) ¥63,000,000

予定価格（税込） ¥69,917,100  
 (税抜) ¥63,561,000

総務財政委員会
令和 7 年 11 月 11 日
総務部 資料 3 番
所管 経理管財課

## 工事請負契約の報告について

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報告番号	4
工事件名	大田区池上会館舞台照明設備改修工事
契約金額	¥ 90, 640, 000 -
契約の相手方	台東区池之端二丁目 7 番 17 号 井門池之端ビル 株式会社松村電機製作所 東京支店 支店長 塚田 晓
契約年月日	令和 7 年 10 月 16 日
工期	令和 9 年 2 月 26 日
工事概要	

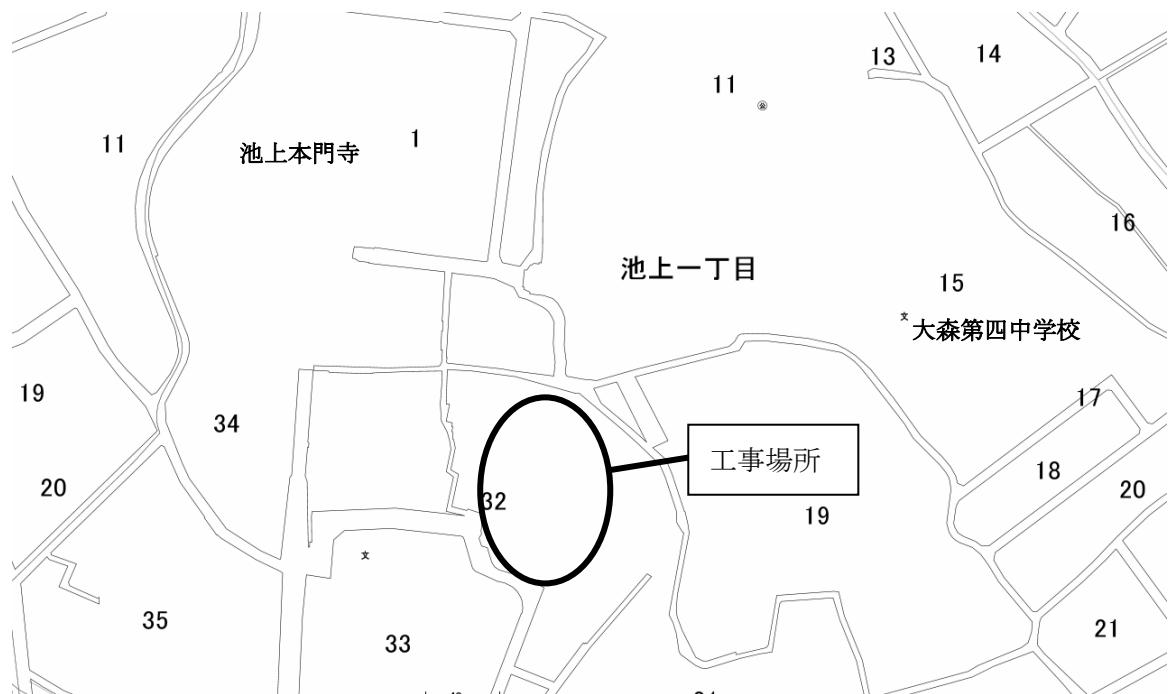
(1) 工事場所

大田区池上一丁目 32 番 8 号

(2) 工事内容

大集会室特定天井改修に伴う舞台照明設備工事

(3) 案内図



# 入札経過調書

入札年月日		件名		
令和7年10月16日			大田区池上会館舞台照明設備改修工事	
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	株式会社松村電機製作所 東京支店	¥89,500,000	¥82,400,000	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方 名称 株式会社松村電機製作所 東京支店  
 所在地 台東区池之端二丁目 7番17号  
 井門池之端ビル

契約金額(税込) ¥90,640,000 (落札率95.07%)  
 (税抜) ¥82,400,000

予定価格(税込) ¥95,337,000  
 (税抜) ¥86,670,000